

平成30年第2回小笠原村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2



第 1 号 （6月6日）

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○欠席説明員	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○会議時間の延長	5
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○会期の決定	6
○一般質問	6
清水良一君	6
安藤重行君	14
一木重夫君	25
杉田一男君	35
稲垣勇君	45
○散会の宣告	49



第 2 号 （6月7日）

○議事日程	5 1
○出席議員	5 2
○欠席議員	5 2
○出席説明員	5 2
○欠席説明員	5 2
○事務局職員出席者	5 2
○開 議	5 3
○会議時間の延長	5 3
○報告第 1 号の上程、説明、質疑	5 3
○報告第 2 号の上程、説明、質疑	5 4
○報告第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○報告第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○報告第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○報告第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○報告第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○報告第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○閉会中の継続調査の申し出	9 2
○閉議及び閉会	9 2
○署名議員	9 3



小笠原村告示第4号

平成30年第2回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年5月24日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成30年6月6日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯨 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

不応招議員（なし）

平成30年第2回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成30年6月6日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 報告第 1 号 平成29年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について
- 第 2 報告第 2 号 平成29年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 3 報告第 3 号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 4 報告第 4 号 平成29年度小笠原村一般会計補正予算（第6号）（専決処分）
- 第 5 報告第 5 号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）（専決処分）
- 第 6 報告第 6 号 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（専決処分）
- 第 7 報告第 7 号 沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）請負契約の締結について（専決処分）
- 第 8 報告第 8 号 水処理設備改良工事（その2）請負契約の締結について（専決処分）
- 第 9 議案第34号 蝙蝠谷農業団地条例（案）
- 第10 議案第35号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（案）
- 第11 議案第36号 防災行政無線設備更新工事請負契約の締結について（案）
- 第12 同意第 3号 小笠原村監査委員の選任について

出席議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯁 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	渋谷 正 昭 君
教 育 長	松 本 隆 君	総 務 課 長	セーボレー 孝 君
総務課副参事	杉 本 重 治 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
環 境 課 長	岡 島 一 徳 君	建設水道課長	繁 藝 則 仁 君
建設水道課 副 参 事	岩 本 弘 幸 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
教 育 課 長	持 田 憲 一 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 津 源 君	書 記	萩 原 佳 代 君
---------	---------	-----	-----------

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田 望君） ただいまから平成30年第2回小笠原村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田 望君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、一木重夫君及び4番、鯉江満君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（池田 望君） 次に、事務局長から諸般の報告をさせます。

○事務局長（大津 源君） ご報告いたします。

村長から、平成30年5月24日付、小笠原村告示第4号をもって、本定例会の招集通知があり、5月28日付で議案2件、報告8件、6月4日付で議案1件、同意1件の送付がありました。

次に、村長から、5月24日付で議会説明員出席者の通知がありました。

次に、教育長から、5月15日付で、平成29年度分の小笠原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出、5月24日付で議会説明員出席者の通知がありました。

次に、議長、池田 望君の出張等についてご報告します。

3月20日、議員5名とともに、小笠原中学校の卒業式に出席しました。

3月23日、議員4名とともに、小笠原小学校の卒業式に出席しました。

4月5日、村長とともに、小笠原諸島返還50周年記念PR隊として東京都知事を訪問し、記念式典への出席要請と記念事業のPRを行ってまいりました。

4月13日、村長とともに、第93回小笠原諸島振興開発審議会に出席しました。

5月18日、村長とともに、第94回小笠原諸島振興開発審議会に出席しました。

5月19日、海上保安制度創設70周年記念観閲式及び総合訓練に出席しました。

5月22日、議員6名とともに、東京都議会主要会派を訪問し、村政課題等について情報・意見交換を行ってまいりました。

5月23日、東京都島嶼町村議会議長会第1回臨時総会並びに東京都町村議会議長会役員会及び平成30年度第1回定期総会に、また同日、議員6名とともに、東京都町村議会議員講演会及び意見交換会に出席しました。

5月24日、平成30年度第1回公益財団法人東京都島しょ振興公社運営検討委員会に、また同日、議員6名とともに、小笠原諸島返還50周年記念シンポジウムに出席しました。

5月25日、副議長とともに、東京都島嶼町村議会議長会東京港視察に参加しました。

5月26日、島じまん2018の開会式に出席しました。

5月28日、副議長とともに、平成30年度町村議会議長・副議長研修会に出席しました。

次に、小笠原村監査委員、稲垣直彦君及び鯉江 満君から、3月22日付、4月25日付及び6月4日付で、例月出納検査の報告がありました。

報告は以上です。

◎会期の決定

○議長（池田 望君） 次に、会期についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日6月6日から6月7日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日6月6日から6月7日までの2日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（池田 望君） これより一般質問に入ります。

質問のある議員は、順次挙手をしてください。

◇ 清 水 良 一 君

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1 番（清水良一君） おはようございます。1 番、清水良一、始めたいと思います。

いよいよ本年度、返還50周年という記念の年に入り、執行部の皆様は各種イベントで忙しい毎日を送られているかと思います。そしてまた、今月6月末には父島、母島の返還祭、そして記念式典という大きなイベントが開かれる中、大変忙しい毎日を送られているとは思いますが、この議会、一般質問、しばらくの間おつき合いを願いたいと思います。よろしくお願いします。

今回は、2点お聞きしたいと思っております。

1点目が、危険木、倒木について。そして、2点目は内地に行くための島民の運賃についてです。

まずは、倒木、危険木についてを先にお聞きしたいところでございますが、現在、父島において、特に南のエリアでかなりのリュウキュウマツが、恐らく松くい虫の影響なのでしょうが、どんどん枯れているような状況です。枯れ始めると、大体1年ぐらいでほとんどのリュウキュウマツが倒れております。

ちょっとこれは人数分刷らなかつたんですけれども、回して見ていただければいいんですが、これは偶然なのかもしれないんですけれども、今年に入って私の住んでいる周りの方たちの車や、農業の施設などに倒れ、少なからず被害が出ております。

幸い、人身事故にはなっていないような状況ですが、住民の方たちに、あの松は大丈夫か、この松は大丈夫かというようなことを聞かれることが多くなりまして、今回このことについてご質問したいと思っております。

東京都にも、都道の周りについてはどんな感じでやっているのかということをお聞きしたら、都道を維持する上で必要な部分はどんどん東京都で処理をしていると。大体、都道の10メートルぐらいの脇の、確実に都道に倒れてくるだろうといった危険木については、東京都のお金でどんどん切っているような状況であるということを知りました。

村についても、村道についてはそういった危険木についてはかなり除去していると聞きますが、まずそのあたり、どういう基準で切っていただけるのかをまず聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 清水議員のご質問に答弁をさせていただきます。

2点のご質問ということでしたが、まず危険木についてのご質問でございました。

ご質問が個別具体的なことでございますので、担当課長に答弁させます。よろしくお願いします。

を申し上げます。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） 今の清水議員の質問にお答えします。

まず、村道についてですが、村道の危険木対策ということで、今年で4年目になるんですが、3年前から枯損木の伐採作業委託というのをやっております、それは年間約1,300万円程度予算に入れておまして、大体十数本から20本程度までの危険木を処理しております。

その危険木の策定方法に関しては、東京都と同じように村道周辺10メートル程度の木を、一度村道周り全て確認をしております。危険順位をA、B、Cというふうに3段階に分けて、年次、数十本程度しか切れないんですが、順位をつけてAランクの一番危険な木から優先的にどんどん伐採を行っております。

それで、清水議員の話もありましたが、リュウキュウマツに関して、やはり最近かなり枯れてきているという報告も受けておまして、モクマオウの大木が多いんですが、やはり村道周囲のリュウキュウマツも結構枯れてきているということで、近年に関してはリュウキュウマツの伐採の件数も大分増えてきております。

ということで、報告を終えたいと思います。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

なかなか、この枯損木という枯れた木を切るというのは大変なことだと、作業のところを見たりするとかなり大変で、今、年間1,300万円ぐらにかかっていると。20本ぐらいで1,300万円というと、1本当たりかなりの金額がかかっているということを改めて気づかせていただくわけですが、そういう努力をされているということは、本当に頭の下がる所です。村道については結構やられているというのは何となくわかってきました。

ただ、農道、そして赤道ですね、そういったところを今までどういうことでやっているのか、今後どんな感じでやっていくのかというのを、もしわかる部分がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 農道、赤道と、あわせてお答えをさせていただきたいと思います。

農道、赤道につきましてのお尋ねでございますけれども、通常管理状況ということでお答えをさせていただきます。

生活道路として利用されておりますところにつきましては、危険木、これに限らず、それぞれの機能を維持するための状況に応じた対応という形で行っておるところでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） そうすると、生活に使っているような農道、赤道については、今後倒れるだろうという木はどんどん切っていくという理解でよろしいわけでしょうか。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 先ほど、建設水道課長のほうから、村道についての対応ということでお答えをしておりますけれども、まず農道につきましては東京都の整備した農道を、今、順次村のほうに移管を受けているところでございます。村道のように調査を行った上で、危険木、支障木といった内容での確認というのはまだ行ってはおりません。

ですけれども、危険が及ぶ可能性が確認されるものにつきましては、対応をさせていただいておるところでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

よく考えてみますと、松くい虫で枯れて大量に倒れていくというのは、自然災害にも似たような部分もありますので、恐らく今までは台風シーズンにその枯れたやつがばさばさ倒れて、事後处理的なことになっているかと思います。これだけ枯れたら必ず倒れるようなことがわかってきている中で、ぜひ予防的な形でどんどん対処願えればと思っておる次第でございます。

それと、農道や赤道、村道については主体となっているところが村ということで、対処していただけるということだと思んですが、民民というか、隣の木が倒れて怖いとか、自分のところで持っている木が隣のほうに倒れていってしまうんではないかとか、そんな心配をされている方も中にはおられるのかなということで、民民について何か救助策というのはあるのか、ないのか。

インターネットとかそういうので見ますと、葉山町とか女川町とか、何か幾らかの補助を出しているような自治体もあるようです。その辺については、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 先ほど、村道につきましてのお答えを建設水道課長のほうからさせていただいた際に、かなり多額の費用がかかるというお答えをしておりますけれども、基本的には危険木、支障木の存在する土地の所有者の方に対応いただくのがいいのかなと

は考えておるところでございます。

ということを含めまして、先ほども申し上げましたとおり、今後調査をさせていただくという形で進めていく所存でございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1 番（清水良一君） どうもありがとうございます。

とにかく、現状を調査していただけるということで、それで対処していただければありがたいかと思います。

台風シーズンがこれからやってくるわけなので、やっておけばよかったということになるべくならないように、スピード感のある形で調査をしていただけると非常に助かると思います。

危険木については、以上にしたいと思います。

続きまして、内地に行くための島民の運賃についてということでお聞きしたいと思います。

今回、このことを聞くに当たって、伊豆七島の南部、北部の島々の状況を聞く機会がありました。

有人国境離島法というのが平成29年4月7日に施行されて、国絡みでとにかく国境離島についてのアクセスに、公的な資金を導入していこうという方針が打ち出されました。

それによって、伊豆七島、伊豆諸島南部地域がまず対象になって、平成29年9月1日より航空路についての運賃に公的な資金が導入されて、島民割引ということで、通常の価格よりも大体40%引きという形で、今、島民の方たちが東京までのアクセスを行っているというふうに聞きました。

ちなみに、羽田－八丈島が、通常2万2,100円のところが、離島空路島民割引ということで1万3,500円。それから、調布－三宅島というのが、通常1万7,200円なのが1万400円ということで、これによってかなり八丈島、三宅島についてはアクセスが低廉化されたわけですが、これについて北部地域が逆転してしまったということで、平成30年4月1日から東京都から公的資金が投入されて、同じように大島、新島、神津島についても約40%の割引をするようになったそうです。

この有人国境離島法によって、全国的、日本のそういった離島について、かなりアクセスについて公的な資金が導入されているようです。そういった中で、小笠原については、そういう離島の中でも特に厳しいエリアということで、釈迦に説法ではございますが、小笠原諸島振興開発特別措置法というのがあり、さらに手厚い政策が打たれているかと思いま

す。

その小笠原諸島振興開発特別措置法の先駆けとなっている沖縄振興特別措置法、そして奄美群島振興開発特別措置法という特別措置法があって、平成26年から奄美群島振興開発特別措置法が施行されて、奄美群島では公的資金がアクセス、交通費に投入されました。私たち村議会議員で視察に行ってみましたが、非常にびっくりするぐらい、東京から奄美大島までかなり値段が安く行けるようなことにもなっています。

それに影響されて、この有人国境離島法というのができて、各島々がそれを要望しているんじゃないかと思うわけですが、先輩の奄美群島振興開発特別措置法というのが小笠原よりも10年ほど早く施行されているので、小笠原諸島振興開発特別措置法はこれを見習いながらやっていくのかなと思っています。

そんな中で、平成31年から新しい小笠原諸島振興開発特別措置法が始まるということなんですが、その辺について、公的資金の導入、アクセスについて、村としてどのようなアクション、考え方をしているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 清水議員の島民の運賃についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、昨今、離島に関連する法律におきまして、交付金制度が導入されております。

具体的には、平成24年度の沖縄振興開発特別措置法を皮切りにしまして、その後、離島振興法や奄美群島振興開発特別措置法、そして先ほどからお話に出ておりますように、昨年施行されました有人国境離島法において交付金制度が導入されて、その中で航路や航空路の運賃の低廉化に資するメニューが実施をされているところでございます。

また、それぞれの法律の目的が違いますように、運賃低廉化の位置づけや支援内容も違っておりまして、その背景には各法律の対象地域の地域性や状況の違いがあるというふうに思われます。

そのような状況の中、現在進めている本村の小笠原諸島振興開発特別措置法の改正、延長の中での対応でございしますが、運賃低廉化の可能性を模索すべく、村でも検討をし、国、東京都と協議をしてきたところでございしますが、交付金制度におきましては、都道府県が交付金の計画策定の権限や財政負担の義務を有すること、また既存の交付金の振興開発事業のソフトメニューを一旦白紙にすることが求められ、村事業の診療所運営の運営費の確保が確約されないことなどの課題があり、総合的に判断した結果、交付金制度の導入につ

いては今回断念をしているところでございます。

ちなみに、定期船の新造に当たっての支援でございますけれども、国からは振興開発事業において建造費補助の財政支援がなされており、東京都からの財政支援も合わせまして、新造船の建造費の50%が行政から支援をされております。このことは、他の法律では実績がありません。小笠原の特別措置法においてのみ実施をされているところでありまして、間接的ではありますが、このことが現行の運賃体系を抑制している一つの要因であるというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、村民の運賃負担の軽減につきましては、当村においては他の法律の交付金制度導入以前からの課題となっておりまして、これまで村、村議会の共通認識のもと、運航事業者や東京都と協議を行ってきたところでございます。

最近の動きとしましては、平成25年6月の定例会におきまして、一木議員から島出身の学生の割引についてのご質問をいただき、伊豆航路の割引率が35%という事実を確認したことを受け、早速運航事業者及び東京都と協議をしてきたところでございます。

これまで、運航事業者の自助努力として、村民割引の25%を35%に拡大していただくことを柱に交渉しておりますが、現在は定期船が新造されたことから、その運航収支の動向を見定めながら、今後協議をするということとしております。

村民の運賃負担の軽減につきましては、引き続き時期を見定めながら、運航事業者及び東京都と協議を進めてまいり所存でございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

確かに、小笠原の置かれている立ち位置というのが、日本の離島の中でも格段に違うレベルにあるんだなというのを改めて感じるわけですが、かなりの公的資金が投入されて、こうやって私たちがこの島に住んで、こうやって暮らしてられるんだなというのを感じるわけでございますが、今回の有人国境離島法のアクセス、運賃について、基準になる考え方ということで、J Rの普通旅客運賃を基準にしよう。それで、J R並みの値段に離島をしていこうというようなこともございます。

ちなみに、J Rの普通旅客運賃というのを調べてみますと、営業キロ、1,000キロから1,040キロというのが大体1万2,640円ということで、現在往復で2万5,000円ぐらいなんです。現在東京－父島間というのが大体3万8,000円ぐらい、島民割引でかかっているんじゃないかなと思うんですが、そのくらいの、まだこれだけ公的な資金が入っても格差があ

るということを、今後とも東京都なり国なりに提示していただければと思っている次第でございます。

そして、今回の有人国境離島法という枠組みの中で、そういった島の人たちが、特に奄美大島を見てきたときに、今まで東京まで往復で七、八万円くらいかかっていたという運賃が、今、ちなみに来週例えば沖縄に東京から行くと検索しますと、大体沖縄ですと1万7,000円ぐらいで往復できる。そして、奄美大島だと2万円ちょっとぐらいで往復できるような、オフシーズンになるともう、1万円ぐらいで往復できるようなことが起きていて、島民の方たちがかなりいろんなことにチャレンジしていると。

そういうことで、非常に奄美大島自体、奄美の島民の方たちが今までとても考えられなかった、ニセコでスキーをやっていたりとか、そんなことも、そして、いろんなところに行くことによって、観光することによって、奄美大島がまた活性化されているようなことも聞きます。

やっぱり人間というのは動かないと、なかなか元気がなくなるというのを、今回私も議員にさせてもらって、年3回の出張ということをしてもらって、非常に元気が出てきます。いろいろ先進地を見させてもらったりということで。その前までは、本当に1年か2年に1回、里帰りで帰って、そのついでに回る程度だったんですが、やっぱりだんだん自分が元気がなくなっているんじゃないかなというのを感じました。

今後とも、島の方たちが動きやすいように、本当に東京に出るしか、この島ではないということを頭に入れて、努力をしていただきたいと、常に要望していただきたい部分でございます。

長い歴史でそういう、ずっとやっておられたということはわかっているんですが、さらに周りの島々がそういった離島振興法ということで動いている中、ぜひ今後ともお願いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 交通運賃の住民割引については、現在も、先ほど答弁しましたように、交渉を続けているところでございますので、何とか伊豆七島並みの35%というところを今、交渉の軸としております。いろいろな諸条件はありますけれども、今後とも継続をしてまいりたいと思います。

今、議員からのご質問の中で、いろんな島がその振興法の中のいろいろな手だてを使って、元気が出るような努力をしていると。本村は本村なりの努力をしているわけですが、各島

に訪れていただければ、やはりどこがどれだけ元気があるのか、人口が減少傾向にあるのか、増えているのかというところから、振興策については総合的な観点からいろいろ考えていきたいと思います。

運賃割引については、先ほど答弁しましたように、今後も協議を続けてまいります。そのことはお約束をいたします。

○議長（池田 望君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◇ 安 藤 重 行 君

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 2番、安藤重行です。

50周年記念事業で、役場はもとより関係機関、村民の皆様も大変忙しくされていることか
と思います。大変ご苦労さまでございます。何とかこの1年、協力して頑張っていければ
と思っていますので、本当によろしくお願ひしたいと思っています。

それでは、今回1点について質問させていただきます。

役場の各課の担当職務、あるいは職員の配置、構成に伴う見直しなど、またそれに伴う人
材育成等についての諸課題についてお伺ひしたいと思っています。

村長は、各課の事務分掌の精査を実施して、課の構成、職員構成の見直しをしていく中か
ら、今の小笠原村の抱える課題を考慮して、よりよい適正な行政サービスが実施できる
というものをつくっていくことが必要だと思っています。

そのためには、村長はどのような指示をされ、取り組みを実施してきたのか。また、今後
どのように取り組んでいく方針なのかをお伺ひしたいと思っています。

課内で抱えている職務の遂行に支障を来していないのかなどについては各課で精査されて
いるのか。各課との調整を綿密にして、それぞれの課題を真摯に受けとめて問題解決に努
めているのか。職務の遂行に支障を来していないと思われても、各課の職員個々の能力の
高さによって維持されているだけで、その職員がかわれば途端に新人の分を補填するた
めの、結局ほかの職員に負荷がかかるシステムになっているのではないか。そのようなこと
を大きく懸念しているわけです。

実際、稼働しなくなるのではと思える職場もあると、私自身は感じています。それは、村
民へのサービスがおろそかになる可能性があるということにつながるから、そのリスクを

避けたいという思いです。

各課の職員不足についての調整は、どのような話し合いが行われているのか。あるいはどのような調整が行われているのか、お伺いしたいと思います。

この後は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 安藤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、私は職員に基本的なところを伝えております。職務を全うするためには、まず村民の皆様と向き合い、村民の皆様の目線で仕事をする、これが基本的なことであるというのが私の第一の指示でございます。明るく、元気に仕事をするようにと。

ご質問いただきました各課及び係の事務分掌につきましては、各課長及び係長のもとに毎年精査をし、効率のよい行政運営を考えて、年間の業務を運営するように指示をしております。

時代とともに行政需要は多岐にわたりまして、複雑化しているところでございますが、適宜、配分や配置を見直し、十分な住民サービスをできるよう、職員とともに日々努力を重ねてきたところでございます。

どれだけの結果が村民の皆様から見たときに出ているか、どれだけの点数をいただけるか、なかなか難しいところはあると思いますが、今後もより時代に適した運営ができるよう、その初心を忘れず努力をしまいる所存でございます。

その後は自席ということでございますので、担当課長を含め、再質問には答えたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 安藤議員の質問の中で、村の各課に関する詳細なご質問がありましたので、その点につきましては私のほうから答弁させていただきます。

新たな行政需要や法改正等に伴い、業務は年々多岐にわたり複雑化、高度化していると感じております。

業務量と適正な職員数との比較検証をしながらも、まずは業務をマニュアル化、標準化して簡素化し、誰にでもできる、そしてまた次の担当者にも容易に引き継ぐことができる、そんな仕組みをつくるという基本が大事かと考えております。

また、システムの導入、指定管理や外部委託など、費用対効果を考慮しながら、時代に沿った方法で労力を削減し、余裕を持つことでサービスの向上につながると考えております。

その上で、人員不足の部署につきましては、組織編成の見直しを検討する必要があると考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 村長と課長のほうからお話をいただいたんですが、村長からの取り組みの指示は大変重要になってくると思っています。初心を忘れずにとということもおっしゃっていましたが、やはりその辺のことを村民目線できちんとした対応をぜひしていただければと。

それから、課長のほうからやはりマニュアル化とか簡素化とか標準化とか、いろんなこともおっしゃられていましたので、その辺も当然やっていただかないと困るのかなというふうに思っています。

ただ、それでもやはりそれぞれの人員不足というか、そういう問題がやはりまだ起きているのかなという気がいたしております。

それは、3月議会で私が教育長に生涯教育の点から質問させていただいたんですが、対応はできていないということでございました。そのときの返答が、職員不足でそこまで手が回らないと平然と言われてしまいましたので、ちょっとその辺は啞然としたんですが。

それでは、ちょっと教育長にお伺いしたいんですが、その後、不足している職員確保のために、もう2カ月たっているんですが、教育長は何らかの折衝を村長と話し合われてきたのか、それともまだ何も話し合われていないのか。今後、折衝する予定はあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 教育長、松本君。

○教育長（松本 隆君） 3月の議会で、安藤議員のご質問に対する私の答弁で、言葉が足りなかったために、村の教育行政に不安を感じさせてしまったことにおわび申し上げます。

昨年度、教育委員会ではフットサル教室やテニス教室などのスポーツ振興事業のほか、南アルプス市中学生との友好都市交流事業、東京都交響楽団の演奏会をはじめとして多くの生涯教育事業を実施しております。

今年度も各支援団体、協力団体と密接に連携協力して事業を推進して、スポーツ、文化活動の振興等、生涯学習の充実に努めていく姿勢はこれまでと変わりません。

以上です。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 生涯教育以外のところでは、いろいろなそういう形でやられているん

だということはわかりました。その中で、やはりスポーツ、文化活動については力を入れているようなお話でございます。

ただ、そういう中でも、文化活動の団体からはいろんな問題点を提起されたりしていますので、その辺は今回ではなくて、また違う機会に取り上げさせていただきたいなと思っています。

決して、教育委員会の問題だけではないんだろうと思います。それぞれの課に、やはりこういう職員不足ということに関しては顕在している問題だと認識しています。環境課だろうが、それから村民課とか教育委員会も今の件でそうなんですが、そういったところではいろいろな課がそれぞれで抱えている問題だというふうに思います。

特に環境課というのについては、私は本当は環境課ではなくて自然遺産課にすればよかったんじゃないかというふうに思っているぐらいなので、実際に今かかわってやられている多くが、ほとんどと言っていいぐらい自然遺産に関する職務がかなりウエイトを占めているんだろうと思います。それ以外でも、実はごみの問題とかエネルギー問題とかいろいろ抱えているわけで、それをやはり補填する職員が不足しているのではないかというふうに常々考えているところです。

村長は、先ほども適材適所で職員配置はされているというふうなことで言われていました。その中でやはり自治法とかいろいろあって、簡単に職員を増やすことはできないということも言われていました。それは何らかの条文にあるのか、または何が理由なのか。

よくよく考えると、高齢者施設を建てたときに、職員を一気に十数人増やしたという経緯があります。この辺のことについては、やはり増員ができるんだなという観点を私のほうでは持ちました。

つまり、実際に大幅な増員が今まで手当てされてきた現状があるわけですので、職員不足を補うのには、どうしても職員を増やせないというのであれば、まず臨時職員の雇用を考えたりとか、次に施設運営を社会福祉法人団体に分離移管することもあわせて考慮して、そういった見直しも含めて、職員の適正配備の見直しが重要になってくるのではないかというふうにも思っています。

ただ、この施設をもし法人に職場を移管するということがあるときには、給与体系が変更されたり不利益をこうむるようなことがあっては、実施ができないという注意が必要なことになります。これは法的に認められていないということだと思います。

そのような観点から、今後どのような改正など検討していくのか、お伺いしたいと思います。

す。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 適材適所の配置により、職員が生き生きと働き、その力を十分に発揮することは、仕事の質や業務の効率を向上させ、サービスの向上につながると考えております。

職員の定員は、定数条例により上限が定められております。国の行政改革のもと、公務員数は抑制されてきた経緯があります。総務省において地方公共団体は行政運営を行う上で、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努め、その規模の適正化を図らなければならない。そのため、各地方公共団体において地域の実情を踏まえ、自主的、計画的に適正な定員管理に取り組むことが求められております。

職員が多ければ、多くの業務が無理なく行えるとは思いますが、それには人件費が膨らみ、経営状況が悪化すれば健全な組織とは言えなくなります。また、執務スペースも足りなくなり、新たな場所の確保が必要となります。

身の丈に合った適正な人員配置を検証し、現在にも将来にも負担とならない組織体制が求められております。総務省及び東京都の指導を仰ぎながら、計画的で適正な人員について検証を行ってまいりたいと思っております。

また、臨時職員は緊急の場合、一時的な業務増や欠員、育児休業中などの必要性がある場合に限り、6カ月の範囲内で雇用できるものとして、地方公務員法に規定されているもので、あくまでも臨時の職であるため、正規職員と同様の職責を負わせることは難しく、必要最小限の雇用と考えております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） すみません、上限があるということでした。ただ、上限があるのに、高齢者施設のときには一気に増やしたという経緯があって、その辺がちょっとよく理解できないんですが。

それから、最少の規模で、やっぱり総務省のほうですね、地域の実情性に合わせてということですが、地域の実情性でやはり実際に、先ほど環境課を引き合いに出してしまいましたけれども、そういうところで足りないという部分についての補填はやはり本来は必要なのではないかというふうに思います。

人件費が、確かに増えてしまって、その分が非常に財政を圧迫するというのもわかりま

す。でも、その辺は村民のサービスということを考えたときに、どちらにウエイトを持たせるのかということは、かなり議論すべきことではないかというふうに考えています。

そういう中で、やはり実際管理している各課の仕事は、果たして現状のままでその課がやっけていてもいいものなのかとか、いささかそういう疑義があるということもあります。

このような観点から、各課の仕事そのものの適正、あるいは分担割合を見直していかなければいけない部分があるのではないかと思います、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 各課、係の事務量が適正に配分されるよう、例年各課、係において事務分担を検証しており、また各課長との人事ヒアリングの中で、事務量や配分についても話し合いを行っております。

少人数の部署や職種、季節的な行事や緊急時の対応等により負担増となる部署や職員があることも認識しておりますが、業務が適正な配分となるよう、過剰な負担になる部署がないよう検証しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 事務量が増えたり、話し合われているということなんですが、それでも何かちょっとよく理解できていないところがいろいろあるかなというふうには思います。

まだこの辺については、やはり環境課がやるべき仕事を建設水道課がやっていたりとか、いろんな問題点がまだまだあるのだらうと思います。その辺については、やはりきちんとした見直しをしていかなければいけないのではないかというふうに思います。

そうすると、部屋の問題とかいろいろあって、またそういう問題もたくさん含んでいると先ほどもおっしゃっていたので、その辺については理解はできるんですが、やはり適正な形での課の運営というか、そういうものをやはり模索していくべきではないかというふうに考えています。

仕事の見直しとともに、やはり推進していかなければいけないのは、私は以前にも言ったんですが、人材育成ということになるんだらうというふうに思っています。

その中で、管理職とか一般の職員の研修というのは、現任関連というか、現場でやはり仕事を教えていくというか、そういうOJTという、私の時代はOJT、OFFJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングとかオフ・ザ・ジョブ・トレーニングとかと、外部研修との2つに分けられていたんですが、今でもそんなに変わらないのではないかと思うんですけども、年間どの程度の研修を、またどのような研修を受けさせているのか。

それと、小笠原の場合は遠隔地のために、年間数回の研修があっても、実際に職員が出ていくというのはなかなかできないだろうというふうな、そういう実情があるというふうに理解しています。その辺の実情に合わせて、どのように対処をしているのかお伺いしたいと思います。

例えば、内地休暇中に研修等に出席すれば、その分の内地だけの研修費用の支援など、そういうことがあるのかどうかということで、教えていただければと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 現在、研修の柱とされております自己啓発、職場における現任研修、現任訓練ですね、それから外部研修を実施しております。

外部研修では、東京都市町村職員研修所の新任研修、課長研修を必須として、各種の人材育成研修を選択して受講しております。また、市町村アカデミー、これは市町村職員中央研修所で行っておりますけれども、市町村アカデミーなど、分野ごとに必要かつ参加可能な研修を受講しております。

また、専門職では各種のセミナーや職場研修などを任意に実施しております。長期の研修では、現在1名を島しょ振興公社に2年間の研修派遣を行っております。また、介護職では短期の交換派遣なども実施して経験を積んでおります。

船便との兼ね合いから日程の調整が厳しく、受講の機会が限られてしまうのはやむを得ないといった現状がありますけれども、必要な研修につきましては出張扱いで上京中に受講できるように措置しております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 自己啓発ということもおっしゃられていたんですが、内地ではこの自己啓発で、自分でいろんな研修を見つけて研修を受けるということが、自分で頑張ることが結構できるんだと思うんですが、やはりここではなかなかそれが難しいのかなというふうに思いますので、その辺についての人材育成研修というところで、やはりいろいろ考えなければいけないのかなというふうに思います。

それで、やっぱり大勢の職員がいることから、住民サービスなどの対応のまずさから苦情があるということを私のほうでは聞いていますので、そのような問題点を解消するために、当該職員の研修は当然実施されているのだろうというふうに推察しています。役場の中から余りそういう話が聞こえてこないのも、実際にはどういう研修がされているのかなとい

うふうに実は伺いたいと思ったら、今、課長のほうでおっしゃっていただきましたので、外部との新任研修とかアカデミーとかいろんな研修、専門職についてもいろんな研修、それから長期研修派遣とかいろんな形でやられているんだなというふうに思いました。

そういう話がわかって、職員についてはかなり頑張っていたかないといけない部分があるのかなというふうには思います。

この研修の中で、今いろんなところで問題になっているハラスメント問題というのが当然あるかと思います。このハラスメント問題については、義務研修が実施されなければいけないというのがあるんですが、それはどういう形で村のほうはやられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） まず、自己研修につきましては、各自の努力に依存している部分が強く、一律の底上げとなりづらいことから、市町村職員研修所の講師派遣研修なども数年ごとに受け入れ、自己研磨の機会をつくっております。

また、それらの研修を通じて、村民目線で業務に当たることやハラスメントについての知識を学び、客観的に組織の中の自己を意識できるようにすることが大切な要素と考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ハラスメント問題というのは、別に役場の職員だけじゃなくて、議員自身もやはりいろいろやらなければいけない問題だと思っています。今、特に議員とか事務次官だとか、いろいろなところでそういう問題が起きていますので、最近になってもまだいろいろ報道されていますから、やはりかなり意識を持って、こういう問題は取り組んでいかなければだめなんだろうというふうに思います。

そういったことも含めて、やっぱりいろんなハラスメント問題というのは、別にパワハラだけではないだろうと思いますが、村の中でも決してないわけじゃないと思います。それは、受ける側の問題というのがありますので。

言っているほうはそうだと思って言っていなくても、受ける側がそうだと思えばそうになってしまう場合もあるので、なかなか難しいところなんだろうというふうに思いますけれども、やはりこの辺についてはかなり慎重にやっていただければなというふうに思います。小笠原村では、やはりそういうことのないようにしていかなければいけないのかなと思いますので、やはりしっかりと対応していただければというふうに思います。

最後になりますが、議員になってから3年間、何度か関連したこの問題も取り上げましたけれども、行政機関が意外と遠いと感じている村民の方々から、今回の役場の人事について疑問があるといえますか、なぜ今回のようになってしまったのかと質問されました。

人事にも一定のルールがあるものと認識していましたので、3月の議会でさらっと通達を受けたことも少々気にはなっていました。ここ数年の職員、再雇用職員のルールが変更されたものと思いますが、それはどのような経緯からなのか。

返還50周年記念事業があるからとの説明だったと記憶していますが、人事の是非についてのコメントはしません。そのルールに疑義があると言われれば、私もやはり真摯に受けとめざるを得ないという状況でございます。

これまで、慣例あるいは実態という同様の受けとめ方を私のほうはしていました。その人事の対応が変更された説明が、条例上どうかということではなくて、きちんと関係機関に説明されてきたのか、甚だ疑問だなというふうに思いました。うがった言い方をすると、お手盛り人事と言われても仕方がない。一概にこのことをあげつらうことはしませんが、見方によっては、議会軽視に思えてくる部分もあるかなというふうに思います。

やはりルールはルールとして、そこに配慮があるのが当然ではないかというふうに思います。今回組織上の事情を考慮して、定年後再雇用で継続して現職での対応をしなくては行けなかったのかということです。

個人的には、大変優秀な方々だと思っています。今の職員の方々の中にも優秀な方がおられると思いますが、その中から対応できなかったのか。また、今年50周年が来ることはわかっていたわけですから、なぜその時点で交代できる人材を育成してこなかったのだろうかという疑問となっていることがあります。

ぜひその辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今のご質問の前に、ちょっと一つ答弁をさせていただきたいんですが、安藤議員の中から、複合施設のとくに、職員を増やせたじゃないかというお話が再三今まで出てきましたので、少しその点についての説明をさせていただきたいと思います。

総務課長からの答弁にもありましたように、国、東京都では職員を増やすということには、さまざまな理由から大変厳しいものを持っています。ただ、全国の離島の中でも小笠原のように、微増ではあっても人口が増え、行政ニーズが増えているというところはそうありません。したがって、私どものようなところで人員増を要求するということは本当に少

ないんです。さまざまな理由の中にそういう事情もあってですね。

ところが、複合施設の場合には、あれだけの大きな施設をつくる。そのためには今までの職員では賄えないということから、随分早い時期からご相談をし、数年間にわたっての協議の結果、あれだけの増員を認めていただきました。

あれがあるから、じゃ、なかなか、すぐ簡単にというわけにはいかないというところをちょっと申し上げさせていただきたかったところでございます。

それで、今のご質問でございますが、村では再任用の職員に関する取り扱いについては、平成17年3月31日付で要領を定めております。

その要領の中に、職責という欄がございます。職責につきましては退職時に任用されていた職、または任用されていた職と同等の職、もしくは退職時に任用されていた職よりも下位の職というふうになっております。

したがって、現行の人事は新たにルールとか変更したものではありませんし、そのときの要領に基づく任用でございますから、外部にお知らせをすとかお伺いを立てるといような性質のものではございません。

今年度は、6月に返還50周年行事を控えており、年度を越えて取り組まなくてはならないこと、大過なく行事をとり行うこと等を勘案し、なるべく異動による混乱を抑え、組織に継続性を持たせる必要があると考えたことから、管理職については現行どおり新年度をスタートとする決定を行ったものでございます。

議員より、お手盛り人事と言われても仕方がないじゃないかと、議会軽視と思えてならないというようにご指摘をいただきましたが、正直ちょっと驚きを覚えまして、いささか心外でもございます。

人事権を持つ者が、その行使に当たって、私情を挟んだりルールを無視したりすることはあってはなりません。私は、就任以来、そのことはみずから戒めてまいりました。また、議会にお諮りしなければいけないこと、相談をしなければいけないような案件につきましては、上程をさせていただいておりますし、ご相談もさせていただいてまいりました。今後も、そのような誤解を受けることのないよう、私自身努めてまいりたいと思います。

また、毎年昇任選考試験を実施しておりまして、対象職員が自発的に受験をしております。年代によるばらつきもあるところではございますが、課長補佐級の職員は増えており、課の補佐及び係長等として今、職責を担っております。極めて近い将来、管理職として村政を担う人材となるよう、これからも育成を図るよう努力をしております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 憤りを感じられるということなのですが、取り扱いを平成……

（「憤りじゃなく、心外です」と呼ぶ者あり）

○2番（安藤重行君） 心外ね、ごめんなさい。心外であるということでしたが、平成17年3月30日付でしたか、取扱要綱、職務についてのですね、職責についてがあるということなのですが、実はこれがあることを私も、多分清水議員も全然知らないんじゃないかというふうに思います。

やはりこういうものがあるのであれば、事前にこういうものも議員についてはやはり、新人になったときでも構いませんので、配付とかそういう配慮もしていただければありがたいかなというふうに思います。

人事については、確かに私情を挟んでというふうにやっていないということでございますので、それは当たり前といえれば当たり前のことなんだろうと思いますけれども、一般の人から見れば、そういうふうに見てしまった人たちもいるということが実情であるので、先ほども申し上げましたけれども、私もこういう問題をやっぱり一般の島民の人から言われれば、やはり全然放っておくわけにはいかないという部分もありますので、その辺についてはきちんともう少しわかりやすい状態で、きちんと説明なりをしていただいたほうがよかったのかなというふうには思っています。

50周年の記念事業が大変なことは変わらないので、これ以上、今回の質問についてはこれで終わりますけれども、まだやはりいろいろな観点から、組織のあり方などについてはお聞きしなければいけないかなということはございます。

今、私のところに来ているのだけでも多分14点ぐらい、問題点ということで言われていますので、その辺については今後、各課なのかこういう場でやるのか、それはいろいろと疑問を解決していかなければいけないというふうに思いますので、そのときはご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

これで質疑を終わらせていただきます。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 服務規程とかそういうことについてはあれですが、人事権のことについて、通常の人事を議会の皆様に何かお知らせをするとか、そういうことというのはあり得ないんですね。

それから、今、安藤議員のところに来ているいろいろなご批判とかご疑問とかというのは、

こと人事に関しては、任命権者である私が、いかなる批判があろうともそれをきちっと受けとめていかなければいけない。どうしてあのような人事をしたのかということをつまびらかにするということはやってはいけないということになりますので、その辺のご理解だけはお願いをしたいと思います。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） その辺については理解して、そういう方たちにもぜひ、こんな状態だということは報告していきたいと思います。

村長の人事権というのは確かに一番そこにあるわけですから、その中でやはりいろんな形で、こういう疑念を持たれないような形でいろいろやっていただけたらいいんだろうというふうに思います。

それから、もう1点で、先ほど取扱要綱というのがあるということだったので、そういうのは別に私らにも配付なり何かして、こういうものがあるんだということを教えていただければありがたいということでございます。その辺は間違わないようにしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

◇ 一 木 重 夫 君

○議長（池田 望君） 次に、一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 3番、一木重夫です。

今回の質問は2点。1番目、防災対策について。2点目が、障害児への対応についてでございます。

まず、1点目の防災対策についてです。

先月、議員の研修会がありまして、防災対策の役割と責任について学んでまいりました。その中身が、我々村議の権限というよりも首長の権限の話が多かったものですから、この点を村長にお伝えし、村長の考え方をお聞きしたいと思います。

防災対策全般についての首長としての基本的な心構えをまず教えてください。また、過去の災害から学んだことや感じたことがあれば教えてください。また、国や東京都の役割も含め、今後小笠原諸島全体として取り組まなければいけないことがあれば、教えてください。

あとは、自席にて再質問をいたします。

続きまして、2番目の障害児への対応についてでございます。

最初に、内地に留学をした障害児への対応ということで質問をします。

現状では、島の中では提供が難しい医療や福祉サービス、また教育の分野では自立活動といった中身では、島の中では十分に高品質なサービスを提供するのが難しい部分が現実としてあります。理想は、もちろんこれらの医療、福祉サービス、また自立活動も島の中でちゃんとできるということが理想ではあるんですけども、現状では難しい部分があります。

そんな中、どうしてもそのサービスを受けられる部分、受けられない部分で、障害児の成長に差が出てきてしまうんですね。そういった部分があるので、どうしても保護者はこの島ではなく内地のほうに行って、家族離れ離れになっても、やっぱりその子供のことを、将来の自立を考えて、家族離れ離れという選択を迫られる、そういう状況があります。そして、島と内地との二重生活ということをどうしても強いられてしまう、こういう現実があるわけでございます。

同じような状況が出産にもございますよね。3カ月間、我々は出産のときに家族が二重生活になります。そのための応援資金として現在は40万円、母島の場合はさらに加わった金額の補助制度がこの島にはございます。

そのような出産の補助の制度と同様の考え方で、内地の滞在費の補助制度をこのような場合に創設ができないでしょうか。伺います。

続きまして、一方で、島で暮らす障害児への対応についても考えてほしいことがございます。

来年度、この島に戻ってくる重度重複障害児の方、ご家族がいます。実際、島ではそのサービスを受けることが難しい、そういう医療や療育を受診するために、短期間内地に行くこともございます。伊豆諸島の新島村や神津島村では、障害児が内地の医療や療育を受けるための交通費と滞在費の補助制度もございます。

そこで、伺います。

まず、来年度戻ってくる障害児への受け入れ体制の進捗状況が今どうなっているのかというのを、教育と福祉の分野で伺います。

また、小笠原村でも、障害児が内地の医療や療育を受けるための交通費と滞在費の補助制度を導入できないのかということを伺います。

あとは答弁をお聞きして、自席で再質問をしたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず初めに、首長としての私の災害時に対する心構えというお尋ねがございました。

大前提としまして、首長の大きな使命は村民の財産と生命を守ることでございます。

自然災害、国民保護事案等の危機事態が発生するおそれがある場合、または発生した場合、危機をどう乗り切れるかはトップである私の判断と行動にかかっております。先ほどの大前提の使命を全うする覚悟を持ち、全責任をみずからが負うという覚悟のもとに、陣頭指揮をとるということを心がけております。

私の初期対応における判断と行動で最も重要なことは、村役場に一刻も早く駆けつけて災害対策本部を立ち上げ、速やかに迫っている危機の状況把握に努め、状況によっては人命第一の観点から、空振りという批判を恐れず、最悪の事態を想定して避難勧告等の発令を判断することとしております。

被災後は、地域防災計画で定めている医療救護計画、ライフライン応急対策計画、住宅応急対策計画等の分野ごとに定めている計画に沿って、救援、復旧、復興を進めていくことになります。

防災対策において、初期対応、被災後の対応が速やか、かつ的確に実施できるかどうかは、平時の備えが重要であると認識しております。引き続き防災訓練の実施、災害備蓄品等の充実に努めてまいらなければなりません。

次に、過去の災害から感じ、学んだことでございますが、平成25年に大島町では台風による猛烈な雨で土石流災害が発生し、翌年には広島市で同時多発的で大規模な土石流災害が発生をしました。残念ながら両者とも多くの犠牲者が出ました。

両者に共通するのは、ほとんどの住民が眠りについていた深夜であったこと。そのために被害が拡大しましたが、深夜の避難勧告、避難指示が徹底できなかったことも被害を拡大させた大きな要因の一つと指摘をされています。

避難勧告は、夜中でもちゅうちょすることなく発令し、被害が発生しなかったとしても、空振りでもよかったという姿勢を持つことの大切さを感じておりまして、実際に生かしてまいろう努力をしてまいりたいと考えております。

また、次に国、東京都も含めた小笠原諸島全体として取り組まなければならないことについてでございます。

本村では、災害予防、応急対策、復旧に係る一連の災害対策を実施するに当たりまして、村、東京都、国、指定地方行政機関、指定地方公共機関、協力機関等が全機能を有効に発揮して、自助、共助、公助の基本的な考え方のもと、小笠原村地域防災計画を定め、それぞれの機関の役割を明確にしています。

30年以降に起こる確率が七、八十%に高まったと言われている南海トラフ巨大地震に伴う津波災害については、ハード、ソフト両面で、それぞれの防災関係機関が役割分担の中で対策を進めております。

本村は、本年11月に南海トラフ巨大地震に伴う津波を想定して、東京都と合同で初の総合防災訓練を計画しております。訓練を通じて、東京都、国に対し、災害時派遣を要請した場合、どのような救護・救援が得られるかなどを検証してまいりたいと考えております。

まず、机上で想定されるいろんなことを考え、そのときそれにどう対処できるか、お気づきの方もいらっしゃると思いますが、国の陸上自衛隊の方も何回か実は来島され、いろんな検証を行っていただいているところでございますが、今後ともそういう我々の範疇では手が届かないところ、協力支援を求めなければいけないところについては、積極的をお願いをしてまいりたいとこのように考えているところでございます。

続きまして、障害児への対応ということで、幾つかのご質問をいただきました。

障害児の内地受診、または専門機関を利用するための内地滞在期間における経済的な支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

一木議員のご指摘のとおり、障害児が内地の医療機関を受診、または療育等の専門機関を利用する際には、渡航費のほか一定の期間の滞在費が必要となり、その世帯に負担が生じることは事実でございます。

まず、一時的な内地受診に対する経費の補助についてでございますが、ただいま一木議員からご披瀝がございましたが、都の障害者施策包括補助事業として認められている事例が伊豆諸島ではあると伺っております。

緊急時に、緊急的に内地で受診した場合、交通費及び1泊分の経費の補助を行うというようなことでございますが、小笠原村の場合は内地の滞在が最低でも1週間程度の日数が必要でありまして、一時的な滞在とはならず、この包括補助事業の対象となっておりません。村としては、伊豆諸島と違う小笠原村の特殊事情をご理解いただけるよう、東京都とも相談をしてまいりたいと、このように考えております。

また、内地の特別支援学校に就学する場合についてでございますが、就学期間が長期にわ

たるなど、その負担もかなり大きいものになると考えます。今後このような世帯に対してどのような支援が可能なのか、方法等も含めまして調査研究をしてまいりたいと思います。

議員の中から出産時の話も出ましたが、村ではいろいろな課題を、議会からのご指摘を受け、調査研究をして実を結んだものもございます。今度の案件が行政としてどのような形をとれるかということは、まず調査研究をさせていただきたい、このように考えているところでございます。

そのほかについては、担当者それぞれ答弁をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 教育長、松本君。

○教育長（松本 隆君） 来年度、小笠原に戻ってくることが想定されている児童の受け入れ体制についてお答えいたします。

現在、来年度の特別支援学級の学級編制について、東京都とやりとりをしている最中でございます。来年度当初から受け入れに向けて準備を進めております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 帰島後の障害児への対応について、答弁をさせていただきます。

小笠原村内における障害児の支援について、調整をする場といたしましては小笠原村障害者地域自立支援協議会及び個別支援会議がございます。

現在、帰島後の支援に向けまして、ご本人、ご家族の希望を取りまとめ、それに基づき支援会議を開催し、各関係機関にそのご希望等を割り振り、調整をしております。

希望されている支援の内容、約20項目ほどになるんですけれども、これらの各項目につき、村、社会福祉協議会、明老会、医療課、教育委員会、学校の各関係機関の間で具体的な支援内容、その方法について、実施の可否も含め協議を進めているところでございます。

また、対象児が内地において契約をされている療育相談センターの相談支援員を招聘しまして、それぞれの課題を掘り下げて分析し、協議内に部会を設け、検討をしております。

村内での支援がスムーズに実施できるよう今後も協議を重ね、対象児の帰島に備えて準備を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 再質問をしたいと思います。

まず、防災対策についてでございます。

さきの議員研修会で、これはぜひ読んでおいてほしいという冊子を講師の方から紹介していただきました。それは、災害時にトップがなすべきことという冊子で、内閣府かな、が取りまとめている、災害を経験した15市町村長の提言を取りまとめた冊子でございます。これを幾つかご紹介したいと思います。先ほど村長が答弁された中身で、重複するところが幾つかあったので、それは省いて紹介したいと思います。

まず、平時の備えでございます。

自然の脅威が目の前に迫ったときは、勝負の大半がついている。大規模災害発生時の意思決定の困難さは想像を絶する。平時の訓練と備えがなければ、危機への対処はほとんど失敗する。

日ごろから住民と対話し、危機に際して行う意思決定についてあらかじめ伝え、理解を得ておくこと。このプロセスがあると、いざというときのちゅうちょが和らぐ。

行政にも限界があることを日ごろから率直に住民に伝え、みずからの命はみずからの判断でみずから守る覚悟を求めておくこと。

災害でトップが、村長が命を失うこともある。トップ不在は機能不全に陥る。必ず代行順位を決めておくこと。

日ごろ積極的な災害地支援を行うこと。派遣職員の被災地での経験は、災害対応のノウハウにつながる。

続いて、直面する危機への対応、これ4つご紹介します。

判断の遅れは命とりになる。特に初動の遅れは決定的である。何よりもまずトップとして判断を早くすること。

人は逃げないものであることを知っておくこと。

住民やマスコミからの電話が殺到する。コールセンター等を設け対応すること。

最後ですけれども、とにかく記録を残すことという提言がございます。

村長、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） それぞれがいろいろな形で体験をされた中でのご提言でございますので、一々本当に腑に落ちる話だと思っております。

私どもの、小笠原というところで何よりも気をつけなければいけないのは、1,000キロという距離があるということ。現行では、交通機関は船だけ。いざというときの自衛隊の飛行機がどうかということ、さまざまなことを想定しなければいけないんですが、まず日々

の中で、私の出張が大変多いこと。したがって、私と、少なくとも副村長は現状もそうですけれども、一緒に島を離れるということがないようにするとか、また私が命を落とすだけではなくて、不在の場合に副村長が私のかわりを務めると、そういうところの順位づけについては、私どものところではまず何よりも必須だなと思っております。

そして、現行、防災訓練のときにも、また災害対策で村民の皆様に呼びかけておりますけれども、まず避難。まず避難ということを今後も徹底をし、そういうような訓練をしてまいりたいと思います。

その後の自助、共助、公助ということについては、その災害の大きさ、それから被害等によって変わってくるわけですから、心構えの一として、今申し上げたようなことをきちっとやっていきたいと。

あとは、そうして今ご披瀝いただきました、各地で苦勞された方々の苦勞談を私たちが無駄にしないように、きちっと村の中で落とし込めることは落とし込んでいきたいと、このように思っております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 災害を体験された首長たちの提言というのは、本当に重要だと思いますので、ぜひ参考にしてください。

また、やはり小笠原特有の災害、また二次災害というのものもあるのかなと思っています。

私がかねてからお話をしている近地津波。これは過去に2回、160年前と190年前に6メートルと4メートルの大津波に襲われている。この歴史を忘れてはならないし、この対策をきちんとまとめていかなきゃいけない。それは、小笠原特有の課題。これは絶対に忘れてはいけません。

また、東南海、南海トラフの地震が起きたときに、こちらに津波が来るのは1時間から1時間半後。それでまず逃げるとするのは大事なんですけれども、私が恐れているのは、やはり二次災害。

もし東南海が起きて、関東の沿岸がやられちゃったときに、小笠原に物資が届くのか。水がつかれるのか。食料なんていうのは恐らく1カ月、2カ月、届かないんじゃないかと私は想定しています。

そうなったときの課題というのは、国も考えてくれないだろうし、今現在。東京都もそういうところまで、小笠原特有のことまで考えてくれないよ。それは自分たちで考えて答えを出さなきゃいけないことだと思っていますので、それは東京都の指針とか国の

指針とかに限らず、自分たちで危機を考えて、その対策も考えていかなきゃいけないと思います。

その点についてはいかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 東日本大震災で、想定外ということはないということを身をもってみんなが知ったところでございますね。だから、想定外というのはない。想定は事前に幾ら、どれほどの規模でどうということをももちろん想定することは大事です。

想定をもとに、どういう規範を持っていくか、行動するかということも大事でございますが、それを超えた災害に遭うこともあるということを肝に銘じながら、やはり初心に立ち返るんですけれども、リーダーたる者がその起きた事象にきちっとした判断をし、村民を導いていくということに尽きるんだろうと思っております。

それは、私に限らず、隣にいる副村長、そしてその隣にいる総務課長、そして後ろにいる職員一同が、常日ごろからいざというときの身の処し方というものをきちっと決めていくということに尽きるんだろうと、このように思っているところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 続きまして、障害児の対応についての再質問をいたします。

最初に内地に滞在している今現在の障害児への、またご家族への対応ということで、先ほど答弁で、こちらの補助制度については調査研究をしていくということなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、このテーマを一般質問でやるに当たって、私自身も何とかこの補助制度をつくれないうことなので、村の単費では当然難しいなというのがありましたので、東京都庁のほう、また東京都教育委員会のほうに行つて、何とか、今こういう島の現状があるので、それは伊豆諸島とかほかの全国の離島とは違ふでしょうと。小笠原の特殊な事情があるので、何とか補助制度をつくってもらえないとか、あと現行の補助制度で何とか対応ができないのかという話をしてまいりました。

残念ながら、東京都教育委員会のほうの補助の形態ではなかなか見つからなくて、最初、東京都教育委員会に相談したんですけれども、それでだめだったので、今度、福祉保健局のほうを紹介してもらつて、何とかないのかというところで紹介してもらったのが、障害者施策推進区市町村包括補助事業のメニューでした。

その中で、伊豆諸島の中で新島とか神津島では、島に暮らしている方が内地に行く場合に

滞在費とか、あとその交通費の補助が、この東京都の補助メニューでしているという実績を見つけることができましたので、何とか、先ほど課長の答弁だったかな、村長だったかな、一時滞在にはならないというお話がありましたけれども、小笠原にとっては、9泊10日が一時滞在なんです。それ、私、東京都の福祉保健局の担当者には強く言ってきまして、もう伊豆諸島とは違うんだと。9泊10日が我々にとっての一時の滞在なんだというのを強く言ってまいりましたので、ここはぜひ突破してください。お願いします。

あとは、今回戻ってくるご家族の要望を聞いて、今取りまとめてそれでできる、できないの部分の判断と、あと今後の受け入れ体制をどうやっていくのかという話し合いが持たれていますという答弁がありました。

先日、私、この保護者の方と電話で話をしたんですけれども、その協議会で今議論されている20項目以外の要望も、私、聞きました。これは、執行部に押しつけるつもりは毛頭ありません。議会としての、議員としての役割もあると思っていますので、自分自身も何とかしたいという思いで動いていて、いろんな要望を聞いていますので、ぜひ私とも連携しながら、いや、こういう要望もあったよというのもありますので、ぜひ議会もしくは議員との連携もしていきながら、何とか諸課題を解決していきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 既にご家族から聞き取りをさせていただいたことについては、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

今、一木議員のほうからほかにもいろいろ要望があるということでは、当然お話をさせていただいて、そういった要望の共有はさせていただいて、協力しながら事に当たっていきたいと思います。

さらに、当初離島される前、あるいは保健師が出張した際に内地でお会いして、そういった聞き取りの作業を行っているところなんですけれども、これが全てということではなくて、日々随時追加、更新ということを考えておりますので、今後も十分にお話し合いをさせていただきながら、よりよいサービスができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ぜひ今後とも連携のほうをお願いします。

あともう1点、ちょっと教育委員会のほうにも1点だけまたお聞きしたいことがあるんで

すけれども、教育の分野では国語、算数とか各教科のほかにも、やはり重度重複障害児の場合は大切なのは自立活動じゃないですか。特に重度重複の場合は、各教科というよりも自立活動に非常にウエイトが置かれている。そういう現状がございます。

この自立活動というのは、要は何でもありなんですよ。医療の分野もできますし、機能回復という福祉の分野もやれるわけなんですよ。そういった意味では、自立活動というのは、医療とか福祉の分野との連携というのも重要だということを自分のほうでも学んできました。

自立活動における医療と福祉分野の連携について、どういう方針を持たれているのか、伺いをいたします。

○議長（池田 望君） 教育長、松本君。

○教育長（松本 隆君） 特別支援学校あるいは特別支援学級で展開しています授業は、学習指導要領で規定されている内容になります。その中で、医療分野というのは、具体的な形では示されていません。ですから、それぞれの場合において研究をしていかなければならないところだろうというふうに考えております。

現在、実際に東京都の特別支援学校で、授業の中で医療、療養というようなことが実際なされている例は、私は、申し訳ないんですけれども確認できておりません。

ですから、もし本村でそういうことが必要であるとすれば、全くゼロからのスタートであるし、それからいろいろな人的な部分についての対応とかというところも含めて、研究をしなければならないことだと考えておりますので、かなり実施には時間がかかるかなというふうに考えております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 私も、特別支援学校に視察にも行きましたし、その中でやはり行われている自立活動の中には、機能回復とカリハビリに近いようなことをやっている例もございます。

自立活動というのは、非常に幅広い分野なので、この島でできることを、ほかの先進的に取り組んでいる特別支援学校の例なんかを参考にしながら、つくり上げてもらえればと感じております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） よろしいですか、答弁は。

それでは、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

再開は、午後２時からといたしますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（午前１１時４５分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

（午後２時）

◇ 杉 田 一 男 君

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○５番（杉田一男君） ５番、杉田一男です。

今定例会で質問するのは１点ですけれども、質問通告とちょっと意味、解釈が違うところが出てくるかもわかりませんので、その辺、村長の答弁もよろしくお願いいたしますと思います。

私の質問ですけれども、去る４月３日に調印されました災害時における応急対策業務等に関する協定書という題になっておりますけれども、まずこの応急対策業務というのは何を指すのか、私はこの言葉からちょっと理解できない部分がいっぱいありますので、まずこの協定の目的と意義を改めてお聞きしたいと思います。

そして、もう一つ執行部に対して言うのであれば、この協定書の中身をなぜ議会にも回してもらえなかったのか。それによって、私はもうちょっと意義ある質問ができたのではないかと考えております。

そして、私の解釈であれば、応急時ということですから災害が起きた後の、建設業協力会との調印ですから、災害復旧に対する依頼の件だというふうに私は解釈していますけれども、そういうことであれば、私は災害時の復興事業、支援事業ですね、これに関しては多くの問題が今まで質問の中でも出てきておりますけれども、なかなか解決できない部分、問題点が多かった中で、今回この調印まで行ったというのは、私にとってはすごく驚きの部分でもあります。

まず、この応急対策業務の協定書の目的と意義を聞いてから、私は自席でそれぞれの形で質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 杉田副議長のご質問に答弁をさせていただきます。

先般、調印をいたしました応急対策業務等に関する協定書に関するご質問でございました。

まず、災害が本村であったときに、本土からの支援が当面得られないことも想定しまして、島内の限られた施工能力を有効に活用すべく、あらかじめ発災時を想定した地元建設企業との協力関係を密に構築することが必要でございます。

これまで、本村では建設協力会とで災害時の協定を結んでいましたが、本年4月3日には災害時に避難・輸送路となる都道の管理者である小笠原支庁も協定に加わる形で、新たな協定を締結したものがさきの協定でございます。

その目的でございますが、本協定は地震等による大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲乙が丙に災害応急対策及び災害復旧対策に関する協力を求めるために必要な事項を定めて、応急対策業務等を円滑にすることを目的としたものであるということで、東京都と村が必要に応じて建設業協力会の皆さんに協力をしていただく、このことを目的にして締結をしたものでございます。

村と建設業協力会で災害協定を結んでいた際、いざというときの重機の置き場所、それから燃料の備蓄等々、細かいことが幾つか懸案事項がございました。それを協議している中で、東京都にも入っていただき、きちんとした協定を結ぶ必要があるということが起因となりまして、本協定に至ったものでございます。

細かいことにつきましては、また担当課長を交えて答弁をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） まずこの協定書ですけれども、協定書の中身を議会のほうに回してこなかったというのは、何か理由がありますか。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 特に理由はないんですけれども、そういうことでしたら、ちょっと私のほうの配慮が足りなかったかと思います。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 今の答弁、よくわからないけれども。

一つ一つ、じゃ、今まで私が質問した中で懸案事項として一つ、ちょっと例題的に聞きますけれども、例えば今、村長の答弁の中に、災害が起きて、そして復興に向けて、振興に

向けて建設業協力会の協力を仰ぐと。その中で問題になったのが、重機の保管場所ですね。

その重機等の保管場所に関しては、今現在何カ所が想定されていて、例えば今、小笠原で想定されている津波の高さが約20メートルぐらいを予想されている中で、奥村地区は特に、奥村の湾岸道路はゼロメートル地帯ですから、道路が分断されるおそれがあると。

それに合わせて重機と燃料等の備蓄、設置に関しては、清瀬、奥村、扇浦と、当然この3カ所に設置する必要があると思いますけれども、その辺はどうなっているか、ちょっと答えてください。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） まず、災害時における応急対策業務等に関する協定でございますけれども、これは経緯も含めてちょっと話しますと、平成23年7月に既に小笠原村は、建設業協力会と小笠原村災害時に関する協定書ということで協定を結んでおりましたけれども、そのときからそれではその重機が今、浸水区域に置いてあるけれども、高台に置いておく必要があるのではないかと。あるいは、燃料置き場も確保する必要があるのではないかとという指摘がございました。

もう一つは、その協定は小笠原村と建設業協力会ですけれども、都道を管理する小笠原支庁が入っていないということもありましたので、村のほうは小笠原支庁とこの協定についていろいろと詰めてきました。それは、従事した際の災害補償とかそういった課題もあるということでしたので、それらも含めて支庁と何度か協議をしてきました。

その結果、協定書を、支庁と村と建設業協力会と3者で結ぶ形で改めて整理したということ。それから、災害時の従事者の例えば災害補償とかそういったことも協定書の中に入れました。

あと、あわせて重機置き場についてこれも協議した結果、洲崎、それから屏風谷、奥村交流センターの3カ所に確保するというところで調整がとれたということ。それから、奥村交流センターに、平成25年度に整備した際に屋外貯蔵施設も整備して、燃料を置くことが可能となりましたと。

それらを建設業協力会の会長のほうにも説明して、とりあえずは大枠となる災害時における応急対策業務に関する協定ですね、これをしっかり結びましょうと。その後、村のほうから示した重機置き場、燃料置き場、それからあと訓練のことも含めてお話ししておりますけれども、それらはその後具体的に現場で見ながら調整していこうと。それから、訓練

につきましては11月に総合防災訓練を予定しておりますので、その中で訓練もやっていくということで進めてまいりました。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 総務課長、答弁は私が聞いたことだけに答弁してくれますか。全てひっくるめた形で答弁されると、また新たに質問しなきゃいけないので。

それで、確認するけれども、重機関係の置き場は清瀬地区はどこを想定しているのか教えて。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 清瀬地区での重機置き場というのは確保されておられません。

清瀬地区ないしはこの西町の行文線の高台のほうですね、そちらにも置く必要があるということは認識しておりますので、そこにつきましては今後、支庁も東京都も含めて一緒に検討してまいりたいと思っております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 清瀬地区は集落が集中している部分でもあるし、ライフラインも当然この辺に固まっている。だから、清瀬地区の設置場所を早急に決める必要があると思うんだけど、これは早急に決めるようにしてほしいのと、機械があっても燃料がなきゃ動かない。

私の経験からいくと、重機1台フル稼働すると1日大体200リットルぐらい燃料を食うだろうと。何台を想定しているのかわかりませんが、5台であれば1日1,000リットル、10台だったら2,000リットル。燃料の備蓄に関しても、それなりの備蓄を重ねないと難しい反面、一応危険物なので、その設置に関してはいろいろと条件が出てくると思う。

これに関しては、今後はどうやって村は取り組むのか、教えてください。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 先ほどちょっと触れましたけれども、奥村交流センターの裏のほうに、これは平成25年に交流センターを整備するときにあわせて、危険物屋外貯蔵所という形で軽油を置ける場所を設けております。具体的には、8,000リットル置けるようにしております。そのうちの6,000リットル分、ですからドラム缶30本分です、これにつきまして建設業協力会のほうに置き場として提供する予定でおります。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 午前中の一木議員の、防災関係の質問をされていたけれども、当然30

年のうちに必ず起きるだろうと想定されている東南海地震に関しては、まず本土が大きな被害を受けている。そして、そのはね返りが小笠原に来るわけなので、肝心かなめの本土がそういう大きな被害を受けている中で、なかなか離島まで、特に超離島の部分では支援が遅れるというのは当然思われますけれども。

食料とか水に関しては多分1週間分ぐらいの備蓄がしてあると思うんだけど、少なくとも災害復旧、ある程度ライフラインを最低限確保するためには、やはり1週間ぐらいの当然作業を想定した部分の備蓄ぐらいないと、なかなかうまく具合に復旧も進まないと思うんだけど、多分、今、奥村交流センター、8,000リットル備蓄可能となっていますけれども、やはり清瀬、扇浦もそれなりの部分を考えないといけないと。

もう一つ確認したいのは、燃料の備蓄に関して、危険物の扱いも多分出てくるので、この辺の部分は消防関係も絡んでくると思うんだけど、この辺はどういう形で進んでいるのか、ちょっと教えてください。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） ちょっと私の説明が不足でしたけれども、奥村交流センターの私どもも考えている燃料置き場につきましては、そういった危険物を貯蔵できる施設としてつくっておりますので、ご心配な点はないかと思います。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） あのさ、質問をよく聞いておいて。

奥村交流センターにある8,000リットルはそれなりの施設になっているから、それはいいんだよ。ただ、扇浦とか清瀬地区、そういう部分に例えば1万リットルを備蓄しなきゃ、なかなか復旧も進まないというような想定もされる中で、多分野積みなんていうのは許されないだろうし、そういう部分の消防関係の話は村の中でもされているんですかと聞いている。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 置き場所としまして、清瀬とかはこちらの西町のほう、西町、東町のほう、こちらのほうに別途必要なという話はしておりますけれども、扇浦方面というのはまだ今は検討はしておりません。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 総務課長、よく聞いてくれよ。

今、例えば1万リットル備蓄するのに、消防法とかああいうのにひっかからないのかと。

ひっかかるのであれば、村としてどういう対応をこれからとっていくのか、それを聞いているんです。わかりますか。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） なかなか明快な答えを総務課長のほうも答えられないところがありますけれども、今、備蓄の場所としてきちっと法律をクリアしているのは、もう今お答えしたように奥村の交流センターでございます。

今回、置き場のことが解決していった背景に、東京都の協力も得られるようになったというところがありまして、置き場については確保しましたが、その置き場にセットで燃料の備蓄というところは計画はまだございませんので、そういう計画をする場合には当然クリアしたものをつくると。

また、清瀬、西町というところについては、当然低い場所には設置できません。山側を考えますと、すぐに国立公園地区になったりということで、以前から必要性は認識しつつもなかなか置き場を見つけられないで来た背景がございまして、海洋センターの上は東京都に協力をいただく。それから、洲崎の発生土置き場が高台にもなりましたし、重機も日常的に近くにありますので、置き場としての設定をまずは優先したというところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 副村長が言うのもわかるけれども、要は重機はあるけれども燃料がないというのは、これは何もならないという話ですよ。

だから、将来的に清瀬地区に、高台に重機の保管場所を決めたと。そうしたら、その近くにもう当然ながら燃料の置き場も置く必要が出てくるでしょう。そういうときのために、消防法とかそういう部分を、これからどういうふうに考えて進めていくのかというのを聞いているんです。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） わかりました。

手短に答えますと、当然つくることになれば、そういった法律をクリアしたものを設置するということになりますが、今のところ具体的にどこにどういうものという計画がないということでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 計画がある云々じゃないんだよ。やらなきゃいけないんでしょ、

当然のことながら。だから、それは今後そういう計画の中で、どんどん勉強しながら進めていくということでしょう。必要に迫られるわけだから。

それともう一つ、建設業協力が会が入ることによって、今各省庁間のトップである防災会議がありますよね。防災会議の中に、今まで建設業協力が会の代表も入っていたんですか。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 村の防災会議の中に、建設業協力が会は入っておりません。防災訓練を実施するときの会議には参加していただいております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 建設業協力が会が入るということは、協力が会は五、六社が集まって協力を会をつくっているわけですから、その協力が会自体の足並みも当然そろえないといけない。そうすると、同じ認識を持った形で進んでいかなきゃいけないと。

そういう建設業協力が会に関して、これから村としてどういう形で建設業協力が会との協調性を保っていくのか。防災会議の中に入ってもらって、一緒になって協議していくのか。それとも村は村で、建設業協力が会等も中に入りながら、もうちょっと連携がとれるような形で進めていくのか、その辺はどうですか。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 防災会議の中には、民間の企業も入っておりますけれども、建設業協力が会も入っていく形で、その辺は調整してみたいと思っております。

それから、これからいろいろと協定は結びましたけれども、先ほどの重機置き場、それから燃料置き場については現場でいろいろと調整していきたいと思っておりますけれども、そのほかの細かい調整ですけれども、それは実際に災害が発生した場合にどういう形で指示というか、要請していくかとかそういったことも、ちょっと細かいことがありますので、今後は、例えば八丈島は建設業協力が会と勉強会というのを設けているようですので、そちらの八丈島でやっていることもいろいろと具体的な話を聞いておりますので、そういうところも参考にしながら、今後、密に連絡をとっていろいろと、協定が実際に実効性があるものにしていきたいと思っております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） せっかく支庁、村、そして建設業協力が会と、災害時の復旧で協定書を結んで、これから実効性のある形で取り組んでいこうという中で、やはり鍵を握るのは建設業協力が会だと思いますよ。

それぞれが仕事を抱えながらの中で、災害のときは、いつ来るかわからない中で、どこに重機があるか、いろんな不確定要素がいっぱいあると思うんで。そういう意味では、建設業協力会との話し合いというのはやはり密にしなきゃいけないというふうに思っています、防災会議以外でも。

だから、私は各会社の責任者を集めた中で、村といろんな形で年に1回、2回は協議していく必要があると思う。そうしないとなかなか、いざというときに果たして同じ認識でもって行動できるかどうか、不確定要素もあるのでその辺の、密に連絡をとり合うという部分に関しては、村でこれから年に何回ぐらい話し合いを持とうとか、そういう考えは今あるんですか。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 年に何回というのは、今すぐ申し上げられませんが、ちょっと支庁のほうとも協議して、やはりまずこの協定を結びましたので、それに附随する詳細な取り決めにいろいろとつくっていかなくちゃいけないんですけれども、それができたら建設業協力会加盟業者全てに説明するとか、そういう形で周知徹底しながら協力を得られるようにしたいと思います。

その後に、定例的に会合等が持てるような形に持っていきたいと思っております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 今回、支庁も含めた中で協定書を調印したという部分で、やはりいざ災害が起きると、人間、即対応ができるかどうかというところすごく疑問ですね。

だから、その中で避難訓練もすごく、実用に即した避難訓練というのは私は必要だと思うんですけれども、9月ごろいつも行われている避難訓練に関しては、私も出てはいるけれども、例えば消防の指令車とかそういうのが本当に動いているかどうかとは、余り見たことがないんでよくわからないんですけれども、今後の避難訓練に関しては、建設業協力会も入れた中の、やっぱり現実に即した形の避難訓練を考えているかどうか、ちょっと。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 支庁と建設業協力会、村と3者でこの協定を結んだんですけれども、その後には今年の訓練は11月ですので、11月の訓練のときには実際に重機置き場に重機を置いて、災害が発生しました、それで村あるいは支庁のほうから要請があつて、建設業協力会が現場に出動すると。それで、現場で道路等の啓開を行うと、そういったことはやりましょうということで、一応話はしております。

もう少しこれを、私ども、ちょっと行事等が落ち着いたら、その辺の具体的な詰めをしていきたいと思っております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） ぜひ、それぞれの立場で役割分担して、円滑に災害復旧に進んでいけるような形をぜひとっていただきたいと。そのための協定書の調印であろうと思います。

それと、先ほど総務課長にお願いしたけれども、協定書の内容、問題点がなければぜひ議会にも下さい。

それと、村長にちょっとお聞きします。

私も今回の協定書は、表題が全てひっくるめたような大きな言葉にも見えるし、業務という部分でどこまで入っているのかという、私も解釈がちょっとどこまでという部分がわからなかったので、先ほど、村長が言うので、その辺をちょっとそごが生じるかもわからないという形でお話ししましたけれども、やはりこの災害復旧は、東日本大震災を見てもわかるように、やはり湾岸沿いに、イの一番にやられるところにライフラインの施設がいっぱいあるわけですから、それをいかに早く復旧するかというのは、やはり島民の皆さんが生活していく上では本当に大事なことだと思うし、それにそごが起きないように、この協定書をもとにそれぞれ役割分担を決めて進めていく、これはぜひ必要だと思います。

そういった中で、先ほどの燃料もそうだし、置き場もそうですけれども、何かいろんな課題がまだまだ山積みしている中で、ぜひ一步一步、一つずつ解決していったって、いい協定書になるように、ぜひ村長の思いを。先ほど村長がおっしゃいましたけれども、首長の責務は村民の皆さんの生命、財産を守ることが第一命題だと言っていましたけれども、やはり私もそう思います。

そういう中で、せっかく結んだ協定がいい流れの中で動いて、そして村民に対して不安を与えないような形でこれから進めていくという部分で、もう一度村長のお考えをお聞かせください。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 本当に、一見表題だけを読むと、大変何か役所っぽいといいますか、緊急のときにすぐ使えるのかみたいなとられ方をされると思うんですけれども、先ほど来副議長とうちの事務方の議論を見ても、災害に対処するためにいろいろなところを、土地を確保し燃料を備蓄といっても、法律違反はできないということなんですよ。消防法も守らなければいけない。それから、想定されている高さをきちっと逃れた場所を確保しな

ければいけない。

そういう制約がいろいろある中で、ようやく東京都と村とそれから地元の業者さんと協定ができた。ですから、まだ副議長からご指摘を受けたような、解決しなきゃいけないところは多々あります。

それから、せっかくそうして結んだんだから、実際、通常ですと建設業協力会でいえば建設業協力会の代表の方とお話をするんですが、じゃ、それで実効性があるのかというご指摘ですよ。

そういうことも今、総務課長が答弁しましたように、せっかく結んだ協定、実効性がなければしょうがないので、そういうふうな実効性のあるものにしていくよう努力をするということで、今やっていた議論というのは、私どもにとっても指摘がいろいろあったところでございますので、それを実効性のあるものにするようにしていきたいと、そう思っています。

何よりもまず命を守るというところからスタートですが、そのようにしていきたいと思いますので、今後ともどうぞご協力のほどお願いをいたします。

それから、文書につきましては、隠すとか秘密にするようなものではございませんので、必要な方は窓口に行っていいただければそれはお渡しをできますし、議会として出せというご要請があればそのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） この協定書に関してはぜひ議会のほうに渡していただけるように、議長のほうからお願いしてほしいのと、ちょっと私も強い言葉が出たかもわからないですけども、せっかくこんなにいい協定書を生かすためには、問題を真剣に取り組む必要があるという思いから言ったので、別に嫌味でも何でもないので。それを素直に解釈していただいて、実りある協定書にしていいただきたいということで、お願いいたします。

以上です。

○議長（池田 望君） お諮りします。

今、副議長のほうから出されました協定書について、執行部のほうに資料請求することよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしというふうに認めます。

じゃ、資料請求させていただきます。よろしくお願いいたします。

副村長、どうぞ。

○副村長（渋谷正昭君） この機会でお話をちょっとしておきたいのは、協定書そのものは後ほど見ていただければわかりますように、道路ですとか河川の災害時の緊急の点検や応急措置、それから障害物の除去というのが、協定をする中での主な業務内容になっております。

若干、もしかすると誤解をされているかなと思っているのが、置き場の話というのが、置き場や燃料置き場の備蓄の話が出ましたが、そのことを協定の中に盛り込んでいるわけではなく、協定をする中で村や都側から、逆に先ほど来出ているような実効性を保つためにはやはりそういう置き場所を提供する、備蓄場所を提供するという中で、ずっと具体的なものを協議してきた背景がございます。

ですので、置き場を用意したことも、それからまだ奥村の交流センターだけでも燃料の備蓄場所を用意したのも、協定に基づく中で、我々行政側が用意できるものということでご提供しています。

実際に建設業協力会も、日常の業務の中で重機を当然使っているわけですから、そこに置ける重機というのは、当面使わないものを基本的には置いていただきたいということで、やりとりをしているところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 今副村長がそういう答弁をしたからあえて言うけれども、だから私が言っているのは、協定書を私たちに渡しておけば、今日の質問内容が変わったということです。どういう協定かわからない、結んだ内容がわからないのに、言葉だけ見たら今まで出ているのは防災関係の部分だから、私はそういう部分も含めて入っているのかなと解釈して質問しただけであって。

だから、そういう意味でも、その協定書は私は事前にいただいたかったということを一応言っておきますよ。

○議長（池田 望君） よろしいですか、それで。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◇ 稲 垣 勇 君

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 6番、稲垣 勇です。

農業振興策について、2点質問します。

1つ目は、渇水時の農業用水の確保について。2つ目が農地造成について。2点、よろしくをお願いします。

1点目の渇水時の農業用水の確保についてでございますが、母島は今年も降水量が少なく、農業用のダムの貯水率も下がっています。

先日、5月に議会のほうで出張があった際に、産業労働局にこのことについて伺ったところ、担当課としては予算や土地の確保が難しいので、これ以上農業用水用のダムを新たに建設するという事は難しいと。

そこで、やはり雨水の活用を、担当課としても活用していく必要性は承知しているということございまして、このことについて、農業者から村を通じて考え方を出示してもらって、このことについて村はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

そして、一昨年から蝙蝠谷農業団地が農業者に活用が始まっております、今年度区画が整備され、昨年と同じ形で使うことができるようになりましたけれども、蝙蝠谷に関しても、農業用水の確保に関しては、現在でも何かポンプのくみ上げが弱いとかそういう話を聞いておりますが、このことに関して村はどのように整備していくのか、お聞きしたいと思います。

そして、農地の造成についてでございますが、返還後、旧島民帰島促進事業として造成された土地が、当初はそれなりに農業生産がされ、成果も上げてきたわけでございますが、入植者の高齢化や後継者の不足等の問題で遊休地となって、小笠原の場合、半年から1年かけるともとのジャングルに変わってしまっている状態でございます。

このことについて、産業労働局の担当者とも話を進めた中で、一昨年から今年度新たに農業者が借り受け、そこを東京都が補助として造成をしていただくことになりました。この6月末には、造成が始まるようでございます。このことについても、お礼かたがたお話を伺ってききましたが、村として今後、こういう活動をどういうふうに進めていくのか、お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁をさせていただきます。

農業用水の確保という観点から、雨水の活用についてということ、また蝙蝠谷農業団地の農業用水へのご心配、また農地造成についてということで、個別具体的なお質問をいただきましたので、担当課長が答弁をいたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 稲垣議員のご質問に答弁させていただきます。

最初のご質問の雨水の確保に関してでございますけれども、東京都が平成14年度に振興開発事業によりまして、平成11年度から13年度に整備した鉄骨ハウスの附帯施設として、雨水貯留水槽を29基、こちらは父島7基、母島22基になりますけれども、整備してございます。

雨水貯留水槽の新設につきましては、農協または農業用水を利用する農業者の皆様が加入する農業用水施設利用組合で取りまとめ、村を通して東京都へ要望していただくことで、東京都としましても予算要求をすることが可能であるということを伺ってございます。

蝙蝠谷農業団地は、10月からストロングハウス5棟の入植が開始となり、残りの区画も順次東京都によりまして再整備が行われますが、ストロングハウスの整備に当たっては、雨水貯留水槽も併設される予定でございます。

また、蝙蝠谷農業団地には、大沢水系ファームポンドから農業用水を引いておりますが、現在使用していない斜面地上部の貯水槽をあわせて使用することで、農業用水は確保できるとのことでございます。

稲垣議員ご心配のソーラーパネルによるポンプの現状でございますけれども、電力が不足しているのではなく、日照時間などの稼働条件が厳しく、常時水をくみ上げるにはバッテリーを設置するなどの改修が必要であるとのことでございます。

東京都からは、改修費用が高額になるとの話を伺っておりますが、村としましては、東京都によります農業用水の補修を含めた農地の再整備が終了した区画から順次借り受け、農業者へ貸し付けすることとしたいと考えております。

2つ目のご質問の農地造成の取り組みでございますけれども、現在農地整備に係る支援としましては、東京都によりますストップ遊休農地再生事業がございます。

認定農業者の場合は、補助率が事業費の2分の1、補助金の上限が10アール当たり40万円、認定就農者の場合は補助率が3分の2、補助金の上限が53万円となっております。

稲垣議員のご質問にございました今年度の農地造成に関しましてですが、当初はストップ遊休農地再生事業を利用することも検討いたしましたが、事業費が40アール当たり2,000万円を超える金額となりますので、農業者の自己負担も相当な金額となること、また造成予定地につきましては過去に東京都が造成した土地でもありますので、再び造成するに当たっては振興開発事業の補助対象外となることから、東京都の単独事業である農業生産基盤

整備事業により対応するものでございます。

東京都としましては、今後もこのようなケースが頻繁に出てくるようであれば、振興事業として予算要求しまして、単発で出てくるということであれば、今回のような単独事業で対応していく考えがあるとのことでございます。

農地の流動化を進めるためにも、農地造成に係る経費の負担を軽減することは非常に有意義な取り組みであるため、村としましては東京都に継続して対応していただくよう、要望してまいります。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 1点目の雨水の確保の件ですけれども、蝙蝠谷農業団地が整備されていく中で、先ほどの課長の答弁ではストロングハウスを今後も整備していくということでございます。

その中で、やはり雨水槽も併設されていくんだということでございますので、現在ストロングハウスを農業者が使っているところがありますけれども、まだ雨水をためるタンクが整備されておきませんので、蝙蝠谷が整備されるときにあわせてでもいいし、あるいはもう来年度から進めてもらえるなら東京都と協議して進めて、少しでも水の確保をしていたきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 予算要望に関しましては、おおよそ年度末から年度当初にかけて、産業労働局から意向調査がございまして、そのタイミングで、もし雨水の貯留水槽を要望するのであればそのタイミングで、事前に農協なり農業者の皆さんから要望いただければ、村もそれにあわせまして要望することが可能であるということでございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） この二、三年渇水が続いていますので、少しでも水を確保したいと思いますので、ぜひこれは今年度進めていただきたいと思います。

そして、農地造成に関してですけれども、先ほどの答弁では東京都の担当課とお話した中でも、できるだけ要望に応えていきたい。ただ、そうは考えているけれども、やはり村側から言ってくれないと、東京都が今までのような形では進められないよということでございました。

先ほど答弁いただきましたように、村が働きかけをしていただいて、できるだけ若い農業者を少しでも確保できるような形で取り組んでいきたいと思いますけれども、村長、どう

ですか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 先月26日、27日、島じまんがありまして、私どものブースではパッションフルーツが相変わらず大変な人気でございました。相当数、今年是用意をしていただいたそうでございますけれども、あっという間にというぐらいの形で売り切れております。

評判がお客様によくても、供給量がどうしても今まで少ないということ言われてきておりますので、もうとにかく農業振興というのは、そういう意味でも今、どんどん進めていかなければいけない。

今、稲垣議員とうちの産業観光課長、担当課長のやりとりでわかりましたように、まず東京都へは村がということですが、村へは農業者の皆さんが熱い要望を出していただいて、当然のことながらそれを受けて、私どもも一緒に東京都のほうに要望して、少しでももっと生産が上がるように、また若い農業者たちが増えていくように、一歩ずつでも努力をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

以上で一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（池田 望君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本日の会議を終了します。

次回は、明日、6月7日午後3時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

ありがとうございました。

（午後2時50分）

平成30年第2回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成30年6月7日（木曜日）午後3時30分開議

- 第 1 報告第 1 号 平成29年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について
- 第 2 報告第 2 号 平成29年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 3 報告第 3 号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（専決処分）
- 第 4 報告第 4 号 平成29年度小笠原村一般会計補正予算（第6号）（専決処分）
- 第 5 報告第 5 号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）（専決処分）
- 第 6 報告第 6 号 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（専決処分）
- 第 7 報告第 7 号 沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）請負契約の締結について（専決処分）
- 第 8 報告第 8 号 水処理設備改良工事（その2）請負契約の締結について（専決処分）
- 第 9 議案第34号 蝙蝠谷農業団地条例（案）
- 第10 議案第35号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（案）
- 第11 議案第36号 防災行政無線設備更新工事請負契約の締結について（案）
- 第12 同意第 3号 小笠原村監査委員の選任について

出席議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯉 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	渋谷 正 昭 君
教 育 長	松 本 隆 君	総 務 課 長	セーボレー 孝 君
総務課副参事	杉 本 重 治 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
環 境 課 長	岡 島 一 徳 君	建設水道課長	繁 藝 則 仁 君
建設水道課 副 参 事	岩 本 弘 幸 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
教 育 課 長	持 田 憲 一 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 津 源 君	書 記	萩 原 佳 代 君
---------	---------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） これより本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（池田 望君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、報告第 1 号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第 1 号 平成29年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 1 項の規定に基づき、報告する。

平成30年 6 月 6 日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

2 ページをお開きください。

平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計継続費繰越計算書でございます。

款、建設改良費、項、建設改良費、事業名、第 2 原水調整池築造。継続費の総額が 5 億 923 万 2, 000 円でございます。平成29年度の継続費の予算現額が 2 億 7, 691 万 2, 000 円。この金額につきましては、契約に至らなかったことから、翌年度に通次繰り越しをされます。翌年度に通次繰り越しされた総額が 2 カ年分の 5 億 923 万 2, 000 円でございます。

平成30年 6 月 6 日提出。小笠原村長、森下一男。

説明につきましては以上でございます。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、以上をもって本報告は終了いたしました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（池田 望君） 日程第2、報告第2号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第2号 平成29年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、報告する。

平成30年6月6日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

5ページをお開きください。

平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、建設改良費、項、建設改良費、事業名、簡易浄水場整備事業。金額が2億7,968万2,000円、翌年度へ繰越額2億7,968万2,000円。左の財源内訳でございますけれども、国都支出金が2億976万1,500円、地方債6,290万円、その他702万500円でございます。

平成30年6月6日提出。小笠原村長、森下一男。

説明は以上でございます。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

(挙手する者なし)

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、以上をもって本報告は終了しました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第3、報告第3号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第3号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（専決処分）。

上記の報告を承認されたい。

平成30年6月6日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 8ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例。

平成30年3月31日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い、小笠原村村税条例（昭和43年条例第12号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであると認め専決処分するものでございます。

次の9ページをお開きください。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例、改正条文につきましては、9ページから15ページまで7ページにわたり長い条文となっておりますので、別途お配りしました3月31日付の小笠原村村税条例の改正についてで説明にかえさせていただきます。

1、専決処分。

平成30年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、小笠原村村税条例の一部を次のように改正する。なお、改正内容は、平成30年4月1日から施行する必要があるが、地方税法の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、議会を招集する時間的な余裕がないことから、専決処分により改正しました。

2、主な改正点でございます。

法律の改正等にあわせて規定の整備を行い、以下の点について改正する。

1 点目は、法人の村民税の申告納付についてでございます。こちらにつきましては、内国法人が外国関係会社との二重課税の控除において、国税から控除しきれなかった額を法人税割額から控除することを定めた条文を整備する改正でございます。

2 点目が、法人の村民税の納期限延長の場合の延滞金の計算についてでございます。こちらにつきましては、国税における計算期間の見直しに伴う延滞金の見直しで、納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後、更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。）のうち、延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定しております。

3 点目ですが、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長についてでございます。こちらにつきましては、適用期間を3年、平成30年から32年度まで延長すること、また措置の継続により現下の最優先施策であるデフレ脱却を進めるという改正でございます。

なお、対処の検討については今後も継続すると、そういう改正になっております。

4 点目が、バリアフリー改修が行われた劇場等に係る税額の減額措置についてでございます。こちらにつきましては、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定しております。

16ページから40ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご覧ください。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

報告第3号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第4、報告第4号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第4号 平成29年度小笠原村一般会計補正予算（第6号）（専決処分）。

上記の報告を承認されたい。

平成30年6月6日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

42ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成29年度小笠原村一般会計補正予算（第6号）（別紙）。

平成30年3月30日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

予算の調整を図ることにより、予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

43ページをお開きください。

平成29年度小笠原村一般会計補正予算（第6号）。

続きまして、44ページをお開きください。

平成29年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成29年度小笠原村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,587万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億6,765万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月30日。小笠原村長、森下一男。

45ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。款項ごとの歳入の補正内訳でございます。

次の46ページに歳出の記載がございます。

47ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

起債の目的、情報基盤整備債。補正前と補正後に変更がございましたのが、まずは限度額1億9,000万円を9,000万円に、1億円の減額をさせていただきます。

次に、利率の欄に書かれてございます内容のうち、補正前をご覧いただきたいんですけれども、「政府資金」の後に「公営企業金融公庫資金」という記載がございますけれども、現在、この金融公庫自体がなくなっているということから、補正後のところで、この「公営企業金融公庫資金」を削除させていただいております。

説明のほうに移らせていただきます。47の3、4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、歳入歳出のそれぞれ総括でございます。

続きまして、47の5、47の6ページをお開きください。

款項目を読み上げました上で、節の計上説明をさせていただきます。

配当割交付金、配当割交付金、配当割交付金、配当割交付金の82万6,000円につきましては、配当割交付金増額分を計上したものでございます。

株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金の206万6,000円につきましては、株式等譲渡所得割交付金の増額分を計上したものでございます。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金の322万1,000円につきましては、地方消費税交付金増額分を計上したものでございます。

自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、自動車取得税交付金の94万円につきましては、自動車取得税交付金増額分を計上したものでございます。

以上の4項目につきましては、前年度の交付金でございますけれども、こちら年度末にそれぞれの額が確定いたしましたので、差額につきまして増額の計上をさせていただいたものでございます。

続きまして、地方交付税、地方交付税、地方交付税、特別交付税の5,812万円につきましては、特別交付税増額分を計上したものでございます。

続きまして、使用料及び手数料、使用料、衛生使用料、墓地使用料のマイナス40万円につきましては、墓地使用料減額分を計上したものでございます。

項、手数料、衛生手数料、建設発生土処理手数料の807万8,000円につきましては、建設発生土処理手数料増額分を計上したものでございます。

都支出金、都補助金、総務費都補助金の市町村総合交付金の1億1,885万7,000円につきましては、市町村総合交付金増額分を計上したものでございます。

目、農林水産業費都補助金、農業費の150万円につきましては、農道移管に伴う助成金増額分を計上したものでございます。

目、商工費都補助金、観光振興費の21万1,000円につきましては、多摩・島しょ地域観光施設整備等補助金の増額分を計上したものでございます。

項、都委託金、衛生費都委託金、環境衛生費の107万7,000円につきましては、海岸漂着物等対策費増額分を計上したものでございます。

47の7、8ページをお開きください。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入、土地建物貸付料の125万8,000円につきましては、土地建物貸付料増額分を計上したものでございます。

寄附金、寄附金、指定寄附金、ふるさと寄附金の11万9,000円につきましては、ふるさと寄附金の増額分を計上したものでございます。

村債、村債、総務債、情報基盤整備債のマイナス1億円につきましては、情報基盤整備債減額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額48億7,177万7,000円、補正額9,587万3,000円、計49億6,765万円。

歳入は以上でございます。

47の9、10ページをお開きください。

歳出でございます。歳入同様に説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費、一般管理費、こちらは墓地使用料の減額、土地建物貸付料の増額に伴いまして財源更正を行っております。

目、情報センター運営費、こちらは都補助金の増額、村債の減額に伴いまして財源更正を行っております。

衛生費、清掃費、塵芥処理費、こちらは都委託金の増額に伴いまして財源更正を行っております。

目、下水道費、こちらも都の補助金の増額に伴いまして財源更正を実施しております。

項、上水道費、簡易水道費、こちらは都の補助金の増額に伴いまして財源更正を実施しております。

商工費、商工費、観光費、こちらは都の補助金の増額に伴いまして財源更正を実施しております。

土木費、土木管理費、土木総務費の委託料マイナス222万円につきましては、土石等仮置場の管理事業費の減額分。こちらは手数料の減額とあわせて減額をしております。

47の11、12ページをお開きください。

これまで歳入の増、歳出の減、財源更正によりまして浮きました一般財源を、この諸支出金、基金費の中で新たに基金に積み上げるための増額補正でございます。

諸支出金、基金費、財政調整基金費の積立金687万1,000円につきましては、財政調整基金積立金増額分を計上したものでございます。

続きまして、目、減債基金費積立金の2,000万円につきましては、減債基金積立金増額分を計上したものでございます。

目、その他基金費の積立金7,122万2,000円、こちらにつきましては、特定目的基金でございます。まず、役場庁舎建設基金の積立金として4,200万円、土地開発基金積立金として920万3,000円、霊園基金積立金として40万円、農道維持管理基金として150万円、情報通信基盤整備基金積立金として1,800万円、ふるさと寄附金基金積立金として11万9,000円、合計7,122万2,000円の積立金増額分を計上したところでございます。

歳出合計、既定額48億7,177万7,000円、補正額9,587万3,000円、計49億6,765万円。

説明につきましては以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 47の6のところですか。歳入のところで、市町村総合交付金と当初予算と比べると約1億2,000万円の増額となっておりますけれども、実際これは平成29年度に交付された額が7億幾らというふうになってはいますけれども、平成28年度と比べるとどれくらい増えているのか。およそで構わないので、お願いします。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） すみません、ちょっと資料がないんですけれども、増額をいただいていることは確認はしてございます。2,000万円ぐらいだったかと思います。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 平成28年度の総合交付金の支給額と比べると2,000万円、私の記憶でも2,000万円ぐらいの増額だったと思います。小池都知事になりまして、ちょっとこの東京都総合交付金、選挙の関係もあって心配したんですけれども、東京都総合交付金自体の総額が550億円を突破したということで、どんどんこの東京都総合交付金の支給額も増額されていっているわけですよ。

一方で、我々の村の予算ですね。将来費負担比率、実質上の借金が幾らあるかというところ、借金はなくプラスなんですよ、貯金があるような状況で。市町村総合交付金も増えたとし、あと地方交付税交付金も、国勢調査の関係で人口が200人ぐらい増えたので、それも何千万円か、毎年の支給が増えたわけですよ。

一方で、昨日の安藤議員の一般質問を聞いていると、人材不足という部分があって、総務委員会でも清水議員のケーブルテレビの話でも、IT推進室の人手不足、マンパワー不足ということが今課題になっているわけですよ。

村長、そろそろ職員数を増やしてもいいのではないのでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） いろいろ庁内でも議論をしていますが、今の実質人数の中で、どうにも業務がこなせないというような状況がはっきりすれば、何とかそれぞれの業務を各課、全庁的に整理をしまして、一般質問のやりとりでもございましたけれども、とにかく行政ニーズが本当に高まってきていますので、慎重かつ冷静に、そしてお願いするところが生じたときには、きちんとお願いをしたいと。

それから、これはお願いしたからすぐということではなくて、やはり時間がある程度必

要になってくることだと思いますので、先ほども申しましたように、きちんと庁内の実情を整理整頓して考えていきたいと、このように思っております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ぜひ検討のほうをお願いします。私自身、環境課をつくってほしいということをずっとお願いをしてきて、ようやく環境課もできて、職員が3人になった。一方で、環境課3人の枠をつくるために各課から1人、1人と環境課に集められましたが、それでもそのときは職員の定数は、増えてはいないですね。そういった部分でのマンパワー不足というのもし生じてきているのかなと思います。世界自然遺産のそういう環境行政で需要がワーンと高まっていったら3人になったんだけど、逆に周りは3人減ったという、そういう状況もありますので、ぜひ検討をしてほしいと思います。

また一方で、教育の分野では、東京都教育委員会の出張所を置くというのは、きょうも見たけれども、二重丸になっている要望事項があるので、ぜひそちらを実現していただいて、マンパワー不足というのをぜひ補ってほしいと思います。

以上です。

○議長（池田 望君） ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

報告第4号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 次に日程第5、報告第5号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第5号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）（専決処分）。

上記の報告を承認されたい。

平成30年6月6日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長より報告をいたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

49ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）（別紙）。

平成30年4月27日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

燃料油価格の高騰および参加者増に伴い、沖ノ鳥島視察事業実施のための傭船契約等にかかる予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただいたものでございます。

51ページをお開きください。

平成30年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ247万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億323万3,000円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年4月27日。小笠原村長、森下一男。

52ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入の款項ごとの補正内訳でございます。

次の53ページに歳出の記載がございます。

53の3、4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、総括でございます。

続きまして、53の5、53の6ページをお開きください。

歳入でございます。

諸収入、雑入、雑入、雑入の247万2,000円につきましては、沖ノ鳥島視察事業参加者負担金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額42億76万1,000円、補正額247万2,000円、計42億323万3,000円。

53の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、企画費、役務費の100万9,000円、委託料の5万8,000円、使用料及び賃借料の230万5,000円、計247万2,000円は、沖ノ鳥島視察事業の増額分を計上したものでございます。

大きなものといしましては、先ほど専決処分理由でも説明をさせていただきましたけれども、燃料油高騰に伴いまして、傭船料の増額が必要になった額が230万5,000円でございます。それから、およそ200名の募集に対しまして300名の方の応募がございました関係で、参加者の保険料の増額分として3万3,000円、役務費で計上をさせていただいております。その他、通信運搬費、それから記録映像の作成費といしまして、それぞれ7万6,000円、5万8,000円の増額計上をさせていただいたところでございます。

補正予算の説明につきましては以上でございます。ご承認のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 当該事業の予算執行につきまして、あわせて補足的な報告をさせていただきます。

当該事業につきましては、昨日お伝えしましたとおり中止になりました。昨日までに準備等の中で、例えば参加者の方へ書類を送る郵券等、予算を執行した部分が既にごございます。あわせて、ツアー中に東海大学の山田教授から、沖ノ鳥島に関する国家的役割で講演会をやる予定でございました。その代替措置としまして、せっかくの機会でございますので、

ツアーの講演会として陸上で行いたいと考えて今調整をしている段階でございます。先生には、きょうもう既に船に乗っていただいて来島していただく予定で動いていただいております。

詳細につきましてはまだ確定しておりませんが、今後の予算執行として、講演会に係る経費が生じるということもあわせて補足の報告として報告させていただきます。

以上です。

○議長（池田 望君） 質疑のある議員は挙手をしてください。

鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） ただいまの件で、沖ノ鳥島の中止に伴って、その傭船代というのはキャンセルというか、どのように小笠原海運と、過去にもし例があれば、あるいはまた今回どのようなになるのか、教えてください。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 運航事業者である小笠原海運とは、傭船の契約は既に終わっておりますが、事業執行の前に中止をいたしましたので、契約書に基づいて、これから書類で契約の変更の承認のやりとりを行うという形で、結果、予算の執行は、その部分では生じないという状況になっております。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

報告第5号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第6、報告第6号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第6号 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（専決処分）。

上記の報告を承認されたい。

平成30年6月6日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

55ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）。

平成30年4月19日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

第2原水調整池整備のため、継続費の変更の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

先ほど冒頭の報告第1号で、継続費の繰越計算書の報告をさせていただきました。また、報告第2号で平成29年度の繰越明許費の繰越計算書の報告をさせていただきました。このそれぞれの計算書につきましては、年度が明けた平成30年度の4月1日以降に計算されるものでございます。この計算書の作成をした上で、今回の簡易水道事業会計の補正予算をしたものでございます。

57ページをお開きください。

平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の変更は、「第1表 継続費補正」による。

平成30年4月19日。小笠原村長、森下一男。

58ページをお開きください。

第1表 継続費補正。変更でございます。

款、建設改良費、項、建設改良費、事業名、第2原水調整池築造。補正前と補正後に変更があった部分は、まず総額でございます。補正前が5億923万2,000円、補正後が5億3,400万2,000円、2,477万円の増でございます。こちらは、平成29年度に継続費を組んだ際に、事業に伴う事務費の計上が漏れてございました関係から、今回あわせて増額をさせていただいております。

また、年割額ですね。補正前は平成29年度、30年度で実施する予定だったものを、補正後には平成30年度と31年度の2カ年で実施する予定ということで、変更をさせていただいたところでございます。

資料といたしまして、59、60ページ、ちょっと見づらい資料になってございますけれども、並べてご覧いただく形で作成をしております。

この継続費の前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。前々年度ございません。前年度もございませんので、今年度、平成30年度、31年度の2カ年に、先ほどの年割額を、財源を記載の上、こちらで表として整理させていただいたものでございます。

年割額といたしましては、平成30年度に52.4%、翌31年度に47.6%の2カ年で進捗するという予定の表でございます。

説明につきましては以上でございます。ご承認のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） すみません、平成29年度、30年度の総額と補正後の総額が2,000万円

ぐらいちょっと違うかなと思うんですが、それは何か理由を教えてください。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） すみません、昨年度、継続費を整理する際に、振興事業にございます事務費というものがあるんですけども、そちらの計上を漏らしておりました関係がございまして、今回あわせてその額の分を増額させていただいております。

○議長（池田 望君） ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

報告第6号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第7、報告第7号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第7号 沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）請負契約の締結について（専決処分）。

上記の報告を承認されたい。

平成30年6月6日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君）　ご説明いたします。

62ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）請負契約の締結について（別紙）でございます。

平成30年4月27日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）について、緊急に契約の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

63ページをお開きください。

沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）請負契約の締結についてでございます。

沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

- 1、契約の目的、沖村浄水場整備のため。
- 2、契約件名、沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）。
- 3、契約の方法、特命随意契約。
- 4、契約金額、2億6,460万円。
- 5、契約の相手、昱株式会社。

次の64ページに、契約に関する資料がございます。今回、随意契約をさせていただきましたのは、昨年度実施いたしました沖村浄水場の改良工事（機械Ⅰ）という工事と、プラント関係でございますけれども、かなり密接なつながりを持つものであるということから、随意契約での契約締結をさせていただいたものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（池田　望君）　これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） すみません、基本的なことをちょっと教えてください。

随意契約と特命随意契約の何か違いがあるのかという部分と、あと、たしか随意契約をする場合は、村の条例の中ではたしか2業者以上からの見積もりを取らないといけないみたいな、そんなルールがあったと思うんですけども、この特命がつく場合は要らないんでしょうか。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 今、一木議員からご質問がございました随意契約につきましては、複数の業者によりまして金額等の比較をするということになりますけれども、今回、特命とつけさせていただいたのは、1業者限定で契約の手続を行ったということでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） この特命随意契約という文言は、自分、条例では見た記憶がちょっとなかったんですけども、これはちゃんとしたルール化、条例上こういう特命随意契約という契約があるんでしょうか。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 条例といいますか、地方自治法、また地方自治法の施行令により、この契約というのは大体決められておるところでございます。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） わかりました。自分も、事前に調べてはいないんですけども、今見てこの名前はちょっと聞いたことないなというのと、あと、この契約の理由はすごくよくわかるんですけども、一方でやはり随意契約という、見積もりがどうしても高くなってしまうという部分が懸念されるので、やはり2業者以上の見積もりは必要なのかなという部分もあります。

この特命の随意契約というのは、きちんとルール化されてあるのであれば納得はするんですけども、1業者にしか見積もりを取らないでという中でなると、ちょっと待てよという部分もありますので、今回指摘をさせていただきました。

この中身については、今回はこれで構いませんので、また後で教えてください。

○議長（池田 望君） ほかに質疑のある議員はいらっしゃいますか。

よろしいですか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

報告第7号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第8、報告第8号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第8号 水処理設備改良工事（その2）請負契約の締結について（専決処分）。

上記の報告を承認されたい。

平成30年6月6日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 66ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

水処理設備改良工事（その2）請負契約の締結について。

平成30年4月27日。小笠原村長、森下一男。

専決処分理由。

水処理設備改良工事（その２）について、緊急に契約の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

水処理設備改良工事（その２）請負契約の締結について。

水処理設備改良工事（その２）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の２割以内において変更することができる。

記。

- １、契約の目的、し尿処理場整備のため。
- ２、契約件名、水処理設備改良工事（その２）
- ３、契約の方法、特命随意契約。
- ４、契約金額、１億４,０１８万４,０００円。
- ５、契約の相手、株式会社清流メンテナンスでございます。

次の６８ページに契約の資料がございます。こちらは、父島のし尿処理場の工事でございます。

随意契約を行いました理由は、先ほどの母島の浄水場と同様、前年度実施いたしました水処理施設でございますが、これは設備の誤りでございます。訂正のほうをお願いいたします。水処理設備改良工事（その１）との関連性が非常に強いこともございまして、その１の施工をしていただいた事業者と随意契約を締結するものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

報告第８号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第9、議案第34号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第34号 蝙蝠谷農業団地条例(案)。

上記の議案を提出する。

平成30年6月6日。提出者、小笠原村長、森下一男。

硫黄島旧島民の就農並びに農業者の経営規模の拡大及び農地の安定確保を支援し、硫黄島旧島民の定住促進及び農業振興を図るためのものがございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 総務課長、セーボレー君。

○総務課長(セーボレー孝君) 2ページをお開きください。

蝙蝠谷農業団地条例(案)でございます。全条文を読み上げることによって、説明にかえさせていただきます。

(設置)

第1条 硫黄島旧島民(以下「旧島民」という。)の就農並びに農業者の経営規模の拡大及び農地の安定確保を支援し、もって、旧島民定住促進及び農業振興を図るため、農業団地を設置する。

(名称、位置及び施設の種類)

第2条 農業団地の名称、位置及び施設の種類の種類は、次のとおりとする。

名称、蝙蝠谷農業団地。

位置、東京都小笠原村母島字蝙蝠谷。

施設の種類の種類、ほ場及び耐風強化型ハウス。

(資格)

第3条 就農の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当しなければならな

い。

(1) 旧島民で、就農意欲があり、就農を許可した日以降に母島に居住することができること。

(2) 前号に該当しない者である場合は、次のすべてに該当すること。

ア、小笠原村に在住していること。

イ、就農を許可した日以降に母島に在住することができること。

ウ、申請の日以前に小笠原村において、農業経営の経営主として1年以上の就農実績があること又は3年以上の農作業従事の実績があること。

エ、農地の安定確保又は規模拡大を望んでおり、意欲的に就農できること。

(許可条件)

第4条 就農の許可条件は、次の各号とする。

(1) 小笠原村長（以下「村長」という。）と農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定に基づく利用権設定の契約を結ぶこと。

(2) 農業団地を管理する組合（以下「組合」という。）を結成し加入すること又は組合が既に存在する場合は、これに加入すること。

(3) その他、村長が指示する事項。

(許可)

第5条 就農する者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

2、就農の許可の期間は、最長で10年間とする。

3、前2項の規定により就農の許可を受けた者（以下「就農者」という。）が就農の利用を辞退する場合は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

次の3ページでございます。

4、村長は、第2項の規定による就農の許可の期間が満了した者及び前項の規定による就農を辞退した者に対し、新たに就農を許可することができる。

(耐風強化型ハウスの利用)

第6条 就農者は、就農の許可を受けたほ場に設置されている耐風強化型ハウスを利用することができるものとする。

2、耐風強化型ハウスの利用の条件は次のとおりとする。

(1) 村長と工作物貸付契約を結ぶこと。

(2) 耐風強化型ハウスの補修及び維持管理に係る費用は、就農者が負担すること。

(3) 就農者は、利用する耐風強化型ハウスについて、園芸施設共済に加入すること。

(4) その他、村長が指示する事項。

(状況報告)

第7条 就農者は、就農の許可を受けたほ場の利用状況について、1年毎に報告しなければならない。

(使用の制限)

第8条 村長は、次の各号の一に該当するときは、農業団地での就農を許可しない。

(1) 使用目的が農業用耕作以外と認められるとき。

(2) 管理上支障があると認められるとき。

(3) その他村長が不適当と認めるとき。

(使用料)

第9条 就農者は、ほ場の使用料を納付しなければならない。

2、ほ場の使用料は、農地法（昭和27年法律第229号）第52条に基づき農業委員会が公表する都内農地賃借料のうち、各年度の4月1日において公表されている平均額の平米単価に就農の許可を受けたほ場の面積を乗じた額とする。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他事故など、就農者の責によらない理由により使用できなかったとき。

(2) 公益上その他やむを得ない理由により就農を取消し、又は就農を中止させたとき。

4ページでございます。

(3) その他、村長が特に必要と認めるとき。

(許可の取り消し等)

第11条 村長は、次の各号の一に該当するときは、就農の利用の許可を取消し、又は中止させることができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的、就農の利用の条件に違反したとき。

(3) 農業団地の施設を毀損する恐れがあるとき。

(4) 災害その他の事故により、農業団地の使用ができなくなったとき。

(5) 前各号のほか、村長が特に必要と認めるとき。

(土地形状及び設備の変更禁止)

第12条 就農者は、土地形状の変更及び農業団地に特別の施設を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ村長の許可を受けたときは、この限りではない。

(返還及び原状回復)

第13条 就農者は、ほ場の就農の許可の期間が終了したとき又はほ場の就農の辞退の許可を受けたときは、直ちにほ場を原状に回復し、村長に返還しなければならない。第11条の規定により就農の許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも同様とする。ただし、村長が特に認めた場合は、原状回復については、この限りではない。

(損害賠償)

第14条、就農者は、就農に際し農業団地の施設等に損害を与えたときは、村長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 前の全員協議会だったかと思うんですけども、この条例案を見せてもらったときに、まず対象となる旧島民の定義を教えてくださいというお話をしたと思います。

旧島民という言葉の定義には、私が知り得る限り3つあります。法律上の旧島民、昭和19年3月31日以前に小笠原で暮らしていた方ですね。2点目が、東京都の小笠原住宅条例上の旧島民という言葉。それは直系血族、ずっと旧島民となっています。村の旧島民という言葉の定義には、硫黄島のたしか一時宿泊所の条例の中で、硫黄島旧島民という言葉の定義が載っていて、私の記憶では孫までというのがあったと思います。

この条例の旧島民の定義というのは、一体これはどれなんでしょうか。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） この条例の旧島民の定義につきましては、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第2項に規定されております昭和19年3月31日に住所を有していたご本人対象となります。条例上ではちょっと定義が記載しておりませんが、規則のほうで、資格というところで定義を載せているところがございます。

○議長（池田 望君） ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第34号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第10、議案第35号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第35号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年6月6日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

7ページをお開きください。

平成30年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,528万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億3,851万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月6日。小笠原村長、森下一男。

8ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入の款項ごとの補正内訳でございます。

次の9ページに、歳出の記載がございます。

9の3、4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正。歳入歳出の総括でございます。

9の5、9の6ページをお開きください。

まず歳入でございます。

都支出金、都補助金、衛生費都補助金、環境衛生費の735万4,000円につきましては、環境衛生費の都補助金の増額分でございます。廃棄物減量等推進費都補助金でございます。

目、都委託金、総務費都委託金、海区漁業調整委員選挙費の118万5,000円につきましては、海区漁業調整委員選挙費を計上したものでございます。

目、教育費都委託金、教育推進校事業費のマイナス20万円につきましては、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業費の減額分を計上したものでございます。

当初予算におきましては、父島・母島の小・中学校計4校に対しまして、昨年度までの1校25万円といたしまして100万円を計上してございましたけれども、今年度1校20万円ということに変更がございました関係で、今回差額の20万円を減額するものでございます。

繰入金、基金繰入金、農道維持管理基金繰入金、農道維持管理基金繰入金の55万円につきましては、農道維持管理基金繰入金の計上をしたものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の2,319万6,000円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

諸収入、雑入、雑入、雑入の320万円につきましては、その他助成金の増額分を計上したものでございます。320万円のうち220万円につきましては、財団法人自治総合センターか

らコミュニティ助成事業補助金としていただくものでございます。また、残りの100万円につきましては、みどり東京・温暖化防止プロジェクト事業の補助金としていただくものでございます。

歳入合計、既定額42億323万3,000円、補正額3,528万5,000円、計42億3,851万8,000円。

歳入につきましては以上でございます。

9の7、9の8ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費、負担金補助及交付金の936万1,000円につきましては、返還50周年記念事業費の増額分を計上したものでございます。こちら実行委員会のほうに補助金を支出しているところでございますけれども、実行委員会の経理上、繰り越しの手続がとれないことがございまして、平成29年度の未執行額につきましては一度返還をいただきまして、再度平成30年度に増額計上をさせていただいたところでございます。

目、企画費、負担金補助及交付金の220万円につきましては、コミュニティ助成事業費として計上したものでございます。今回、歳入でもご説明いたしましたけれども、助成金をいただきまして、今回は小笠原イベント協議会に活動用備品購入のための補助金として支出するものでございます。

目、支所費、使用料及賃借料の74万5,000円につきましては、これ母島支所の庁有車の管理費の増額分でございますけれども、契約期間に誤った認識がございまして、当初予算に計上不足が生じておりました。その不足分として74万5,000円、今回計上をさせていただくものでございます。

項、選挙費、海区漁業調整委員選挙費、報酬の58万4,000円から役務費の7,000円までの5節、計118万5,000円につきましては、補欠選挙が予定しております海区漁業調整委員選挙費の各節として計上をさせていただいております。委員報酬として58万4,000円、職員手当費として28万5,000円、事務費として31万6,000円でございます。

衛生費、清掃費、塵芥処理費の工事請負費の266万3,000円、備品購入費の1,471万円、こちらは母島リレーセンターの運営管理費の増額分を計上したものでございます。

こちらは、現在稼働しております生ごみ処理機の3台のうち1台が、この平成30年度に入りましてから故障が発生しまして、修理が不可能な状況に至りました。新たに土中、土の中に埋め込み式のごみ処理槽を8基購入いたしまして、平成28年度に先行導入いたしました2基と合わせまして10基で今後運用していくものでございます。

備品購入として、生ごみ処理槽を8基購入する、それから工事請負費をもって設置工事を

行うものでございます。備品購入につきましては2分の1、東京都からの補助金をいただけるものとなっております。

農林水産業費、農業費、農業振興費の委託料155万円につきましては、農道管理経費の増額分を計上してございます。これは農道内にございます倒木のおそれがございます木を処理するものでございます。

9の9、9の10ページをお開きください。

商工費、商工費、観光費、こちらは先ほど歳入の雑入の中でご説明いたしましたみどり東京・温暖化防止プロジェクトの助成金100万円を計上いたしまして、財源更正を行っております。支出予算につきましては、近自然工法による遊歩道等の整備事業が当初予算に計上されてございます。その財源として、今回歳入予算を充当するものでございます。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費、工事請負費の231万9,000円につきましては、母島沖村9号線整備のために、ガジュマルの伐採が必要になったことから、今回その伐採に必要な経費を計上させていただいたものでございます。

教育費、小学校費、教育振興費の需用費、それから中学校費の教育振興費のこちらは委託料に、それぞれマイナス10万円と、中学校費のほうには40万円という補正額が計上されてございますけれども、先ほど歳入予算の中で、この財源となりますオリンピック・パラリンピックの教育推進事業費、各校25万円から20万円になったという形でのご説明をさせていただいております。

小学校費につきましては、それぞれ父島・母島5万円ずつ減額する関係で、マイナス10万円の計上をさせていただいておりますけれども、中学校費の委託料につきましては、当初予算で計上漏れがございました関係で、今回40万円の計上をさせていただいております。

中学校費の教育振興費の委託料の上に役務費でございます。こちらは、今年度から中学のバドミントン部が都大会の予選に参加するようになりました。ゴールデンウィークを利用して都大会の予選に行ったところでございますけれども、都大会の予選を突破したということから、都大会本選に出場するための遠征に必要な船賃につきまして計上をいたしておるところでございます。

項、保健体育費、体育施設費、工事請負費の26万円につきましては、父島施設管理の運営事業費の増額分を計上したものでございます。内容につきましては、奥村運動場の平和の鐘周辺の支柱が腐食し危険な状況でございますことから、支柱と付随する鎖の撤去をするための経費でございます。

諸支出金、諸費、国有財産管理受託事業清算金、償還金利子及割引料のマイナス41万9,000円につきましては、これは国有財産の管理受託を受けている中で、収入から必要経費を引いた分を国に返納するという予算でございますけれども、返納額が当初見込んでいたよりも41万9,000円マイナスになったという計上でございます。

歳出合計、既定額42億323万3,000円、補正額3,528万5,000円、計42億3,851万8,000円。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） すみません、9の9、9の10で5番の保健体育費、2番の体育施設費の中の工事請負費というところがあるんですが、ここで父島施設管理運営事業費の増額分26万円とあるんですが、これの内容を細かくちょっと教えてください。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） お答えいたします。

奥村運動場敷地内にある平和の鐘の園地の歩道と、園地の敷地の間にあるチェーンポールですね。金属製の支柱と鎖がつながっているチェーンポール、これは人の緩やかなゾーニングのために設置しておりますが、そちらが腐食しておりまして、1本がポッキリ折れたんですけれども、その折れ方が非常にささくれ立って、さびのとがった部分が通行人に非常に危険であるというふうに判断しまして、補正予算で急遽全部撤去するというような内容のものを計上させていただいております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 撤去することなんですけど、撤去した後の補填というか、またそこに取りつけるということについてはどのようなになっていますか。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） 今のところ、撤去後どのようにするかというような明確な計画は立てておりません。撤去後、様子を見ながら、必要であれば何らかの対応をしますし、必要がなければ、そのまま撤去したまま、チェーンポールはなしというような形にしたいというふうに考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ここについては、やすらぎの郷保存会というところがありまして、そ

こが碑を建てたわけです。そこについては、やはり実は昔からあそこは交通事故の多い場所というところで、今ここに住んでいらっしゃる方でも、かなり大けがをされた方が何人かいます。それぐらいあそこに車でぶつかったり、交通事故を起こしているというかなりそういう場所です。私が知っている限りでも、あそこにぶつかったのは5人います。

それで一番ひどいのは、あの真ん中に半分近く折れ曲がっているところがあるんですが、あれも実は車でそのまま夜走っていて、カーブを曲がり切れずぶつかったという事例があります。やはり寄附金2,800万円ぐらい集まって、それでそういう遺族とか、そういった方々の思いで建てている部分もあるわけですから、そこにやはり、もともとあれをつけたという理由は、その当時最初につくったときの私は事務局次長をやっていましたし、やすらぎの郷を村のほうにお願いするときの事務局長もやっていたので、その辺のことについては、そこになぜチェンブロックとそれをつけたかという理由があります。やはりそういう交通事故が多い場所だから、それで車があそこに突っ込んで壊されることは困るということがあって、ガードということでしたという理由があります。

それを、やはり補填していただかないと、撤去だけで終わらせるということで、もしそれを車がまた突っ込んで壊れたということになったときに、村が直しますというレベルの考え方ではないだろうというふうに思います。やはりそのつくった人たちの思いとかいろいろありますから、その辺のことをきちんと補填して、ガードレールではないんですが、そういう丈夫なものでもやはり設置して、リスクをきちんと回避するということが大事だろうと思います。やはり撤去をするイコールそこに設置するということをしていただかないと、その辺についてはとてもなかなか看過できないかなという思いがあります。その辺についてお願いします。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） 車の進入を防ぐ目的であれば、やはりガードレール相当の強度のものを設置しないと、車両の進入、中の施設を破壊するほどの勢いで突っ込む車の進入というのはとめられません。ですので、現在あるポールチェーンで車両の進入を完全に防ぐということは、まず難しいというふうに考えております。

また、都道と港湾道路の三差路の危険性については、以前から指摘がされておまして、小笠原支庁でも取りつけ形状の変更、今斜めに直接ついていますので、港湾道路からの進入が一時停止をしないで都道側に行く、もしくは都道からも減速をしないで入っていくというような危険性がありますので、将来的にあそこを道路線形を変えて、完全な垂直に入

る、丁字路型にするというような計画、検討がされているというように聞いております。

その際には、当然平和の鐘側の敷地にも影響が及びますので、急いでガードレール等をもし敷地側に設置した場合はさらに撤去をする必要が出てきてしまいますので、まずはその道路線形の形状変更というものを待ちたいということが1つ。

それと、そもそも車の進入、事故が多発するような危険性があるのであれば、それは道路管理者側の責任としてガードレールの設置が必要だと考えます。ですので、歩道と敷地側にそのガードレールがあるのではなくて、歩道と車道の間にガードレールがあるべきだというふうに考えておりますので、まずはチェーンボールのほうを撤去させていただきまして、道路側の危険性がそのまま残るということであれば、道路管理者にガードレールの設置を含めた要望を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） それは逆なんではないですかね。外のガードレールをつくって、それから撤去する。でないと、その間にもし突っ込んだときに、それは誰が責任をとるんですか。その問題は逆に考えないと、やはりちょっと違うのかなというふうに思います。ガードレールをまずつくってもらって、それでその後にそれを撤去するということであれば、車がもし万が一突っ込んだでも大丈夫かなというふうに思いますけれども、撤去してそのことを考えてからといたら、その間に突っ込んだら誰が責任をとるのかという話になってくると思いますね。その辺についてはいかがですか。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） そもそも事故が起きるとするのは、運転手の責任で起きるわけがあります。公共施設の全ての施設に、そういった交通事故の危険性を考慮してガードレールを設置するというのは、行き過ぎた整備だというふうに考えております。

ですので、まずは事故が起きた際は当然事故を起こした当事者に責任があるので、そういったところに賠償責任をしていきますし、そもそも全ての危険性について、施設側が過剰な対策を施す必要はないというふうに私は考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） それは、でもリスクをほったらかして、それは交通事故を起こしたやつが悪いから、そいつに全部責任を押しつけるんだという話ではないんじゃないかと。やはり公共施設であれば、その辺のリスクはきちんと管理するべきだろうというふうに思います。その辺のところはどうなのでしょう。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） 車道と敷地は直接接しておらず、間に歩道がありますので、そもそもその歩道を乗り上げて、さらに中の施設を破壊するような事故が起きた場合には、チェーンポールでは役不足というふうになっておりますので、原状を回復したところで、その施設を守るという目的には達さないのであるというふうに考えております。

ですので、今あるいわゆる人のゾーニングのためのチェーンポールの役目は、本来車の進入をとめるという目的ではないので、もしそういうことがあれば早急に対策、道路線形の変更を含めた事故防止策について、管理者である小笠原支庁とともに協議を始めたいと考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） それは協議をしていただいて、その辺のことをきちんとして、それから撤去するというのであれば、理屈としてはわかるんですが、その辺がなければ、やはりとても看過できないかなというふうに思います。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） さまざまなご意見はあるとは思いますが、現在の施設管理者である教育委員会事務局としては、これまで申し上げたとおりの考えを持っておりますので、まずは緊急的に撤去をさせていただき、その後その状況を見まして、必要であればそういった対策を施しますし、そうではないということであれば、フェンス等は設置しないというふうにさせていただきたいと考えております。

最終的には、いろいろなご意見があって、相入れないところもあるかもしれませんが、今申し上げた考えが施設管理者としての考えでございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） どうも話がやはり逆転しているかなというふうにずっと思います。やはりいろいろなつくった経緯とかそういったことも全部考えて、やはりそのところをきちんと守るということは最初にしておかなければいけない、手当をしておくということが大事なことだと思います。

それを撤去するというのは、もともとあれをつくった中にはそういうふうに、車どめというところも1つ考えてあれを設置してきた経緯があります。だからその辺はどうも持田課長の言っていることとは相反する部分、反対の考え方ではないかというふうに考えます。やはりとてもその部分については、今このままで撤去しますよということについては賛成

はできません。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 該当している交差点については、単に車の衝突だけではなくて、小笠原での死亡事故の一番直近の事故というのがそこで起きております。そもそもその交差点の問題点というのは従前から指摘されておりますので、むしろ今、教育委員会と議員との間の議論ではなく、交通安全という部分では、村のほうでは総務課が所管しながら、警察と交通安全協会の中でいろいろ議論しておりますので、早急に改めてその交差点の改修等について、小笠原支庁とも協議は始めたいと思います。

一方で、今回の教育委員会から出ている、また折れたことによつての歩行者への危険性というのを指摘して撤去を考えておりますので、ちょっと時間的に猶予を持てるかどうかも含めて、教育委員会並びに村のほうと少し協議をして、執行はしていきたいと思っております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） その道路を90度に変更するという話は前から聞いていますし、その辺にすれば、多分急激にカーブしなきゃいけないので、ぶつかってくる可能性はかなり低くなるだろうというふうな観点は、警察の方が来たときにもそういう話はお聞きしています。

ただ、それが実はずっと話が最初あってから、この1年近く立ち消え状態みたいになっていたので、それがどうなっているのかなというのはありました。ただ、やはりささくれについては危険なのですぐ撤去するという形で撤去したという経緯がありますので、それはやはり今のままでとりあえず置いておくのか、それで爆裂したら即撤去するという形で対応していくのか。その間にきちんとした協議を進めていただいて、交通安全協会なのか、警察なのかわかりませんが、その辺のところはきちんと村のほうと協議していただいて、早急にその辺の取り組みをしていただいて、その結果をもって撤去していただきたいというふうに思います。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） この問題はやすらぎの郷の部分で、当時、事務局長は安藤重行議員で、会長が私でございました。そして、その中で最終的に村に移管のような形で引き継いだわけですが、

今、教育課長のほうでは、やはり危険の観点、そしてもう一つがあの路線区画の変更も支庁で考えているという部分。今、安藤議員さんの言っていることもよくわかりますし、と

りあえず撤去云々に関しても、もう一度私も入ってどういう形にするのが一番いいかを、支庁のほうも交えまして、一応会長だった手前、あそこは寄附金でほとんどできている部分なんでね。そういう思いも多分酌んでほしいという部分だと思いますので、今後支庁と村と私も入りまして協議をして、安藤議員にはその決まりのほうに関しては私が説明してもよろしいですし、それから流れを決めていきたいと思うんだけど、教育課長、どの程度の余裕があるか、ちょっと教えて。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） 施設管理者としては、一刻も早く鉄の鋳物の支柱に関しては撤去したいというふうに考えております。ちょっと手元に写真がないんですけども、本当に折れたときには本当に危険な状態になっています。ですので、補正予算ではやはり撤去をさせていただいて、その後、当初予算等で必要があるかどうかというのを検討して、今後の方針を決めさせていただければというふうに思うんですが。

やはり歩行者、村民の安全を我々は施設管理者として第一に考えたいというふうに思っていますので、チェーンポールの撤去についてはお認めいただきたいというふうに、施設管理者の立場からは考えております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 持田課長の立場の話はわかった。そういった中で、今これ課長の立場と安藤議員の立場と相入れない部分はあるわけだから、明日でもいいから、とにかく現場へ行って話そう。課長は危ないという部分も含めてちゃんとした検証をしながら、いい方向に持っていくようにするしか、今ここで長々と議論してもしょうがないだろうし、その辺でちょっと、私が話すのもちょっとおかしい話だけれども……

○議長（池田 望君） ちょっと杉田副議長、ここは議会の場でありまして、今上程された議案に対していろいろな議論をされて、その後採決という形で多数決ではございますが、どういうふうに決めるかということは今やっているの、新たな協議の場をここで作るか、そういうことはここでは今決めることではございませんので。今の議論の中で皆さんがどういうふうに考えるかというところで採決をするかどうかということなので、その部分についてはご理解いただきたいと思いますが、いいですか。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 今の議論をちょっと聞いておりまして、安藤議員の言うことがすごくよくわかるなとちょっと感じました。

確かに施設管理上、今危険だ。でも、やはりそこにはチェーンポールをつくった村民の思いがあって、それは車はとめられるんだ、とめるんだという思いがあってつくった中で、いや、あれはとめられないと言われてしまうと、そこに村民の思いがなんか無視されちゃうというか、そういう部分があるなと感じました。これすごく重要な議論だと思います。ちょっとそういうことを踏まえて、私これからの採決に臨みたいと思います。

○議長（池田 望君） ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

清水良一君。

○1番（清水良一君） この問題も含めて採決になると、ほかのものも入って採決されるわけですね。これだけという分離ができないわけですね。

（「いや、これだけだろ」と呼ぶ者あり）

○1番（清水良一君） いや、予算の採決ということになるわけですね。どういう採決になるのでしょうか。

○議長（池田 望君） 暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 暫時休憩します。

（午後5時10分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後5時24分）

○議長（池田 望君） 質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 先ほど来申し上げましたように、やはりいろいろな危険性とか、そういったところをきちんと手当していただいて、やはりこの執行をしていただくということを条件で、この執行をお願いできればというふうに思います。そこがなければ、やはり反対するしかなくなってしまうということになってしまうので、そのところを考慮していただければと。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） まず、私の発言、言葉が足りないということでこの混乱を生じさせてしまったことをおわび申し上げます。申し訳ございません。

さまざまなご意見をいただきましたので、危険性の除去という、そういうところは共通認識でありますので、その後の対応については、また各関係機関を含め検討していくというふうに約束させていただきたいと思います。ご理解をお願いいたします。

○議長（池田 望君） ほかに質疑のある議員はいらっしゃいますか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第35号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は条件つきではございますが、可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第11、議案第36号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第36号 防災行政無線設備更新工事請負契約の締結について（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年6月6日。提出者、小笠原村長、森下一男。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第24号）第2条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるためのものとございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、11ページをお開きください。

防災行政無線設備更新工事請負契約の締結について（案）でございます。

防災行政無線設備更新工事施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

1、契約の目的。地域防災計画に基づく災害情報伝達を迅速かつ的確に行うための防災行政無線設備の更新を行い、小笠原村民の生命及び財産の安全を確保すること、及び平常時には広報活動並びに防災行政連絡などに活用し、民生の安定、行政サービスの更なる向上を図ることを目的とする。

2、契約件名、防災行政無線設備更新工事。

3、契約の方法、特命随意契約。

4、契約金額、2億5,034万4,000円。

5、契約の相手、日本電気株式会社。

続きまして、次の12ページに契約の資料がついてございます。

この案件につきまして、随意契約として契約をさせていただきます理由といたしましては、新旧システムを並行して稼働させること、また既存の設備を一部そのまま使用するものがあるということから、現システムを現防災無線の工事を施工いたしました日本電気株式会社と随意契約をするものでございます。

先ほどの報告からあわせて、今回契約案件につきましては、契約の方法を特命随意契約という記載をさせていただいてございます。一木議員のほうから先ほどご質問がありましたけれども、この特命随意契約というのは、法令上に決められた言葉では確かにございません。随意契約というのは、競争入札をしないで契約をすることを指します。幾つか随意契約により契約ができる場合というのは、地方自治法の施行令の167条の2というところに決められてございます。

今回の場合は、前年度の工事に引き続き行うもの、それから今議案として出させていただいているものにつきましては、現状のシステムをそのまま新旧ともに並行して稼働させなければいけないことがございまして、既存の設備をそのまま利用するものもあるということで、随意契約の中でも単体というんですか、1社に対して見積もりを徴取する。1社を指名して契約を締結するものから、特命という言葉を使わせていただいております。

それ以外に、見積もりにより複数のものから見積もりを徴取する場合には、競争見積もりによる随意契約と呼ぶということも、解説書の中で確認ができてございますので、今回は

それぞれこの報告2件、それから今回の議案の1件、3件とも単体を、1社に対して見積もりを徴取するということで特命の随意契約と、特命という言葉を使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 法令上にのっとっていない契約というところのよしあしの議論は、ちょっと自分もまだ調べていないので、今後調べた上で、またこの件については議論をしていきたいと思います。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ちょっと私の説明が足りない部分がありましたけれども、法令上にのっとった方法をもって今回随意契約をしているところなんです。ただし、法令上に特命随意契約という名前は出てまいりません。随意契約の中に複数を相手にするものと、いわゆる単数を相手にする、1社を相手にするものとございまして、それにそれぞれ呼び名をつけるということもございまして関係で、今回3件とも特命という言葉をつけさせていただいたということで、ご理解いただければと思います。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第36号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第12、同意第3号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 同意第3号 小笠原村監査委員の選任について。

上記について同意されたい。

平成30年6月6日。提出者、小笠原村長、森下一男。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、小笠原村監査委員の選任につき、議会の同意を得る必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 次の2ページをお開きください。

小笠原村監査委員の選任について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、下記のとおり選任する。

記。

氏名、稲垣直彦。以下、住所、生年月日、略歴につきましては省略させていただきます。

よろしく同意のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

同意第3号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（池田 望君） 次に、議会運営委員会、総務委員会、硫黄島調査特別委員会、小笠原航空路開設推進特別委員会から所管の事務及び調査中の事件について、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

本件はお手元の配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（池田 望君） 以上をもって本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第2回小笠原村議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

(午後5時37分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年 月 日

議 長 池 田 望

副 議 長 杉 田 一 男

署 名 議 員 一 木 重 夫

署 名 議 員 鯨 江 満

議案等審議結果表

第 2 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 3 0 年 6 月 6 日）

議決月日（平成 3 0 年 6 月 7 日）

議案番号	件 名	審議結果
報告第 1 号	平成 2 9 年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について	報 告
報告第 2 号	平成 2 9 年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告
報告第 3 号	小笠原村村税条例の一部を改正する条例（専決処分）	原案承認
報告第 4 号	平成 2 9 年度小笠原村一般会計補正予算（第 6 号）（専決処分）	原案承認
報告第 5 号	平成 3 0 年度小笠原村一般会計補正予算（第 1 号）（専決処分）	原案承認
報告第 6 号	平成 3 0 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（専決処分）	原案承認
報告第 7 号	沖村浄水場改良工事（プラント I）請負契約の締結について（専決処分）	原案承認
報告第 8 号	水処理設備改良工事（その 2）請負契約の締結について（専決処分）	原案承認
議案第 3 4 号	蝙蝠谷農業団地条例（案）	原案可決
議案第 3 5 号	平成 3 0 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）（案）	原案可決
議案第 3 6 号	防災行政無線設備更新工事請負契約の締結について（案）	原案可決
同意第 3 号	小笠原村監査委員の選任について	原案同意

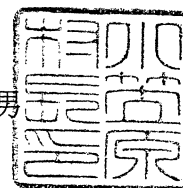
別

冊

30小笠原総第474号
平成30年5月24日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成30年第2回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

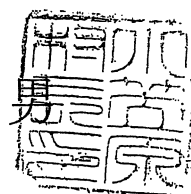
本日、別紙写しのとおり、平成30年第2回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第4号

平成30年第2回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年5月24日

小笠原村長 森 下 一



記

1 期 日 平成30年6月6日

2 場 所 小笠原村議会議事堂

30小笠原議第27号
平成30年5月24日

議 員 各 位

小笠原村議会
議長 池 田 望

平成30年第2回小笠原村議会定例会の招集について

平成30年5月24日付30小笠原総第474号により、平成30年小笠原村告示第4号をもって、平成30年6月6日、平成30年第2回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第9条第1項の規定により、午前10時開会といたします。

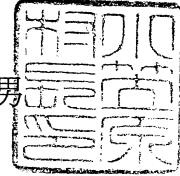
記

- 1 開催日時 平成30年6月6日 (水) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

30小笠原総第495号
平成30年5月28日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成29年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告する。

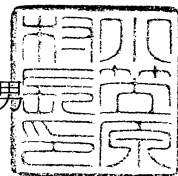
記

報告第1号 平成29年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について

30小笠原総第497号
平成30年5月28日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成29年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、
下記のとおり報告する。

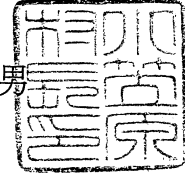
記

報告第2号 平成29年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について

30小笠原総第499号
平成30年5月28日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



専決した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決した
下記事件を、同条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

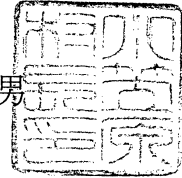
記

- | | |
|-------|---|
| 報告第3号 | 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（専決処分） |
| 報告第4号 | 平成29年度小笠原村一般会計補正予算（第6号）（専決処分） |
| 報告第5号 | 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）（専決処分） |
| 報告第6号 | 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
（専決処分） |
| 報告第7号 | 沖村浄水場改良工事（プラントI）請負契約の締結について
（専決処分） |
| 報告第8号 | 水処理設備改良工事（その2）請負契約の締結について
（専決処分） |

30小笠原総第501号
平成30年5月28日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成30年第2回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

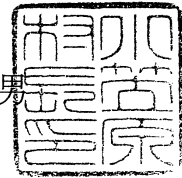
記

- 議案第34号 蝙蝠谷農業団地条例（案）
議案第35号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（案）

30小笠原総第561号
平成30年6月4日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について（追加議案）

平成30年第2回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

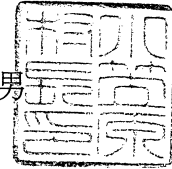
記

議案第36号 防災行政無線設備更新工事請負契約の締結について（案）

30小笠原総第560号
平成30年6月4日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



同意案件の送付について

平成30年第2回小笠原村議会定例会に提出するため、下記同意案件を送付します。

記

同意第3号 小笠原村監査委員の選任について

30小笠原議第28号
平成30年5月24日

小笠原村長

森 下 一 男 殿

小笠原村議会

議長 池 田 望

説明員の出席要求について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成30年第2回小笠原村議会定例会に平成30年1月4日付29小笠原総第1782号、29小笠原総第1782号及び、平成30年4月2日付30小笠原総第96号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

- 1 開催日時 平成30年6月6日 (水) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

30小笠原議第28号
平成30年5月24日

小笠原村教育委員会
教育長 松 本 隆 殿

小笠原村議会
議長 池 田 望

説明員の出席要求について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成30年第2回小笠原村議会定例会に平成30年1月5日付29小笠原教第566号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

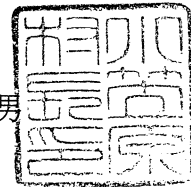
記

- 1 開催日時 平成30年6月6日 (水) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

30小笠原総第484号
平成30年5月24日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成30年5月24日付30小笠原議第28号により要求のありました
平成30年第2回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出席

村 長	森 下 一 男
副村長	渋谷 正 昭
総務課長	セーボレー 孝
総務課副参事	杉 本 重 治
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	牛 島 康 博
環境課長	岡 島 一 徳
建設水道課長	繁 藝 則 仁
建設水道課副参事	岩 本 弘 幸
母島支所長	湯 村 義 夫

30小笠原教第176号
平成30年5月24日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村教育委員会
教育長 松本 隆



説明員の出席について（定例会）

平成30年5月24日付30小笠原議第28号により要求のありました説明員については、以下のとおりです。

記

出席 教育長 松本 隆

出席 教育課長 持田 憲一

30小笠原総第96号

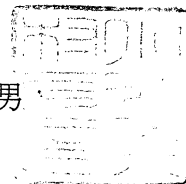
平成30年4月2日

小笠原村議会議長

池 田 望 殿

小笠原村長

森 下 一 男



小笠原村議会説明員の変更について（通知）

このことについて、下記のとおり説明員を変更したので通知いたします。

記

（委任取り消し：平成30年3月31日付）

環境課長

深 谷 雪 雄

（委任：平成30年4月2日付）

環境課長

岡 島 一 徳



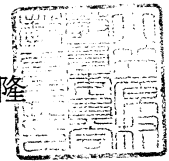
30小笠原教第138号
平成30年 5月15日

小笠原村議会議長

池 田 望 殿

小笠原村教育委員会教育長

松 本 隆



小笠原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況
の点検及び評価（平成29年度分）に伴う報告について

このことについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり「小笠原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成29年度分）報告書」を提出いたします。

平成30年
小笠原村教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行状況の点検及び
評価(平成29年度分)報告書



平成30年4月
小笠原村教育委員会

— 目 次 —

第 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について . . .	p. 03
第 2	小笠原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針	p. 03
第 3	小笠原村教育委員会 平成 29 年度の活動概要	p. 04
第 4	小笠原村第 4 次総合計画と小笠原村教育委員会の基本方針に基づく平成 29 年度主要施策	p. 07
I	小笠原村教育委員会の基本方針	p. 07
II	平成 29 年度主要施策に基づく点検及び評価の状況について	p. 00
1	学校教育の充実	
1	確かな学力を育む	p. 00
(1)	基礎・基本の定着	
(2)	学ぶ意欲の向上	
2	個性や能力を最大限に伸ばす	p. 00
(1)	思考力・判断力・表現力の育成	
(2)	国際社会で活躍する日本人の育成	
(3)	特別支援教育の充実	
3	人間性を豊かにし、規範意識を高める	p. 00
(1)	人権教育の推進	
(2)	道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	
4	社会の変化に対応できる力を高める	p. 00
(1)	社会の変化に自立的に対応できる力の育成	
(2)	社会的・職業的自立を図る教育の推進	
5	身体を鍛え、健康・安全に生活する力を培う	p. 00
(1)	体力向上を図る取組の推進	
(2)	健康づくりの推進	
(3)	安全教育の推進	
2	教育行政の充実	
1	教員の資質・能力の向上を図る	p. 00
(1)	優秀な教員の確保	
(2)	現職教員の資質・能力の向上	
2	質の高い教育環境を整備する	p. 00
(1)	子供たち一人一人に応じた支援体制の構築	
(2)	学校組織力の向上	
(3)	I C T（情報通信技術）環境の整備	
(4)	学校の教育環境の整備	
3	文化・スポーツ活動の推進を図る	p. 00
(1)	文化活動の支援	

	(2) スポーツ活動の推進	
	(3) 心を育てる社会教育の充実	
4	家庭・地域・社会の教育力の向上を図る	p. 00
	(1) 信頼される開かれた学校づくり	
	(2) 家庭教育を担う保護者への啓発活動	
	(3) 外部人材を活用した教育の推進	
5	文化財行政の充実を図る	p. 00
	(1) 文化財の管理等	
	(2) 資料の管理	
3	その他	
	(1) 開校記念事業の支援	p. 00
	(2) 東京都が実施するオリンピック、パラリンピック関連事業への協力	p. 00
第5	「施策に基づく点検及び評価」に関する評価委員の意見	p. 00

【第1】教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成 19 年 6 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により同法第 26 条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が以下のように規定された。

「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」

この規定により、小笠原村教育委員会では、平成 29 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、平成 30 年 6 月議会までに各議員に提出するとともに公表する。

点検及び評価を行うにあたっては、父島・母島から 1 名ずつの「点検・評価委員」による意見をいただき、次年度の教育行政の改善に反映させる。また、小笠原村のホームページ等を通じて、情報を広く周知することにより、広く地域住民の意見を教育に反映させる方法をとる。

【第2】小笠原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針

1 点検及び評価の目的

- (1) 小笠原村教育委員会は、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、小笠原村のホームページ等で公表することにより、村民への説明責任を果たし、村民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

「小笠原村教育委員会の基本方針及び基本方針に基づく平成 29 年度主要施策」

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、平成 29 年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。
- (2) 報告書は小笠原村ホームページに全文掲載し、広く村民に知らせ、次年度の教育行政に反映させる。
- (3) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を小笠原村議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。
- (4) 平成 29 年度の具体的な《施策の取組状況》を記述するとともに、《今後の取組の方向

性》を示し、次年度のよりよい教育行政の改善に役立てる。

(5) 施策ごとに取組状況の点検を記号で表示する。記号は下の表のとおりとする。

記 号	記号の説明	点 検 の 基 準
◎	おおいに成果あり	*効果的な取組だった。 *大きな成果がみられた。
○	成果あり	*成果があった。 *大きな課題や問題がなかった。
△	現状維持	*大きな課題もなく取組めた。 *小さな課題や問題があり、今後の改善が必要。
×	成果なし	*様々な課題や問題があり、施策の再検討が必要。 *成果より、いくつもの大きな問題が残った。

【第3】小笠原村教育委員会 平成29年の活動概要

小笠原村教育委員会は、小笠原村長が小笠原村議会の同意を得て任命した4名の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。教育委員会には教育長が置かれ、教育長の指揮監督のもとに、その事務を司っている。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

[教育委員とその任期]

役 職	氏 名	委 員 の 任 期
教 育 長	松 本 隆	平成30年9月25日まで
委 員 (教育長職務代理者)	綱 島 修	平成30年4月27日まで
委 員	佐 藤 文 彦	平成30年4月27日まで
委 員	鈴 木 直 子	平成30年4月27日まで

教育委員会の会議は、原則として年5回の定例会を開催し、必要に応じて視察等を行っている。平成29年は、定例会5回を開催し、議案・協議事項・報告事項について審議等を行った。平成29年度の会議内容は以下に示す。

[平成 29 年度 小笠原村教育委員会の主な議案や協議・報告]

委員会	開催日	主 な 内 容
平成 29 年 第 2 回委員会	4 月 28 日	* 報告：教育長報告 * 議案：平成 29 年小笠原村教育委員会の権限に属する事務の 管理及び執行状況の確認及び評価（平成 28 年度分） 報告書（案）の承認 * 連絡：平成 29 年度島しょ教育委員会協議会 ：小笠原村立学校使用教科書の採択方針の確認 ：平成 29 年度学校教職員人事異動 ：小笠原村立学校の児童・生徒数 ：次回教育委員会開催連絡
平成 29 年 第 3 回委員会	7 月 19 日	* 報告：教育長報告 * 協議：小笠原村教育委員会基本方針に基づく平成 30 年度 主要施策（案） ：平成 30 年度小笠原村教育委員会予算編成指針（案） * 議案：平成 30 年度小笠原村立学校使用教科用図書の採択 （小学校：道徳、特別支援学級） * 連絡：村立学校学力調査の結果 ：島しょ教員公募 ：夏休みの教育委員会主催事業 ：次回教育委員会開催日程
平成 29 年 第 4 回委員会	10 月 4 日	* 報告：教育長報告 * 議案：平成 30 年度小笠原村立学校特別支援学級使用教科用 図書の採択結果 ：小笠原村教育委員会基本方針に基づく平成 30 年 度主要施策（案） ：平成 30 年度小笠原村教育委員会予算編成指針（案） ：小笠原村教育委員会公印規則の一部改正（案） * 連絡：9 月議会報告について ：夏休み中に子どもたちが参加した大会や行事等の 報告 ：小笠原諸島返還 50 周年記念事業計画について
平成 29 年 第 5 回委員会	12 月 15 日	* 報告：教育長報告 ：平成 29 年第 4 回小笠原村議会報告 * 協議：平成 30 年小笠原村教育委員会年間計画（案） * 連絡：村立学校学力調査の結果 ：家庭における学習習慣等に関するアンケートの実施 ：村民だより年頭のあいさつ・成人式の式辞（案） ：次回教育委員会開催日程

平成 30 年 第 1 回委員会	2 月 19 日	＊報告：教育長報告 ＊議案：平成 30 年度小笠原村教育目標 ：平成 30 年 4 月 1 日付村立学校教職員の人事異動(案) ＊連絡：家庭における学習習慣等に関するアンケートの結果 ：平成 30 年度学校関係の年間計画 ：平成 30 年度校長会年間計画 ：卒業式、入学式、辞令伝達式の対応及び卒業式並び に入学式の教育委員会告示（案） ：次回教育委員会開催日程
---------------------	----------	---

平成 29 年度の島しょ教育委員会協議会は神津島村で開催され、2 名の委員が参加した。

[小笠原村教育委員の研修・視察・行事参観、出席等の状況]

(4 人の委員のうち、一人でも視察・参観・出席等したものを挙げた。)

年 月	研修視察及び活動内容
平成 29 年 4 月	辞令伝達式(父・母)、村立学校入学式(父・母)、小笠原高校入学式、交通安全街頭活動
平成 29 年 5 月	こどもまつり、島しょ教育委員会協議会（神津島村）、母島小中学校運動会
平成 29 年 6 月	返還祭(父・母)、小笠原小学校小港キャンプ
平成 29 年 7 月	小笠原小中学校遠泳大会
平成 29 年 8 月	島しょ教育長会（東京都への予算要望）、島しょ地区教員公募説明会、防犯パトロール、若手教員研修視察
平成 29 年 9 月	村立学校中学生硫黄島訪島事業（三島クルーズ・海上慰霊祭）
平成 29 年 10 月	小笠原小中高連合運動会(父)、防犯パトロール
平成 29 年 11 月	防災訓練、母島小中学校学芸会、島しょ教員公募面接、各種異動ヒアリング
平成 29 年 12 月	小笠原小学校展覧会、父母スポーツ交流大会（父）
平成 30 年 1 月	海開き、成人式、武道始め、出初式、ロードレース大会、東京都推進事業報告会
平成 30 年 2 月	小笠原中学校学校公開、小笠原小・中学校若手教員研究発表会、母島小中学校若手教員研究発表会、文化サークルフェスティバル（父）

平成 30 年 3 月	小笠原高校卒業式、村立学校卒業式出席(父・母)
-------------	-------------------------

【第 4】小笠原村第 4 次総合計画と

小笠原村教育委員会の基本方針及び基本方針に基づく平成 29 年度主要施策

小笠原村は平成 26 年 3 月に、村づくりを着実に進めるための指針である「第 4 次小笠原村総合計画」を策定した。本計画は、平成 40 年度までの 15 年間を計画期間として、小笠原村の将来像を「心豊かに暮らし続けられる島」と設定した。さらに、この将来像実現に向けて、「自主性と自立性の確立」、「互助と連帯感の醸成」を基本理念として、村づくりを進めるための 3 つの取組を以下のとおり示している。

英知を集めよう 村民の知恵を生かすことはもちろん、有識者や観光客、新たに島に移住してくる人々などとの交流の中で世界中の英知を集めて、将来像を実現するための方法を探究します。

いい汗をかこう 地域で暮らし、働く、村民・事業者・行政それぞれの主体が自らの役割を自覚し、責務をもって将来像実現に向けた取組を着実に実行していきます。

心を合わせよう 心を一つに、国民全体にとって重要な価値をもつ小笠原を次世代に継承できるよう、守り続けていきます。

教育については、分野別目標で「学び合う心が自立する力を育てる村」とし、教育分野の村民の将来生活像として、以下の 3 つを示している。

○子どもは、自ら進んで学び、小笠原の自然・風土などに直接触れる体験を通して郷土をよく理解するとともに、それを人々に伝える力も身に付けることで、小笠原特有の文化を継承している。

○子どもたちは、多くの物事を経験することができる環境の中で、自らの可能性に気づき、その可能性に向かって進む力を身に付けており、大人たちは、経験を活かした特技や知識などを地域の中で教え学び合うとともに、それらの価値や楽しみを子どもたちにも積極的に伝えている。

○村民は、近い世代との交流・世代間の交流・村外の人々との交流を深める中で、多様な価値観に触れ、自己を知り、ともに認め合いながら豊かな人生を送っている。

I 小笠原村教育委員会の基本方針

小笠原村教育委員会では、子供たちの学力向上を進めます。そして、個性と創造力の伸長及び豊かな国際感覚の育成、子供の心を豊かにする教育の充実を図ります。また、地域の特性や人材を活用した教育を推進するとともに、創意工夫に満ちた教育を組織的に進めることができる自立した学校づくり、自らを鍛える教員の育成を積極的に支援していきます。そのために、学校及び家庭・地域がそれぞれの責任を果たし、相互に連携・協力することにより、

「知」「徳」「体」のバランスが整った子供たちに成長するよう、また、子供たちが豊かな人間性や社会性を身に付け育つよう努めます。

村民が小笠原村で暮らしていることに喜びを感じ、豊かな心でゆとりをもって生活していくことができるよう、文化的な活動やスポーツなどに親しむことができる環境づくりを支援します。また、小笠原村の自然や歴史、伝統文化、民族などが村民にとってかけがえのないものであるという認識の上、その保存や活用が適切に行われるように努めます。

小笠原村教育委員会は「第4次小笠原村総合計画」を受けて「小笠原教育ビジョン・第2次」を策定し、村民だよりで広報するとともに、村のHPに全文を掲載している。

また、村の教育行政の基本となる「教育目標」と教育行政の具体策である「基本方針及び基本方針に基づく平成29年度主要施策」を策定し、平成29年4月の校長会に於いて「目標」「主要施策」を示し、その具現化のための協力をお願いした。

Ⅱ 平成29年度主要施策に基づく点検及び評価の状況について

1 学校教育の充実

1 確かな学力を育む

具 体 的 な 施 策	点検結果
(1) 基礎・基本の徹底	
授業改善の基礎資料に役立てるため、独自の学力テストを実施する。	◎
充実した教育課程の編成、実施を支援する。	○
(2) 学ぶ意欲の向上	
きめ細かな学習指導の実現を目指し、補助員を配置する。	◎

《施策の取組状況》

- * 5月1日に小笠原村主催の学力テストを村内各小中学校が実施し、その年度の授業改善や指導の参考等に役立てた。
- * 昨年度に引き続き各学校に、授業改善推進プランを作成させ全保護者に配布するとともに、保護者説明会を行うよう指示した。
- * 教育課程の確実な実施のため、指導項目と実施時期が明確に分かる年間指導計画及び評価委計画を作成し、在籍児童・生徒の全家庭に配布するよう校長会で指示した。多くの目で教育課程の管理を行い、授業の積み残しが起きないように努めた。
- * 各学校での研究授業には、指導主事を派遣する等の支援を行った。

《今後の取組の方向性》

- * 各学校から学力調査の継続実施を強く要望されているため、次年度も村予算で学力調査を実施して授業改善に役立てる。また、調査結果の柔軟なデータ活用とテスト問題の再利用が可能となる調査実施会社に契約先を変更し、学力調査をより効果的に活用できるように改善を図る。
- * 全学校で年間指導計画、評価計画、授業改善プラン等を全家庭に配布し、ホームページで

も公開している。今後、さらに充実したものにし、授業改善を推進する。

＊指導主事を中心に、小学校、中学校の教育課程が確実に実施され、効果的に機能し定着するよう支援を行う。

＊小笠原小学校、小笠原中学校、母島小・中学校の校内研修や研究授業にも可能な限り指導主事を派遣し、支援を行う。

2 個性や能力を最大限に伸ばす

具 体 的 な 施 策	点検結果
(1) 思考力・判断力・表現力の育成	
「総合的な学習の時間」の充実のため、地域人材を確保する。	○
持続可能な開発のための教育活動を推進する。	○
(2) 国際社会で活躍する日本人の育成	
英会話支援員を配置し、小学校1年生からの英会話活動の充実を図る。	△
(3) 特別支援教育の充実	
児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行うため、「個別の支援計画」を作成し、指導の充実を図る。	◎

《施策の取組状況》

- ＊「総合的な学習の時間」の充実のため、小笠原村教育委員会が学校と一体となり各団体に要請し、引き続きこれまでと同様の協力をいただいた。
- ＊「総合的な学習の時間」の人材確保を図るため、引き続き財政的な支援を行った。
- ＊持続可能な開発のための教育の主旨にあった教育活動のねらいを明記し、取組むように指導した。教育課程に位置付けて、意図的で計画的な活動を実施している。
- ＊英会話指導員は子どもたちや島の生活にとけ込み、国際理解を後押しする授業になっており、小学校・中学校ともに多彩な国際理解教育が展開している。
- ＊特別支援教育担当者会を開催し、個別の教育支援計画・指導計画の作成、教育課程の適正な実施に向けた支援を行った。

《今後の取組の方向性》

- ＊これまで取組んだ「地域の特性や人材をいかした教育」を更に深めるため、各学校と深く連携・協力し支援を進める。
- ＊小笠原に住んでいる人、小笠原に関心をもっている人たちは様々な情熱や思いを抱えており、それを学校の活動として取り組んで欲しいと持ち込んでくることが多い。学校の教育目標達成に向けて内容を精査し、事前に十分な調整を行いながら取り組む。
- ＊小笠原が世界自然遺産に登録されてから、国内からも海外からも多くの人たちがこの島を訪れ、子どもたちも様々な文化に触れる機会を得るようになった。これまで以上に計画性をもって受け入れ、継続的な体験になるよう支援する。

3 人間性を豊かにし、規範意識を高める

具 体 的 な 施 策	点検結果
(1) 人権教育の推進	
人権尊重の理念を全教員が十分に理解するよう、校内研修等を支援する。	○
小笠原村いじめ防止基本方針を確実に実施し、いじめ撲滅への組織的な対応を図る。	△
(2) 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	
道徳地区公開講座の充実のため、指導主事を派遣する。	○
道徳教育の充実を目指し、予算を措置し副教材を配布する。	○

《施策の取組状況》

- * 「学校いじめ防止基本計画」の確実な実施ため、指導主事を中心に支援を行った。
- * 学校、家庭及び地域社会が連携して子供たちの豊の心を育むとともに、学校における道徳教育の充実のため、道徳授業地区公開講座を開催した。
- * 組織的な道徳教育推進体制を確立するため、「道徳教育推進拠点校」である母島中学校の道徳教育推進教師を小笠原中学校の道徳教育に関する研修会に派遣した。

《今後の取組の方向性》

- * いじめはどの学校でも起こり、誰でもが被害者にも加害者にもなり得ることを十分理解し、教職員の不適切な言動や体罰等が、いじめの発生を許し深刻化を招くという認識で職務を遂行するよう、各種研修を通じて継続的に周知する。
- * 小笠原における道徳教育推進の中核的な役割を担う学校として、母島中学校を引き続き「道徳教育推進拠点校」と位置付け、新学習指導要領の先行実施等について支援する。

4 社会の変化に対応できる力を高める

具 体 的 な 施 策	点検結果
(1) 社会の変化に自立的に対応できる力の育成	
系統的な情報モラル教育の充実のため、指導・助言を行う。	○
(2) 社会的・職業的自立を図る教育の推進	
児童・生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を支援する。	○
指導内容・方法を工夫し、学校の教育活動全体を通じて発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の取組を推進する。	○

《施策の取組状況》

- * 昨年度、荒天のため父島のための開催となった保護者向けのSNS東京ルール啓発講演会を母島で実施した。
- * キャリア教育担当者会を新設し、各校のキャリア教育担当教員の資質向上に努めるとともに、キャリア教育全体計画及び年間指導計画に基づいた組織的、系統的なキャリア教育の実施を支援した。

《今後の取組の方向性》

＊道徳教育を核としたキャリア教育の推進のため、キャリア教育の理念等に関する周知、教員の資質向上に努める。

5 体を鍛え、健康・安全に生活する力を培う

具 体 的 な 施 策	点検結果
（１）体力向上を図る取組の推進	
体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果の活用について指導・助言を行う。	○
校庭の芝生維持・管理のため、予算を措置する。	△
（２）健康づくりの推進	
家庭と連携した食育の推進について支援する。	○
（３）安全教育の推進	
避難訓練の充実のため、村役場との連携を深める。	△
「東京防災」や「地震と安全」等を活用して、学校と家庭・地域が一体となった防災教育を推進する。	○

《施策の取組状況》

- ＊小笠原中学校の「スーパーアクティブスクール」事業を支援し、生徒の体力向上に向けた指導法の研究開発を推進した。
- ＊体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果などを基に、体育授業等の質を高め、運動量を確保するための指導内容・方法の工夫・改善に向けた支援を行った。
- ＊小笠原小・中学校グラウンドの芝生も落ち着き、連合運動会も問題なく学校で行うことができている。見た目にもきれいで怪我等も少なくなり、今後の維持管理だけが課題となっていたが、教職員の努力もありよく管理されている。

《今後の取組の方向性》

- ＊児童・生徒一人一人に結果を還元して児童・生徒が自ら体力向上に取り組めるようにするため、体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果の分析方法の工夫改善を図り、よりの確な評価・分析に基づく授業改善ができるよう、継続的な指導・助言を行う。
- ＊「スーパーアクティブスクール」や「オリンピック・パラリンピック教育推進事業」に関して、引き続き各学校を支援する。
- ＊小笠原小・中学校グラウンドの全面芝生化工事完了後、芝の維持管理が大変重要となっている。各校副校長及び体育科教諭と連絡を密にし、芝の点検と維持に取組む。またそのための予算化も継続されるよう都に働きかけていく。

2 教育行政の充実

1 教員の資質・能力の向上を図る

具 体 的 な 施 策	点検結果
(1) 優秀な教員の確保	
使命感と指導力のある教員の確保のため、「島しょ教員公募」を積極的に活用する。	○
父島教職員住宅建設実現に向け、関係機関との連携を深める。	○
(2) 現職教員の資質・能力の向上	
授業力向上のため、教職員研修センターと連携して島しょ教育研修の充実を図る。	○
教員研修の充実について、関係機関に働きかける。	○

《施策の取組状況》

* 若手教員及び中堅教員の資質向上を目指し、小笠原村教育委員会の指導主事を中心に、下記の研修を実施した。また、各校の校内研修について積極的に支援した。

* 1年次（初任者）、2年次及び3年次教員に対して教員として必要な知識・技能・資質を身に付いてさせる研修を実施した。教員に求められる四つの力（学習指導力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、組織貢献力）の基礎的・基本的な力量形成を図った。

* 研修の体系

研修名	概要	校内研修	校外研修
1年次(初任者)	教員に求められる4つの力に関する基礎的・基本的な力量の育成を図る。	学習指導力 120時間以上 その他60時間以上	村教委主催 10回 課題別研修 7回 宿泊研修 2泊3日
2年次	「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」を中心として実践的指導力の促進を図る。	学習指導力 15時間以上 その他15時間以上	村教委主催 4回
3年次	「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」を中心として課題解決力の拡充を図る	学習指導力 10時間以上 その他20時間以上	村教委主催 3回

* 小笠原で行われた島しょ教育研修会では、父島・母島ともによく準備された計画に基づいて実施され、内地から派遣された統括指導主事等とともに研修内容の充実に努めた。

学校名	日 時	研修テーマ	講 師
小笠原小学校	6月29日～ 6月30日	学習の基礎基本を習得させるための指導法の工夫(道徳)	都教職員研修センター 指導主事
小笠原中学校	9月22日～ 9月23日	教科指導と特別支援に係る講演(国語・数学・英語・道徳)	都教職員研修センター 指導主事
母島小中学校	11月14日 ～ 16日	考えをもち、広げ、深める児童生徒の育成(算数・英語)	都教職員研修センター 指導主事

《今後の取組の方向性》

- * 島しょ地区の教育委員会は東京都教育庁の教育出張所によって教育行政が支援されているが、小笠原だけ教育出張所がない。そのため小笠原村及び島しょ町村教育長会から要望を出したが、望む回答は得られなかったため、実現するまで要望を続けていく。
- * 研究と修養は教員の義務であり、自らが主体的に学び続ける意識を高めるため、承認研修の積極的な活用を各学校に働きかける。

2 質の高い教育環境を整備する

具 体 的 な 施 策	点検結果
(1) 子供たち一人一人に応じた支援体制の充実	
特別支援学級、特別支援教室及び通級学級の充実のため、定数確保について東京都に働きかける。	◎
特別支援教育補助員を増員する。	◎
(2) 学校の組織力の向上	
管理職との連携を深める。	○
学校のミドルリーダー育成のため、各種担当者会を充実させる。	○
(3) I C T（情報通信技術）環境の整備	
I C T環境の充実を図るため、教育用L A N環境等の整備について検討する。	○
(4) 学校の教育環境の整備	
小笠原小学校と小笠原中学校の施設について、全面改築の基本計画の準備を行う。	◎
校庭の芝生維持・管理の支援を行う。	△

(1) 子供たち一人一人に応じた支援体制の構築

《施策の取組状況》

- * 特別支援学級、特別支援教室及び通級学級に就学・通級する児童・生徒は、その発達状態により、在籍人数が流動的になる。このため、教員の適正な配置を行うためには、在籍児童・生徒並びに就学予定者の状況を十分に把握し、先を見据えた人事計画を立てておく必要がある。支援学級の教員配置を遅滞なく進められるように教育支援委員会の開催や福祉・医療・教育の担当者会議の場を設ける等、関係機関との情報共有に努めている。
- * 特別支援教育補助員の充実を図るため、看護師・介護福祉士等の有資格者に対する待遇面の改善を行い優秀な人材の確保に努めた。

《今後の取組の方向性》

- * 学校は、そこに学ぶ全ての児童・生徒に対し、質の高い教育を提供し、保護者が安心、信頼して児童・生徒を託すことができる場でなければならない。支援学級、普通学級の区別なく、こともたちが生き生きと学習できる、教育環境の人的・物的整備を継続的に進める。

- *平成 30 年度は、重度重複障害の児童が本土の特別支援学校に就学するが、就学先の学校と情報交換を密に行い、次年度以降の受け入れ準備を進める。
- *引き続き、特別支援教育補助員の確保及びニーズに即した適正配置に努める。

(2) 学校の組織力の向上

《施策の取組状況》

- *緊急事態への対応や、重要な案件を決定するのは校長の仕事であることから、管理職との連携を深め、指導・助言を行い、指導力が十分に発揮できるよう、日常的に支援を行った。
- *学校のみドルリーダー育成のため、教務・生活指導担当者会等を定期的に行い、事例研究や情報交換を行った。そのため、他校への理解とともに自校を見直す機会となり、担当業務の改善につながった。

「担当者部会等の活動実施一覧」

- *東京都からの最新情報や村の教育施策を各校に提供し、教職員へ周知・徹底するために、担当者部会等を行った。また、協議の時間を確保し、各学校が抱えている課題について情報共有することで、内容を充実することができた。
- *副校長の自主研修を支援することを通じて、学校組織の活性化を図った。

各種部会等名	構 成 員	回 数	内 容	担 当
校長会	校長	5回	教育施策に関する周知・情報交換	課 長
副校長会	副校長	7回	教育施策に関する周知・情報交換	指導主事
教務担当者会	管理職・教務主任	3回	教務に関する施策の周知・情報交換	指導主事
生活指導担当者会	管理職・生活指導主任	3回	生活指導に関する施策の周知・情報交換	指導主事
キャリア教育担当者会	管理職・キャリア教育担当	3回	キャリア教育に関する施策の周知・情報交換	指導主事
特別支援学級担当者会	管理職・特別支援教育担当	2回	特別支援教育に関する施策の周知・情報交換	指導主事
教育支援委員会	管理職・担当教諭	1回	特別支援教育に関する検討及び情報交換	課 長
養護部会	管理職・養護教諭	3回	養護に関する施策の周知・情報交換	指導主事
事務部会	管理職・学校事務	1回	事務に関する施策の周知・情報交換	教育係長

《今後の取組の方向性》

- *各種担当者会や各種委員会の活動については開催時期・回数・内容等を精査し、効率的な運営に努める。
- *教職員がそれぞれの職層として受け持つ領域をしっかりと意識させ、その立場にふさわしい働きができるよう支援する。

(3) I C T（情報通信技術）環境の整備

《施策の取組状況》

＊情報通信技術や情報機器等の進歩は目覚ましいものがあり、それに伴い学校教育の現場でもＩＣＴを活用した教材や教育手法等が採用されている。ＩＣＴを活用した教育活動には、校内の通信環境や機器類の調達など施設面の環境整備が不可欠となる。

《今後の取組の方向性》

＊ＩＣＴ環境の整備には、多大なコストがかかることに加え、技術革新のスピードが速いため、採用する機器類や教材等の選択が難しい面がある。また、情報セキュリティの確保や機器類の保守管理等についても十分な検討を要するため、導入に当たっては、費用対効果や持続的な活用が可能であるかを十分に検討しながら整備を進めていく。

（４）学校の教育環境の整備

《施策の取組状況》

＊小笠原小学校と小笠原中学校の校舎は、小笠原返還後すぐに建てられたもので、老朽化が進んでいることや教室数の不足などにより、建て替えを望む声が多い。体育館を含む校舎の全面改築に向けた準備を進めるため、小笠原村役場の関係部署と調整を行った結果、同校の改築工事が小笠原諸島振興開発計画の次期５カ年計画（平成３１～３５年）において事業化される見込みとなった。

＊母島小学校の特別支援学級固定級は、現在、休学級となっているが、特別支援学級の教室内装工事を行う等、いつでも再開できるように施設面の整備を行った。

《今後の取組の方向性》

＊小笠原小・中学校の校舎は、平成２５年度に行った耐震補強工事によって構造体の耐震性向上が図られている。しかし、その他の部分については老朽化が進んでいることから、点検や修繕を行っていくことが不可欠である。改築を控えてはいるが、必要な保守作業・改修等については適宜、進めることで学校施設の適正管理に努めていく。

また、日頃の清掃や手入れによって古くても清潔で快適な校舎を保つように指導を続ける。

３ 文化・スポーツ活動の推進を図る

具 体 的 な 施 策	点検結果
（１）文化活動の支援	
内地からの文化的・芸術的な担い手の演奏会や催し物を開催する。	○
父島・母島の村民が文化を通じて交流や親睦を深められる環境づくりを支援する。	○
（２）スポーツ活動の推進	
高い技術をもった専門の指導者を招聘する。	◎
大会の運営及び支援、対外試合等への参加支援を行う。	○
村民が気軽にスポーツに親しみ交流できる環境の整備や活動支援を行う。	◎
（３）心を育てる社会教育の充実	
友好都市との交流事業、関係機関による事業への参加・協力について支援	○

する。	
教育機関と連携した教室等を開催し、心の成長に寄与する。	○

《施策の取組状況》

- *小笠原村教育委員会が行っている社会教育(文化・スポーツ事業)は多岐にわたっている。
平成 29 年度に小笠原村教育委員会が主催、支援した事業は下記の表の通りである。年間を通し様々な事業を行っている。
- *昨年度に引き続き、スポーツ振興くじ助成金を活用して奥村グランドフェンス改修工事を行い、同フェンスの改修事業が完了した。
- *利用者から要望を受けていた奥村運動場のテニスコートの防草対策については、根本的な対策工事を行い競技環境の改善を図った。

〔小笠原村が行っている事業及び支援している事業一覧〕(平成 28 年 4 月～29 年 3 月)

事業名	実施時期等	場所	備考
夢の教室	5 月 10 日、11 日	父島・母島 小学校	村予算
バレーボール強化練習 (中学女子バレー部)	6 月 3 日～6 日	父島・小中学校体育館	各種スポーツ教室等 ジュニア育成地域推進事業
東京少年柔道剣道錬成大会	7 月 24 日	日本武道館	柔剣道親睦会 村予算補助
南アルプス市 中学生親善交流	7 月 26 日～29 日	隔年ごとにお互いの市 村を訪問	教育委員会主催 小笠原村の中学生 23 名 が南アルプス市を訪問
少年野球遠征	7 月 29 日～30 日	都内	ジュニア育成地域推進事業
愛らんどリーグ	8 月 4 日～7 日	八丈島開催	島嶼小学生フットサル大会
子ども体験塾	8 月 23 日～25 日	都内	小笠原の子ども 17 名参加
サッカー教室 (F C 東京)	9 月 19 日～21 日	母島・父島ともに 小中学校校庭	各種スポーツ教室等 ジュニア育成地域推進事業
父母スポーツ交流	12 月 16 日	母島開催	体育協会主催 村予算補助
フットサル教室	12 月 18 日～21 日	母島・小中学校体育館 父島・小中学校体育館	各種スポーツ教室等 ジュニア育成地域推進事業
成人式	1 月 1 日 1 月 2 日	父島 母島	教育委員会
ロードレース大会	1 月 28 日	父島	実行委員会主催
東京都交響楽団メンバ ーによる弦楽四重奏と ソプラノ公演	2 月 22 日、23 日	父島・福祉センター 母島・小中体育館	東京都・小笠原村共催
父母文化交流	2 月 11 日	父島開催	文化サークルネットワ

		3年ごとに母島開催	ーク主催 村予算補助
テニス教室	3月14日～17日	母島・評議平運動場 父島・奥村運動場	各種スポーツ教室等 ジュニア育成地域推進事業

《今後の取組の方向性》

- *平成30年度も、各援助団体及び協力団体と密接に連携・協力して、事業を実施していく。既存事業についても継続実施に努め社会教育・文化・スポーツ活動の振興に寄与していく。設備については、利用者への便宜を図り活動の発展を支援するため、必要な改修を計画する。

4 家庭・地域・社会の教育力の向上を図る

具 体 的 な 施 策	点検結果
(1) 信頼される開かれた学校づくり	
各学校のホームページの充実について支援する。	○
コンプライアンス意識の醸成に努める。	○
(2) 家庭教育を担う保護者への啓発活動	
家庭教育の習慣化について理解を促す。	◎
(3) 外部人材を活用した教育の推進	
地域人材の活用を推進する。	△

(1) 信頼される開かれた学校づくり

《施策の取組状況》

- *学校から家庭地域に向けて発信されるものは、学校だより、学年だより、保健だより等々様々で、かなりの情報量になる。これに加え、現在はほとんどの学校がホームページを作成・公開する多くの情報が発信されている。
- *インターネットは、効果的な情報発信ツールとなるが、その反面、一度でも発信した情報は完全に消去することが難しいことから事前に多くの目で入念なチェックを行う必要がある。小笠原村教育委員会では、インターネット使用に関わるセキュリティーの問題について定期的な調査や関連情報等を提供するなど各学校に注意喚起を行っている。

《今後の取組の方向性》

- *インターネット環境については日々発展・変化しているため、日常の点検とセキュリティー等最新の情報を提供し、その保全に努める。
- *各学校のホームページを共通の運用システムに更新することにより、更新作業等の管理業務の簡略化及び統一化を進め、より積極的な情報発信ができるように改善を図る。

(2) 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

《施策の取組状況》

- *家庭学習、食事等、しつけ全般にわたり、学校が家庭に期待することは大きい。幸いなことに小笠原に関しては家庭の教育力は健在であると感じられる。しかし、家庭学習においては、まだ課題が多い。
- *家庭における学習習慣の状況や家庭教育に関する保護者の意向等を把握するため、新たに独自の詳細なアンケート調査を実施し、結果の集計を行った。

《今後の取組の方向性》

- *しつけについては、全児童・生徒の家庭に対し資料配付や講演を行い、保護者の役割や責任について意識を高めてもらう。また、家庭における学習習慣を定着させるためには、就学前から取組んでおくことが効果的であるため、就学前児童の保護者に対して家庭学習の重要性について啓発等を行っていく。
- *家庭における学習習慣等のアンケート結果については、保護者等への周知を行い家庭教育への啓発を行うとともに、回答結果の詳細な分析を行い、今後の学力向上に係る施策等の検討資料として活用する。

(3) 外部人材を活用した教育の推進

《施策の取組状況》

- *ユネスコ・スクールの主旨にあった教育活動については、小笠原小学校・母島小学校ともに独自のテーマを設定して取り組んでおり、その活動は定着・安定し、継続性のあるものとなっている。
- *小笠原村立学校の全校において地域の人材を活用して教育活動を展開している。すでに教育課程や学校行事の中に定着しているものも多い。

《今後の取組の方向性》

- *ユネスコ・スクールについては、小笠原小学校と母島小学校の取組状況をもとに情報交換や交流を発展させ、内容の充実と発信力につなげたい。
- *地域の人材活用については、多くの地域の方から協力をいただいているが、今後も持続的な実施ができるように待遇面の見直し等の検討を行う。

5 文化財行政の充実を図る

具 体 的 な 施 策	点検結果
(1) 文化財の管理等	
小笠原村指定文化財の管理及び国・東京都指定文化財に関する事務処理を適切に行う。	△
天然記念物の学術的価値について、広報誌により周知を図る。	△
(2) 資料の管理	
所蔵資料の管理を適切に行う。	△

(1) 文化財の管理等

《施策の取組状況》

- *小笠原村教育委員会が所管している東京都指定文化財及び村指定文化財の用地の伐開を行うなど、多くの方に利用していただけるように管理を行っている。
- *絶滅が危惧されている天然記念物（小笠原諸島産陸貝）に関する記事を村民だよりに掲載し、固有陸貝の情報や魅力等を紹介することにより、文化財等の大切さや保全活動への関心を高めるための周知・啓発を行った。

《今後の取組の方向性》

- *引き続き、教育委員会が所管する文化財の適正管理と世界自然遺産の重要な構成要素である天然記念物に関する情報の発信を行っていく。

(2) 資料の管理

《施策の取組状況》

調査、研究及び閲覧等への有効活用並びに災害等による汚損・紛失等のリスク低減のため教育委員会所蔵資料等の電子化を進めている。

《今後の取組の方向性》

教育委員会所蔵の歴史資料等については、引き続き電子データ化を進めるとともに、その利活用法について検討を進めていく。また、文化財の管理・活用方法、新たな文化財の指定等について文化財保存審議会での検討を行っていく。

3 その他

(1) 開校記念事業の支援

《施策の取組状況》

- *平成30年度に開校50周年を迎える小笠原小学校・小笠原中学校の周年事業を実施するため、周年事業実施経費の予算確保等の調整を図った。

《今後の取組の方向性》

- *平成30年11月17日に予定されている小笠原小学校・小笠原中学校の開校50周年記念式典の開催等の支援等を行う。

(2) 東京都が実施するオリンピック、パラリンピック関連事業への協力

《施策の取組状況》

- *オリンピック・パラリンピック普及啓発に向けたパンフレット、ピンバッジの配布を行った。また、パラリンピック競技大会及びパラリンピック競技の認知度向上・理解促進を目的として東京都が実施・展開している競技体験プログラム「NO LIMITS CHALLENGE」の現地開催のための調整を行った。

《今後の取組の方向性》

- *オリンピック・パラリンピック普及啓発及び「NO LIMITS CHALLENGE」の当村における事業実施の実現に向けた支援等を行う。

第5「施策に基づく点検及び評価」に関する評価委員の意見

評価委員 梅野 ひろみ

平成 29 年度に実施された小笠原村教育委員会の主な施策や事業について、何点かの意見を申し上げます。

まず【教育業行政の充実】「質の高い教育環境を整備する」の施策のうち、子どもたち一人一人に応じた支援体制の構築では、特別支援学級、特別支援教室及び通級学級の充実のため、定数確保について東京都に働きかけて頂いたとのことですが、平成 31 年度に重度障害の児童が帰島する際には、専門性の高い教員を配備し、児童の持てる力や教育的ニーズに配慮した支援をくださるよう引き続きお願いいたします。小笠原で義務教育を受けられる唯一の教育機関として、発達障害を含む様々な障害のある児童生徒に対しても、それぞれの能力を高められる教育環境が整備されるよう、今後ともご支援ください。

また「ICT(情報通信技術)環境の整備」についてですが、遠隔地においても最先端の学習環境を充実するため、整備が不可欠だと思いますが、父島には小笠原村情報センターが整備されており、活用できると思います。学校から距離的にやや離れていますが、学校内に ICT 環境を整備するまで小笠原村情報センターを活用することで、学校内に導入する際の費用対効果や持続的な活用についての模索ができるのではないのでしょうか。母島にはそうした施設がないため、今後東京都と小笠原村と教育委員会との連携で ICT 環境の整備が進められることを願っております。

次に【文化財行政の充実を図る】では、小笠原村教育委員会が所管し指定管理者を置いて運営している母島の郷土資料館「ローズ記念館」ですが、長年展示替えが行われておらず、また収蔵品についても適正に管理できる場所が用意されておりません。そうしたことで、母島の捕鯨に関する資料を所有している村民の方からの寄贈等を受け入れられない状態にあります。学校教育に於いても総合学習の授業で郷土資料館は利用されているので、今後は展示替えを行い収蔵庫も整備する等の充実が図られることをお願いいたします。

多岐に及ぶ施策を管理・執行されている地方教育行政として、今後も地域住民の意向を反映してよりよい教育行政が推進されることを期待いたしております。

小笠原は、自然環境や地域性等、子育てしやすい条件があります。

学校教育で重要な学力の向上はもとより、地域の特性を活かした教育が期待されます。

児童生徒が、生き活きと活動できるよう、校長を始め、教員全員が生き活きと生徒に向き合うことが必要です。

1 学校教育の充実について

1 確かな学力を育む

学力向上については、学習意欲の高揚、学習習慣の定着が必要であり、これは学校だけでなく、家庭においても意識付けが必要です。

独自の学力テストを実施したことは、島外との比較ができ、意義あるものです。

2 個性や能力を最大限に伸ばす

個性や能力を伸ばすため、少人数であることの特性を活かした、きめ細かい対応を期待します。表現力を育てるためには、発表の機会を増やすことも必要です。その際には原稿を読むのではなく、自分の言葉で発言することが大切です。テーマを決めてのスピーチ等も有効です。

地域には、専門的な知識や、幅広い経験を持った方が、多くいます。学校教育に協力いただけるよう、日頃から、幅広い情報収集が必要です。

3 人間性を豊かにし、規範意識を高める

いじめ問題は、複雑化しており、誰でも、加害者にも被害者にもなり得ることはよく言われています。「いじめ」の意識がなくとも、軽い気持ちでの「いじり」や、「善意」での言動でも相手が傷つくことがあります。「いじめをなくす」「いじめをしない」というよりも「相手の気持ちを想像する」という意識が大切です。

いじめ問題は、学校内にとどまらず、職場や趣味の団体といった大人のなかにもあります。むしろ子供社会よりも多いかもしれません。学校はもとより、地域社会、各家庭の中で、いじめとは何かを正しく捉え、無くしていく努力が必要です。

学校で行われる、地域・保護者に対するいじめの講演は意義のあるものなので、より多数の方が参加できるような工夫が必要です。

4 社会の変化に対応できる力を高める

島の子供たちの多くは、中学・高校を卒業後、内地へ行きますが、そこでの環境に対応できない子もいるようです。

幅広い人間関係を経験する機会が少ないためと思われますので、現在行っている職場体験や、地域の方との交流は貴重な経験になると思います。

5 体を鍛え、健康・安全に生活する力を培う

毎朝の子供の通学風景を見るたび、早寝・早起きの習慣が身についている子が多いと感じます。

運動会、遠泳大会、ロードレース等、地域と一体となっていて行われており、地域の特性が出た良い行事です。体育についても、個々の状況に合わせた配慮が必要になります。

2 教育行政の充実

1 教員の資質・能力の向上を図る

教員に限らず、小笠原で働く場合、「合う、合わない」が重要になり、中には島に馴染めずに、実力を出し切れない方がいるようです。

島という環境、少人数、地域性等を踏まえたうえで、どういう教育をしていこうかというビジョンを持っていることが重要です。

また、地域の方からは、24時間教員として見られます。勤務時間中だけではなく、プライベートな時間も生徒や保護者が見ているという自覚を持った行動をしていただきたい。自分が島の一員として、何ができるか、を考えて行動すると良いと思います。

2 質の高い教育環境を整備する

子供たち一人一人に応じた支援をするためには、状況に応じて、時には個別に、時には集団の中で行う必要があります。特別支援教育は、専門の教員を中心に、学校全体で取り組んでいく意識が大切です。

情報通信技術の進歩は目覚ましいものがあり、仕事や生活でもパソコン等は不可欠なものです。一方、悪質なサイトやスマホ依存等の問題もありますので、正しい知識と使用方法を教えていく必要があります。

校舎の狭隘、老朽化は、教育委員会だけでは解決できません。関係諸団体との連携で、早めの対応が必要です。

3 文化・スポーツ活動の推進を図る

各種事業は、活発に行われています。講演会・演奏会等では、多くの方が楽しめるように、開催日時や場所、進行方法の設定にご苦労があると思います。

スポーツや文化活動が盛んに行われています。活動に不可欠な練習場所の確保、整備等を今後も続けていただきたい。

4 家庭・地域・社会の教育力の向上を図る

学校と家庭や地域をつなぐものとして、学校便りは重要です。児童生徒の様子や教員の考えを知ることができます。ときおり、表現方法の問題で、発信者の真意が正しく伝わらない現象が見られます。受け取り側に誤解が生じないように表現や例え等には細心の注意を払っていただきたい。

一方で、便りを生徒に配布しても、保護者に渡らないという話はよく聞きます。保護者側の協力も必要です。

小笠原特有の「お届け弁」は保護者が短時間とはいえ、学校に足を運び、子供たちの

様子を垣間見れる機会になっています。地域との信頼関係があってこそその風習と言えます。

5 文化財行政の充実を図る

地域には、専門機関もあり、専門の知識を有した方もいます。関係各団体との協力が不可欠です。

3 その他

今年は、返還50周年の節目にあたり、各種イベントも多くなります。関係各団体との調整・協力が必要です。

特に、「合同同窓会」「島しょ高校生サミット」には期待しています。

平成30年6月5日

小笠原村議会議長
池田 望 様

議会運営委員会
委員長 稲垣 勇



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

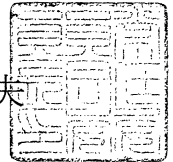
記

1 事 件 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

平成30年6月7日

小笠原村議会議長
池田 望 様

総務委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

特定事件継続調査事項表

総務委員会

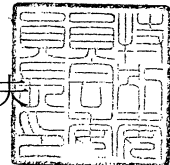
1 村政全般

総合計画について
財政について
社会福祉について
保健衛生について
環境衛生について
防災について
教育について
農林水産業について
商工観光業について
環境保全について
土木建築について
上下水道事業について
宅地造成事業について
その他

平成30年6月7日

小笠原村議会議長
池田 望 様

小笠原航空路開設推進特別委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

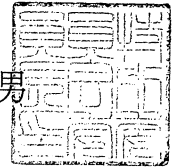
記

1 事 件 小笠原航空路開設の推進について

平成30年6月7日

小笠原村議会議長
池田 望 様

硫黄島調査特別委員会
委員長 杉田一男



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

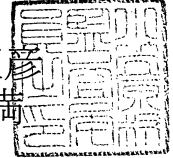
1 事 件 硫黄島についての総合的な調査・研究

29 小笠原監第 42 号
平成30年3月22日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

1 検査日時 平成30年3月22日 (木)
午後3時00分から4時30分まで

2 検査会場 小笠原村議会議事堂

3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員

補助者 大津 源 監査委員書記副参事、
萩原 佳代 監査委員書記

説明者 菊池 元弘 会計室会計管理者、佐々木裕美主査

4 検査対象 平成30年1月分

一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、介護保険(サービス事業勘定)特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。

抽出科目: 簡易水道事業特別会計・建設改良費建設改良費建設改良費工事請
資金前渡管理者: 教育課長

5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

なお、抽出科目のうち、清瀬配水池建替工事については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。

7 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

8 その他 次回の検査日 平成30年4月25日 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成30年2月分

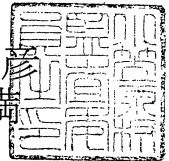


30 小笠原監第 2 号
平成30年4月25日

小笠原村議会
議長 池田 望 様

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

1 検査日時 平成30年4月25日 (水)
午後3時から3時50分まで

2 検査会場 小笠原村議会議事堂

3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員

補助者 大津 源 監査委員書記副参事

説明者 佐々木裕美 会計室会計管理者

4 検査対象 平成30年2月分

一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、介護保険(サービス事業勘定)特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。

抽出科目: 一般会計・民生費社会福祉費社会福祉総務費負担金補助及交付金
資金前渡管理者: 母島支所長

5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
なお、抽出科目のうち、医療支援サービス助成金については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。

6 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

7 その他 次回の検査日 平成30年6月4日 午前10時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成30年3月分

30 小笠原監第 4 号
平成30年6月4日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

1 検査日時 平成30年6月4日 (月)
午前10時00分から11時00分まで

2 検査会場 小笠原村議会議事堂

3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員

補助者 大津 源 監査委員書記副参事、
萩原 佳代 監査委員書記
説明者 佐々木裕美 会計室会計管理者

4 検査対象 平成30年3月分
一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、介護保険(サービス事業勘定)特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。
抽出科目： 一般会計・土木費公園費公園管理費工事請負費
資金前渡管理者： 村民課長

5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
なお、抽出科目のうち、硫黄島平和祈念公園改修工事については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。

7 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

8 その他 次回の検査日 平成30年7月4日 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成30年4月分

議 案 の 部

報告第 1 号

平成 2 9 年度小笠原村継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定に基づき報告する。

平成 3 0 年 6 月 6 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成29年度 小笠原村簡易水道事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年 度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国都支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2.建設改良費	1.建設改良費	第2原水調整池築造	509,232,000	276,912,000		276,912,000	0	509,232,000	509,232,000	509,232,000			

平成30年6月6日 提出

小笠原村長 森 下 一 男

報告第 2 号

平成 29 年度小笠原村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定
に基づき報告する。

平成 30 年 6 月 6 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入			
						国都支出金	地方債	その他	
2. 建設改良費	1. 建設改良費	簡易浄水場整備事業	279,682,000 円	279,682,000 円	209,761,500 円	62,900,000	7,020,500		
合		計	279,682,000	279,682,000	209,761,500	62,900,000	7,020,500		

平成30年6月6日 提出

小笠原村長 森 下 一 男

報告第 3 号

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成 3 0 年 6 月 6 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例
(別紙)

平成30年3月31日

小笠原村長
森 下 一 男

専決処分理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い、小笠原村村税条例(昭和43年条例第12号)の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであると認め専決処分するものである。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例

小笠原村村税条例（昭和４３年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２０条中「第４８条第３項」を「第４８条第５項」に、「第５２条」を「第５２条第１項及び第４項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第２４条第１項中「によつて」を「により」に改める。

第３１条第２項中「当該」を「同表の」に改める。

第３６条の２第２項中「によつて」を「により」に、「第２条第２項ただし書」を「第２条第４項ただし書」に改め、同条第４項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第５項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第１項」を「同項」に改め、同条第６項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第７項から第９項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第４７条の３中「（以下この節）」を「（次条第１項）」に改める。

第４７条の５第１項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第２項」に改め、同条第３項中「第４７条の５第１項」との次に「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」とを加える。

第４８条第７項中「第５２条第２項」を「第５２条第４項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第６項を同条第８項とし、同条第５項中「第３項の場合」を「第５項の場合」に改め、同項を同条第７項とし、同条第４項を同条第６項とし、同条第３項中「第５項第１号」を「第７項第１号」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第２６項」に、「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２ 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第６６条の７第４項及び第１０項又は第６８条の９第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には、法第３２１条の８第２４項及び令第４８条の１２の２に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

３ 内国法人が、租税特別措置法第６６条の９の３第４項及び第１０項又

は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項及び第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第18項を同条第25項とし、同条第17項を同条第24項とし、同条第16項を同条第23項とし、同条第15項を同条第22項とし、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項を同条第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標

準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（村民税に関する経過措置）

第2条 改正後の村税条例（次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された

旧法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第4号

平成29年度小笠原村一般会計補正予算（第6号）（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成30年6月6日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成２９年度小笠原村一般会計補正予算（第６号）
（別 紙）

平成３０年３月３０日

小笠原村長
森 下 一 男

専決処分理由

予算の調整を図ることにより、予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

平成 29 年度 小笠原村

一般会計補正予算

(第 6 号)

(別紙)

平成29年度小笠原村
一般会計補正予算
算 総 則

平成29年度小笠原村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 95,873千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,967,650千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年 3月30日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 配 当 割 交 付 金		3,926	826	4,752
	1. 配 当 割 交 付 金	3,926	826	4,752
5. 株式等譲渡所得割交付金		2,675	2,066	4,741
	1. 株式等譲渡所得割交付金	2,675	2,066	4,741
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		66,255	3,221	69,476
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	66,255	3,221	69,476
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		3,321	940	4,261
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,321	940	4,261
11. 地 方 交 付 税		1,542,901	58,120	1,601,021
	1. 地 方 交 付 税	1,542,901	58,120	1,601,021
14. 使 用 料 及 手 数 料		279,582	7,678	287,260
	1. 使 用 料	265,695	△400	265,295
	2. 手 数 料	13,887	8,078	21,965
16. 都 支 出 金		892,952	121,645	1,014,597
	2. 都 補 助 金	817,255	120,568	937,823
	3. 都 委 託 金	50,126	1,077	51,203
17. 財 産 収 入		43,210	1,258	44,468
	1. 財 産 運 用 収 入	43,209	1,258	44,467
18. 寄 附 金		6,701	119	6,820
	1. 寄 附 金	6,701	119	6,820
22. 村 債		295,000	△100,000	195,000
	1. 村 債	295,000	△100,000	195,000
歳 入	合 計	4,871,777	95,873	4,967,650

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
07. 土 木 費		180,797	△2,220	178,577
	01. 土 木 管 理 費	11,011	△2,220	8,791
12. 諸 支 出 金		210,779	98,093	308,872
	01. 基 金 費	201,737	98,093	299,830
歳 出 合 計		4,871,777	95,873	4,967,650

第 2 表 地方債補正

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
1	情報基盤整備債	千円 190,000	証書借入	年4%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政府 資金及び公営 企業金融公庫 資金について、 利率見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府、東京 都、その他 の金融機 関につい て、その融 資条件によ る。	千円 90,000	証書借入	年4%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政府 資金について、 利率見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府、東京 都、その他 の金融機 関につい て、その融 資条件によ る。

報告第 5 号

平成 3 0 年度小笠原村一般会計補正予算（第 1 号）（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成 3 0 年 6 月 6 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第1号）
（別 紙）

平成30年4月27日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

燃料油価格の高騰および参加者増に伴い、沖ノ鳥島視察事業実施のための傭船契約等にかかる予算の増額の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

平成 30 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

(別紙)

平成30年度小笠原村
一般会計補正予算
予 算 総 則

平成30年度小笠原村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,472千円 を追加し、歳入歳出予算
の総額をそれぞれ 4,203,233千円 と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 4月27日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

[illegible]

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 総 務 費		1,491,025	2,472	1,493,497
	01. 総 務 管 理 費	1,429,942	2,472	1,432,414
歳 出 合 計		4,200,761	2,472	4,203,233

報告第 6 号

平成 3 0 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)(専決処分)

上記の報告を承認されたい。

平成 3 0 年 6 月 6 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成３０年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
(別 紙)

平成３０年４月１９日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

第２原水調整池整備のため、継続費の変更の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村

簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

(別紙)

平成 30 年度小笠原村
簡易水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 30 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(継続費の補正)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 212 条第 1 項の規定による継続費の変更は、「第 1 表 継続費補正」による。

平成 30 年 4 月 19 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 継 続 費 補 正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2. 建設改良費	1.建設改良費	第2原水調整池築造	千円		千円	千円		千円
			509,232	平成29年度	276,912	534,002	平成29年度	0
				平成30年度	232,320		平成30年度	279,682
				平成31年度	0		平成31年度	254,320

報告第 7 号

沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）請負契約の締結について
（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成 30 年 6 月 6 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）請負契約の締結について

（別 紙）

平成30年4月27日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）について、緊急に契約の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）請負契約の締結について

沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 沖村浄水場整備のため |
| 2 | 契約件名 | 沖村浄水場改良工事（プラントⅠ） |
| 3 | 契約の方法 | 特命随意契約 |
| 4 | 契約金額 | 264,600,000 円 |
| 5 | 契約の相手 | 昱株式会社 代表取締役 中川 崇
代理 東京支店 支店長 酒井 達也 |

契 約 資 料

1. 件 名 沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）
2. 工 事 場 所 東京都小笠原村母島字元地 地内
3. 工 期 平成31年3月22日
4. 工 事 概 要 浄水機棟の機械設備及び電気設備の据付工事を行う
 1. 機械Ⅱ
浄水処理設備・薬品注入設備・帯磁性イオン交換設備の一部据付工事
 2. 電気Ⅰ
電磁流量計、水位計、制御盤、計装盤等の浄水設備据付工事、総合試運転
5. 契約の相手 昱株式会社 代表取締役 中川 崇
代理 東京支店 支店長 酒井 達也
6. 契 約 金 額 264,600,000 円
7. 随意契約の理由

沖村浄水場は、簡易水道事業における基幹施設であり、島の重要なライフラインとなっている。平成 29 年度に発注した「沖村浄水場改良工事（機械Ⅰ）」では、凝集沈殿ユニット、ろ過機等の機器製作、基礎工事を実施し、引き続き今年度は帯磁性イオン交換樹脂設備を除く水処理設備の稼働（旧施設からの切替）を目標にプラント機械設備と電気設備工事をまとめて「沖村浄水場改良工事（プラントⅠ）」として施工する。

工事は、既存の浄水場を運転しながらの施工となるため、完成までに複数年を要するものであり、プラント関連の機械設備、電気設備は、発注年度ごとの機能確認はもとより、浄水場全体として機能を満足する必要がある。

沖村浄水場の全体像を十分に把握し、業務を効率的に遂行するためには、前年度工事において機器製作を受注した当該業者が、運転制御シーケンスから総合試運転までの業務を継続的に施工する必要がある。仮に他業者が施工し、浄水場の機能に不具合が生じた場合の責任分担が不明瞭になる恐れがあることから、複数業者による施工は望ましくない。

以上の理由により「沖村浄水場改良工事（機械Ⅰ）」を実施した上記業者との随意契約を締結する。

報告第 8 号

水処理設備改良工事（その 2）請負契約の締結について
（専決処分）

上記の報告を承認されたい。

平成 3 0 年 6 月 6 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

水処理設備改良工事（その2）請負契約の締結について

(別 紙)

平成30年4月27日

小笠原村長

森 下 一 男

専決処分理由

水処理設備改良工事（その2）について、緊急に契約の必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

水処理設備改良工事（その２）請負契約の締結について

水処理設備改良工事（その２）施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の２割以内において変更することができる。

記

- | | | |
|---|-------|-----------------------------|
| 1 | 契約の目的 | し尿処理場整備のため |
| 2 | 契約件名 | 水処理設備改良工事（その２） |
| 3 | 契約の方法 | 特命随意契約 |
| 4 | 契約金額 | 140,184,000 円 |
| 5 | 契約の相手 | 株式会社清流メンテナンス
代表取締役 富田 英之 |

契 約 資 料

1. 件 名 水処理設備改良工事（その２）
2. 工 事 場 所 東京都小笠原村父島字大根山 地内
3. 工 期 平成３０年１２月２５日
4. 工 事 概 要

1系水処理設備改良		
高速繊維ろ過機	据付工	1式
攪拌機	据付工	1式
散気装置	据付工	1式
その他付帯設備	製作・据付工	1式
2系散気装置改良		
散気装置	製作・据付工	1式
送風機改良		
送風機	製作・据付工	1式
5. 契約の相手 株式会社清流メンテナンス 代表取締役 富田 英之
6. 契 約 金 額 140,184,000 円

7. 随意契約の理由

本工事は、地域し尿処理施設の機械設備及び電気設備の更新改良を行い、処理機能改善と省エネルギー対策を目的に施工するものである。

平成 29 年度発注工事において、水処理設備の要となる散気装置、攪拌機の製作を実施しているが、本工事では当該製作機器を据え付けるだけでなく、プラント全体としての試運転調整を行うものである。

他業者が施工し、プラント機能が当初の要求を満足できなかった場合に、責任の所在が不明確となる恐れがあることから、機器製作を受注した当該業者が据付、試運転まで責任を持ち施工する必要がある。

以上の理由により、「水処理設備改良工事（その１）」を実施した上記業者との随意契約を締結する。

議案第 3 4 号

蝙蝠谷農業団地条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 6 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

硫黄島旧島民の就農並びに農業者の経営規模の拡大及び農地の安定確保を支援し、硫黄島旧島民の定住促進及び農業振興を図るため。

蝙蝠谷農業団地条例（案）

（設置）

第1条 硫黄島旧島民（以下「旧島民」という。）の就農並びに農業者の経営規模の拡大及び農地の安定確保を支援し、もって、旧島民定住促進及び農業振興を図るため、農業団地を設置する。

（名称、位置及び施設の種類）

第2条 農業団地の名称、位置及び施設の種類の種類は、次のとおりとする。

名称 蝙蝠谷農業団地

位置 東京都小笠原村母島字蝙蝠谷

施設の種類の種類 ほ場及び耐風強化型ハウス

（資格）

第3条 就農の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 旧島民で、就農意欲があり、就農を許可した日以降に母島に居住することができること。

(2) 前号に該当しない者である場合は、次のすべてに該当すること。

ア 小笠原村に在住していること。

イ 就農を許可した日以降に母島に在住することができること。

ウ 申請の日以前に小笠原村において、農業経営の経営主として1年以上の就農実績があること又は3年以上の農作業従事の実績があること。

エ 農地の安定確保又は規模拡大を望んでおり、意欲的に就農できること。

（許可条件）

第4条 就農の許可条件は、次の各号とする。

(1) 小笠原村長（以下「村長」という。）と農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定に基づく利用権設定の契約を結ぶこと。

(2) 農業団地を管理する組合（以下「組合」という。）を結成し加入すること又は組合が既に存在する場合は、これに加入すること。

(3) その他、村長が指示する事項。

（許可）

第5条 就農する者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

2 就農の許可の期間は、最長で10年間とする。

3 前2項の規定により就農の許可を受けた者（以下「就農者」という。）が就農の利用を辞退する場合は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。

ならない。

- 4 村長は、第2項の規定による就農の許可の期間が満了した者及び前項の規定による就農を辞退した者に対し、新たに就農を許可することができる。

（耐風強化型ハウスの利用）

第6条 就農者は、就農の許可を受けたほ場に設置されている耐風強化型ハウスを利用することができるものとする。

- 2 耐風強化型ハウスの利用の条件は次のとおりとする。

- (1) 村長と工作物貸付契約を結ぶこと。
- (2) 耐風強化型ハウスの補修及び維持管理に係る費用は、就農者が負担すること。
- (3) 就農者は、利用する耐風強化型ハウスについて、園芸施設共済に加入すること。
- (4) その他、村長が指示する事項。

（状況報告）

第7条 就農者は、就農の許可を受けたほ場の利用の状況について、1年毎に村長に報告しなければならない。

（使用の制限）

第8条 村長は、次の各号の一に該当するときは、農業団地での就農を許可しない。

- (1) 使用目的が農業用耕作以外と認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他村長が不適当と認めるとき。

（使用料）

第9条 就農者は、ほ場の使用料を納付しなければならない。

- 2 ほ場の使用料は、農地法（昭和27年法律第229号）第52条に基づき農業委員会が公表する都内農地賃借料のうち、各年度の4月1日において公表されている平均額の平米単価に就農の許可を受けたほ場の面積を乗じた額とする。

（使用料の不還付）

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他事故など、就農者の責によらない理由により使用できなかったとき。
- (2) 公益上その他やむを得ない理由により就農を取消し、又は就農を中止させたとき。

(3) その他、村長が特に必要と認めるとき。

(許可の取り消し等)

第11条 村長は、次の各号の一に該当するときは、就農の利用の許可を取消し、又は中止させることができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的、就農の利用の条件に違反したとき。

(3) 農業団地の施設を毀損する恐れがあるとき。

(4) 災害その他の事故により、農業団地の使用ができなくなったとき。

(5) 前各号のほか、村長が特に必要と認めるとき。

(土地形状及び設備の変更禁止)

第12条 就農者は、土地形状の変更及び農業団地に特別の施設を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ村長の許可を受けたときは、この限りではない。

(返還及び原状回復)

第13条 就農者は、ほ場の就農の許可の期間が終了したとき又はほ場の就農の辞退の許可を受けたときは、直ちにほ場を原状に回復し、村長に返還しなければならない。第11条の規定により就農の許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも同様とする。ただし、村長が特に認めた場合は、原状回復については、この限りではない。

(損害賠償)

第14条 就農者は、就農に際し農業団地の施設等に損害を与えたときは、村長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

平成 30 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 6 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 3 0 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 2 号)

(別紙)

平成30年度小笠原村
一般会計補正予算
予算総則

平成30年度小笠原村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ35,285千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,238,518千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月6日

小笠原村長 森 下一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
16. 都 支 出 金		901,783	8,339	910,122
	2. 都 補 助 金	827,855	7,354	835,209
	3. 都 委 託 金	47,715	985	48,700
19. 繰 入 金		133,485	550	134,035
	2. 基 金 繰 入 金	133,479	550	134,029
20. 繰 越 金		7,900	23,196	31,096
	1. 繰 越 金	7,900	23,196	31,096
21. 諸 収 入		63,693	3,200	66,893
	6. 雑 入	50,133	3,200	53,333
歳 入 合 計		4,203,233	35,285	4,238,518

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 総 務 費		1,493,497	13,491	1,506,988
	01. 総 務 管 理 費	1,432,414	12,306	1,444,720
	04. 選 挙 費	230	1,185	1,415
04. 衛 生 費		1,025,116	17,373	1,042,489
	02. 清 掃 費	298,931	17,373	316,304
05. 農 林 水 産 業 費		83,455	1,550	85,005
	01. 農 業 費	26,393	1,550	27,943
07. 土 木 費		136,489	2,319	138,808
	02. 道 路 橋 り ょ う 費	92,599	2,319	94,918
09. 教 育 費		233,366	971	234,337
	02. 小 学 校 費	77,900	△100	77,800
	03. 中 学 校 費	59,818	811	60,629
	05. 保 健 体 育 費	18,547	260	18,807
12. 諸 支 出 金		65,758	△419	65,339
	02. 諸 費	2,403	△419	1,984
歳 出 合 計		4,203,233	35,285	4,238,518

議案第 36 号

防災行政無線設備更新工事請負契約の締結について（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 6 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 54 年条例第 24 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるため。

防災行政無線設備更新工事請負契約の締結について（案）

防災行政無線設備更新工事施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記

- 1 契約の目的 地域防災計画に基づく災害情報伝達を迅速かつ的確に行うための防災行政無線設備の更新を行い、小笠原村民の生命及び財産の安全を確保すること、及び平常時には広報活動並びに防災行政連絡などに活用し、民生の安定、行政サービスの更なる向上を図ることを目的とする。
- 2 契約件名 防災行政無線設備更新工事
- 3 契約の方法 特命随意契約
- 4 契約金額 250,344,000 円
- 5 契約の相手 日本電気株式会社
公共・社会システム営業本部 本部長 山森 淳

契 約 資 料

1. 件 名 防災行政無線設備更新工事
2. 工 事 場 所 東京都小笠原村父島・母島地内
3. 工 期 平成31年3月29日
4. 工 事 概 要
 - 1.親局設備設置工事 一式
 - 2.親局設備撤去工事 一式
 - 3.無線設備設置工事 一式
 - 4.無線（副親局）設備撤去工事 一式
 - 5.遠隔制御装置設備設置工事 一式
 - 6.中継局設備設置工事 一式
 - 7.中継局設備撤去工事 一式
 - 8.子局設備設置工事 一式
 - 9.子局設備撤去工事 一式
5. 契約の相手 日本電気株式会社
公共・社会システム営業本部 本部長 山森 淳
6. 契 約 金 額 250,344,000 円
7. 随意契約の理由

本工事は、防災行政無線を更新するものであるが、その設備の性質上、工事期間中においても緊急時に備えて新旧システムを並行稼働させ、円滑に移行させる必要がある。これを実現するには、既設設備の詳細仕様を十分に把握し、設置環境及び業務運用について熟知していることが必要である。

また、本工事は、既設設備の一部を流用することで工事費用の削減を図っているが、既設設備の施工業者以外の業者が受注すると、システム仕様やソフトウェアについて技術開示されないため、システムの一貫性を確保できなくなる恐れがあり、工事費用の削減が図れなくなる可能性が高い。

加えて、本工事では、防災行政無線設備とFM告知システムを連携させる必要があるが、日本電気株式会社は既設防災行政無線設備とIP告知システムの連携において実績があるため、本工事においてもFM告知システムとの連携を円滑に実現できると判断する。

以上の理由から、既設設備の施工業者である日本電気株式会社と随意契約を締結する。

同意第 3 号

小笠原村監査委員の選任について

上記について同意されたい。

平成 3 0 年 6 月 6 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定に基づき、小笠原村監査委員の選任につき、議会の同意を得る必要があるため。

小笠原村監査委員の選任について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項の規定に基づき、下記のとおり選任する。

記

氏 名	稲 垣 直 彦
住 所	東京都小笠原村父島字宮之浜道
生年月日	昭和３３年４月３日
略 歴	昭和５５年 ４月 小笠原島漁業協同組合 平成１０年 ５月 小笠原島漁業協同組合参事 平成２３年１０月 小笠原村社会福祉協議会理事 平成２５年 ６月 小笠原警察署協議会委員 平成２５年１０月 小笠原村社会福祉協議会副会長 平成２６年 ７月 小笠原村監査委員

一般質問一覧表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
清 水 良 一 議 員	1 危険木について 2 内地へ行くための島民の運賃について
安 藤 重 行 議 員	1 村役場の各課の担当職務及び職員構成の見直しや 人材育成等に伴う諸課題について
一 木 重 夫 議 員	1 防災対策について 2 障害児への対応について
杉 田 一 男 議 員	1 建設協力会との災害支援協定書について
稲 垣 勇 議 員	1 農業振興策について

小笠原村議会会議録

平成30年 第2回定例会

平成30年7月発行

編集・発行 小笠原村議会事務局

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
電話(04998)2-3118

印刷 株式会社 会議録研究所

電話(03)3267-6051(代表)